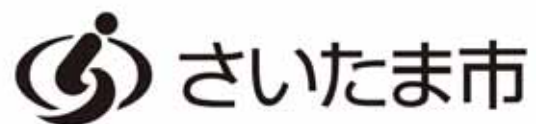


平成25年度
国の施策・予算に対する提案・要望

平成24年6月



平成25年度国の施策・予算に対する提案・要望

さいたま市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市は、新たな時代を切り拓くため、「子どもが輝く“絆”で結ばれたまち」を目指し、「徹底した行財政改革」と「生産性の高い都市経営」により、市民一人ひとりが、しあわせを実感できるまちづくりを進めています。

昨年、誕生10周年を迎えた本市は、人口124万人を有する日本でも指折りの大都市として、大きく成長を続けてきております。

そして、これまでの10年という土台をベースにして、これからの100年という大きな飛躍に向け、次のステージに移行する重要なプロジェクトも展開しております。

私たちの郷土“さいたま市”を、我が国を代表する都市として、また、日本だけではなく、世界に貢献する都市として、市民が誇りを持てる都市につくりあげることが、私の責務であります。市民の皆様と心をひとつにし、ずっと住み続けたいさいたま市、未来に誇れるさいたま市、住んでみたいさいたま市の実現に邁進してまいりたいと考えております。

本提案・要望書は、防災対策、まちづくりをはじめ、本市のさまざまな取組を進めるに当たり、国において制度及び予算などについて、御検討いただきたい主な事項を取りまとめております。

つきましては、国も厳しい財政状況にあることは承知しておりますが、今後の施策の展開に当たり、さいたま市の提案・要望の実現について、御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年6月

さいたま市長 清水 勇人



目 次

1. 防災対策

東日本大震災

重点	1	帰宅困難者対策の充実強化	…	1
重点	2	大規模災害への対応策	…	3
重点 新規	3	瓦礫の受入れに対する安全性の確保	…	5

耐 震 化

重点	4	市有建築物並びに民間建築物の耐震化に係る補助制度の拡充	…	7
重点 新規	5	公共施設に準ずる民間施設の耐震化の促進	…	9
重点	6	水道構造物の耐震化事業に係る補助制度の拡充	…	11

国 民 保 護

新規	7	情報提供システムの連携強化	…	12
	8	国民保護の推進	…	14

消 防

重点	9	無線通信補助設備に係る改修基準の策定及び改修に係る補助制度の創設	…	16
新規	10	危険物地下貯蔵タンクの流出防止対策に対する支援制度の拡充	…	18

2. 基盤整備・まちづくり・環境

基 盤 整 備

重点	11	高速鉄道東京7号線の延伸促進	…	19
重点 新規	12	上尾道路の整備促進・首都高速埼玉大宮線及び埼玉新都心線の延伸	…	23
新規	13	河川防災ステーション・さいたま築堤の早期整備	…	25

ま ち づ くり

新規	14	駅のバリアフリー化に対する支援の強化	…	27
新規	15	市街地整備事業に対する支援	…	30
重点 新規	16	見沼田圃の保全と活用に向けた支援	…	32
新規	17	都市公園の整備促進に向けた制度拡充	…	34
	18	緑地を保全する制度の拡充	…	35

環 境

重点	19	総合特区(次世代自動車・スマートエネルギー特区)の支援措置の充実	…	38
新規	20	再生可能エネルギーの固定買取制度の対象拡充	…	44
	21	循環型社会の構築に向けて	…	45
	22	補償金免除繰上償還制度の拡充	…	50

3. 福祉・医療・保健・子育て

福 祉

重点 新規	23	行政情報の無い要支援者の早期発見	…	51
	24	生活保護制度の再構築	…	53
	25	介護保険制度の拡充	…	57
新規	26	障害者自立支援法の見直し	…	59
	27	医療保険制度の抜本的改革	…	61

目 次

医 療

- 重点 28 埼玉社会保険病院、社会保険大宮総合病院の運営及び耐震化の促進 …… 64
- 重点 新規 29 基準病床数制度の見直し …… 66

保 健

- 重点 30 予防接種制度の財源負担等の見直し …… 68
- 31 新型インフルエンザ対策 …… 70

子 育 て

- 重点 新規 32 子ども・子育て新システムの円滑な実施 …… 72

4. 教育の充実

- 新規 33 少人数学級の推進 …… 76
- 新規 34 全国学力・学習状況調査の全数調査としての実施 …… 77
- 35 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度の見直し …… 78
- 36 義務教育施設等の整備・改修の促進 …… 80
- 37 公立高等学校授業料不徴収交付制度の見直し …… 82

5. 観光・経済対策

- 新規 38 インバウンド観光に対する支援 …… 83
- 39 スポーツに関する施策の充実・強化 …… 85
- 重点 40 地域経済の活性化に向けた財政措置を伴う制度の構築 …… 87

6. 地域主権

- 重点 41 地域主権改革の断行 …… 88
- 重点 42 新たな大都市制度「特別自治市」の創設 …… 90
- 重点 43 地方財源の充実 …… 91
- 重点 新規 44 国庫補助負担金の改革 …… 92
- 新規 45 社会保障・税番号制度（マイナンバー）の導入 …… 93

目次（省庁別）

内閣官房

8	国民保護の推進	14
19	総合特区(次世代自動車・スマートエネルギー特区)の支援措置の充実	38
31	新型インフルエンザ対策	70
32	子ども・子育て新システムの円滑な実施	72
45	社会保障・税番号制度（マイナンバー）の導入	93

内閣府（消費者庁）

1	帰宅困難者対策の充実強化	1
23	行政情報の無い要支援者の早期発見	51
40	地域経済の活性化に向けた財政措置を伴う制度の構築	87
41	地域主権改革の断行	88
44	国庫補助負担金の改革	92

総務省（消防庁）

2	大規模災害への対応策	3
7	情報提供システムの連携強化	12
8	国民保護の推進	14
9	無線通信補助設備に係る改修基準の策定及び改修に係る補助制度の創設	16
10	危険物地下貯蔵タンクの流出防止対策に対する支援制度の拡充	18
22	補償金免除繰上償還制度の拡充	50
35	義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度の見直し	78
39	スポーツに関する施策の充実・強化	85
41	地域主権改革の断行	88
42	新たな大都市制度「特別自治市」の創設	90
43	地方財源の充実	91
44	国庫補助負担金の改革	92
45	社会保障・税番号制度（マイナンバー）の導入	93

財務省

18	緑地を保全する制度の拡充	35
22	補償金免除繰上償還制度の拡充	50
35	義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度の見直し	78
43	地方財源の充実	91
44	国庫補助負担金の改革	92

文部科学省（文化庁）

5	公共施設に準ずる民間施設の耐震化の促進	9
32	子ども・子育て新システムの円滑な実施	72
33	少人数学級の推進	76
34	全国学力・学習状況調査の全数調査としての実施	77
35	義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度の見直し	78
36	義務教育施設等の整備・改修の促進	80
37	公立高等学校授業料不徴収交付制度の見直し	82
38	インバウンド観光に対する支援	83
39	スポーツに関する施策の充実・強化	85

目次（省庁別）

厚生労働省

5	公共施設に準ずる民間施設の耐震化の促進	9
6	水道構造物の耐震化事業に係る補助制度の拡充	11
23	行政情報の無い要支援者の早期発見	51
24	生活保護制度の再構築	53
25	介護保険制度の拡充	57
26	障害者自立支援法の見直し	59
27	医療保険制度の抜本的改革	61
28	埼玉社会保険病院、社会保険大宮総合病院の運営及び耐震化の促進	64
29	基準病床数制度の見直し	66
30	予防接種制度の財源負担等の見直し	68
31	新型インフルエンザ対策	70
32	子ども・子育て新システムの円滑な実施	72

経済産業省（中小企業庁）

19	総合特区(次世代自動車・スマートエネルギー特区)の支援措置の充実	38
20	再生可能エネルギーの固定買取制度の対象拡充	44
21	循環型社会の構築に向けて	45
23	行政情報の無い要支援者の早期発見	51
38	インバウンド観光に対する支援	83

国土交通省（観光庁）

4	市有建築物並びに民間建築物の耐震化に係る補助制度の拡充	7
5	公共施設に準ずる民間施設の耐震化の促進	9
11	高速鉄道東京7号線の延伸促進	19
12	上尾道路の整備促進・首都高速埼玉大宮線及び埼玉新都心線の延伸	23
13	河川防災ステーション・さいたま築堤の早期整備	25
14	駅のバリアフリー化に対する支援の強化	27
15	市街地整備事業に対する支援	30
16	見沼田圃の保全と活用に向けた支援	32
17	都市公園の整備促進に向けた制度拡充	34
18	緑地を保全する制度の拡充	35
19	総合特区(次世代自動車・スマートエネルギー特区)の支援措置の充実	38
38	インバウンド観光に対する支援	83

環境省

3	瓦礫の受入れに対する安全性の確保	5
19	総合特区(次世代自動車・スマートエネルギー特区)の支援措置の充実	38
21	循環型社会の構築に向けて	45

警察庁

19	総合特区(次世代自動車・スマートエネルギー特区)の支援措置の充実	38
----	----------------------------------	----

防災対策

1. 帰宅困難者対策の充実強化

〔内閣府〕

【提案・要望事項】

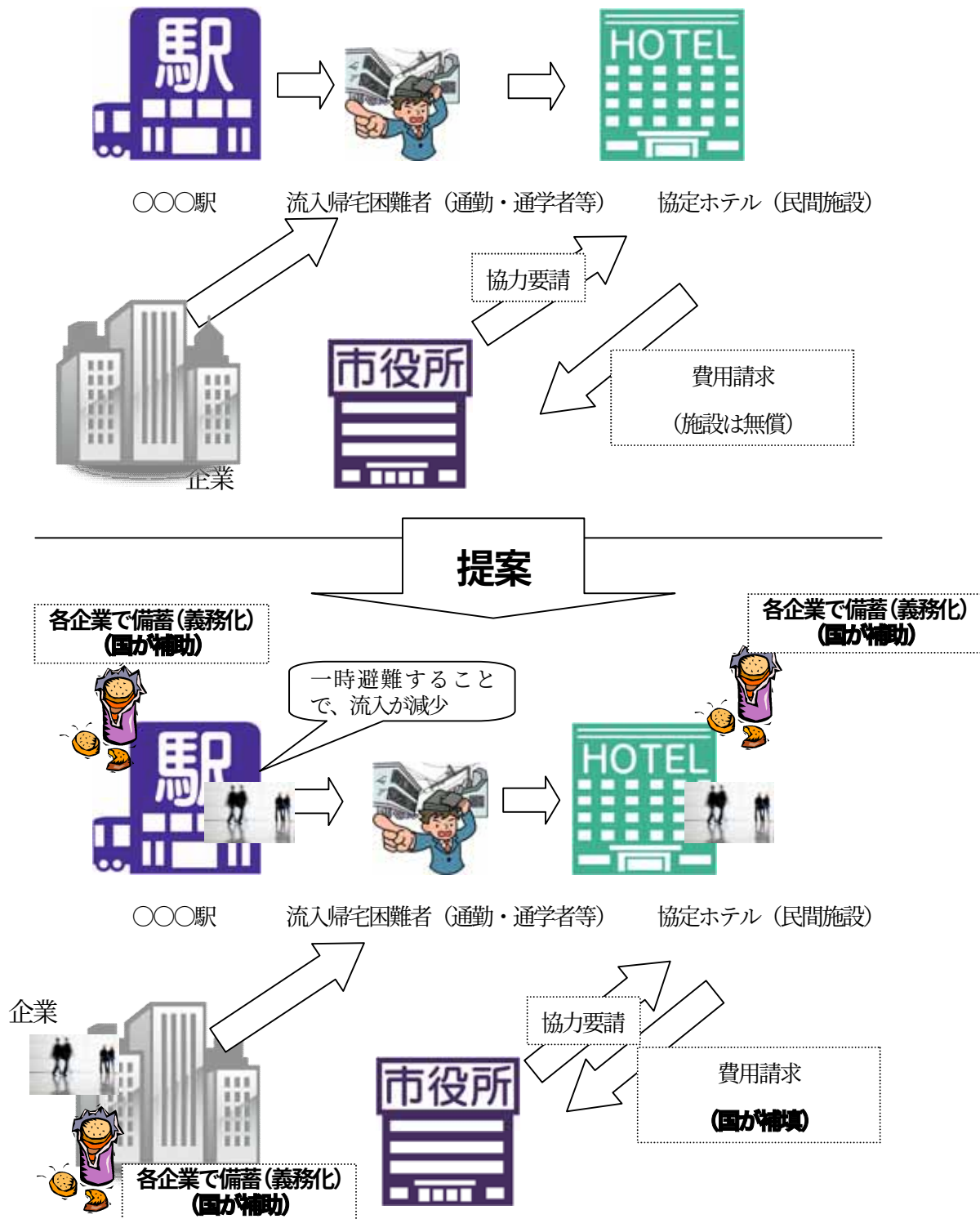
帰宅困難者対策として、企業に対する備蓄等の義務化と一時的な避難所の確保に向けた制度の創設及び積極的な支援を行うこと

【背景・理由】

- ・ 東北・関東地方を襲った「東日本大震災」の被害状況や最近行われた中央防災会議の被害想定の見直しでは、帰宅困難者をはじめとする、より多くの避難者の発生が想定されている。
- ・ さいたま市は、これまでも「災害に強いまちづくり」を目指し、市有建築物の耐震化を前倒しして実施するなど、減災に努めてきた。
- ・ 昨年の震災当日も地域防災計画に基づき対応したが、鉄道事業者（ＪＲ）による駅の閉鎖や、新幹線が鉄道高架上で緊急停止したことにより発生した多数の「帰宅困難者」に対する避難所受入れなどに多くの課題が発生し、対応が困難であった。
- ・ 今後も首都直下型地震の発生が予測されており、これらの課題の解決は極めて重要かつ急務であり、国の強いリーダーシップによる対策・支援の一層の充実強化を要望する。
- ・ 本市では、帰宅困難者対策として、一時滞在施設を設置するため、駅周辺ホテル等と施設の提供等について協定を締結している。しかし、帰宅困難者への支援は、広域的な支援体制が必要であり、一地方自治体の取組では帰宅困難者全体としての効果は薄く、国が積極的に取り組むことが極めて重要である。
- ・ また、近年、震災時はすぐに帰宅するのではなく、施設内にとどまることや、外出時は近場の安全な施設内に避難することが望ましいとされていることから、企業など民間施設に自社の従業員のみならず、周辺で発生する帰宅困難者に対する備蓄などの対応を義務化することで、一時避難所として確保することができる。
- ・ しかし、民間施設の利用には相当の費用負担が発生するため、災害対策基本法による企業への義務化や、災害救助法に定める避難所の設置の費用負担に対する基準の見直しなど、国の強いリーダーシップによる支援対策を一層充実・強化する必要がある。

【参考】

■さいたま市の帰宅困難者支援



２．大規模災害への対応策等について

〔総務省消防庁〕

【提案・要望事項】

- １ 緊急消防援助隊の更なる活動能力の充実・強化を図るため、国が主体となり、大規模災害等対応型訓練施設を設置すること
- ２ 緊急消防援助隊に係る支援の強化に関すること
 - (１) 進出拠点の確保
 - (２) 車両及び資機材の充実強化
 - (３) 情報通信体制の充実・強化

【背景・理由】

- ・ 昨年３月１１日に発生した東日本大震災は、観測史上最大のマグニチュード９．０の巨大地震に加え、広範囲にわたる大津波、原子力発電所における放射性物質の漏えい事故及び石油コンビナート火災を伴う大規模広域複合災害となり、多くの尊い人命と貴重な財産を一瞬にして奪った、未曾有の大災害となった。
- ・ 本市では、発災直後から、消防庁長官の指示に基づき、緊急消防援助隊として被災地に部隊が出動し、消防に課せられた崇高な使命と職責の下、被災者の救出・救護活動に全力を尽くしたところである。
- ・ 今回の大震災による経験と貴重な教訓に基づき、次の事項について、国による迅速かつ確実な措置を講じるよう強く要望するものである。

１ 大規模災害等対応型訓練施設の設置に関すること

- ・ 本震災の緊急消防援助隊活動は、災害が広域であったこと、要救助者が多数であったことなどから、複数の部隊の統率を図り、統一した活動方針の下に救出・救護活動を実施する必要があった。また、原子力発電所における特殊災害対応が求められたことから、今後、緊急消防援助隊の更なる活動能力の充実・強化を図る必要があると考えるところである。
- ・ 平成２３年度に国において、大規模かつ長期間に及ぶ災害時における緊急消防援助隊の活動を支える活動拠点について「緊急消防援助隊広域総合進出拠点施設に係る検討会」の中で検討され、平成２４年５月２１日に公表された「緊急消防援助隊広域総合進出拠点施設に関する調査報告書」において、災害時の機能はもとより、平常時の機能となる広域応援部隊等の研

修や訓練機能を兼ね備えた大規模災害等対応型訓練施設を整備する必要があるとされている。

2 緊急消防援助隊に係る支援の強化に関すること

(1) 進出拠点の確保

- ・ 昨年の震災では、多数の部隊が出動したため、**野営地の確保等に非常に苦慮したところ**である。また、**活動が長期化したことや気候が寒冷であったことから**、出動隊員の負担は非常に大きいものであった。
- ・ このため、**東北地方、首都圏での活動を考慮して、進出拠点となる施設を大規模災害等対応型訓練施設の設置と併せて東日本（関東圏）に整備する必要がある。**

(2) 車両及び資機材の充実強化

- ・ 本市は、地域の実情に合わせて、部隊及び車両・資機材を整備してきたところであるが、いまだ十分な整備状況とはいえない。
- ・ 大規模災害時等において、**早期に活動に着手するための道路啓開、瓦礫の下敷きとなっている要救助者の検索・救助を効率的に展開することができるよう、車両・資機材を国の無償貸与により整備することを要望する。**

(3) 情報通信体制の充実・強化

- ・ 昨年の震災では、**無線基地局が被災し、携帯電話も不通となるなど、緊急消防援助隊を派遣した部隊との連絡体制の確保も困難であったことから、国では無線基地局を臨時に設置できる車両を無償貸与したが、更なる整備や支援体制を行う必要がある。**
- ・ また、**国があらかじめ所要の衛星電話等を整備し、一括管理するとともに、大規模災害時にこれらを航空機等により搬送する仕組みについて、整備することを要望する。**

【参考】

◇東日本大震災に係る本市の緊急消防援助隊派遣実績

○岩手県陸前高田市

平成 23 年 3 月 11 日から 3 月 31 日までの間、延べ 248 隊、867 名を派遣

○福島県相馬地方

平成 23 年 3 月 11 日から 6 月 6 日までの間、延べ 214 隊、807 名を派遣

○その他

福島原発に対応するため、東京電力へ消防ポンプ車を 2 台貸与

3. 瓦礫の受入れに対する安全性の確保

〔環境省〕

【提案・要望事項】

- 1 瓦礫の安全性に関して国民へ説明すること
- 2 焼却灰の処分先を確保すること
- 3 瓦礫の受入れに関する経費を全額国庫負担とすること

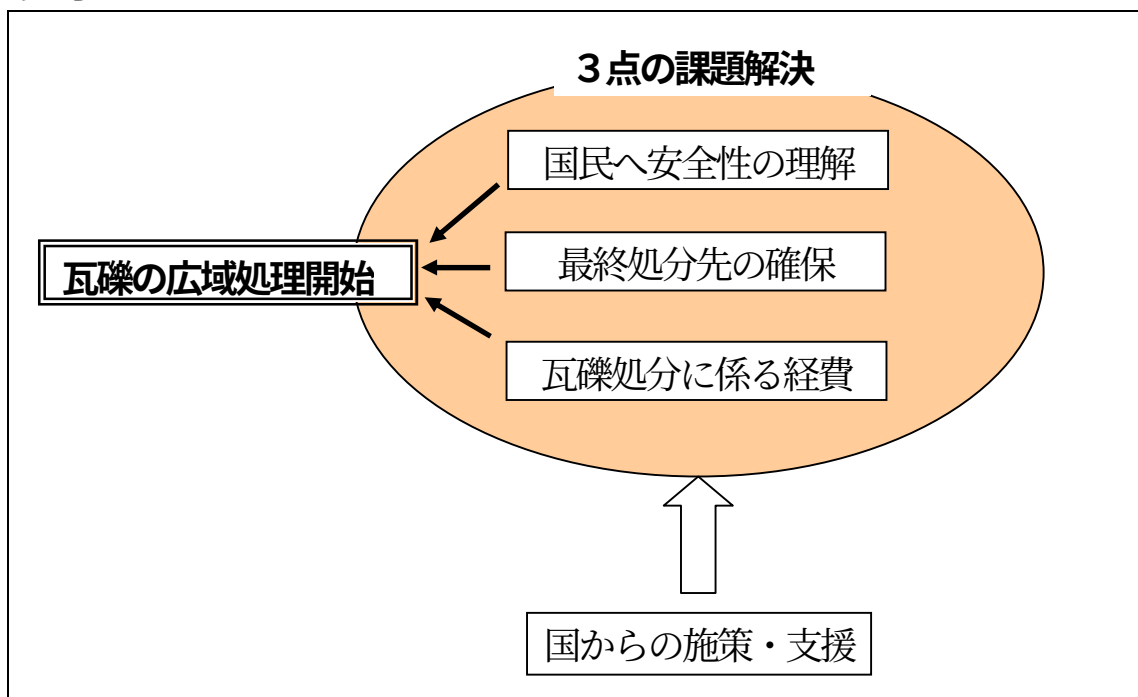
【背景・理由】

- ・ 東日本大震災において発生した膨大な量の災害廃棄物を迅速に処理するには広域処理が必要との判断から国は全国の地方自治体に対し、協力を要請しているが、市民（国民）が安心して受入れができるよう、国が責任を持って次の事項を行うことを要望する。
- ① **瓦礫の安全性に関する国民への説明**
 - ・ 災害廃棄物の広域処理については、「被災地を支援したいが、災害瓦礫を県外に搬出することで放射能が更に拡散されるのではないか」といった意見が寄せられている。
 - ・ 焼却処理、埋立て基準等に対しても広く理解が得られない状況であり、現時点では災害廃棄物の広域処理は進んでいない状況である。
 - ・ **今後、災害廃棄物の処理を進めるには、あらためて国が責任をもって国民に対して瓦礫の安全性を説明し、理解を得ることが必要**である。
 - ② **焼却灰の処分先確保**
 - ・ 災害廃棄物を安定的に処理するには、最終処分先の確保が重要であり、現在、災害廃棄物を受け入れる準備として、市独自の受入れ基準を策定し、安全性を確保した上で、市内、市外を問わず最終処分先の確保に努めてきてはいるが、現時点では、最終処分先の理解を得られない状況にある
 - ・ **今後、災害廃棄物の処理も含め、安定的な廃棄物処理を継続するためには、国において、継続的、安定的な最終処分先を確保することを要望する。**

③ 瓦礫の受入れに関する経費の全額国庫負担

- ・ 災害瓦礫の処分費、災害瓦礫を処理するために廃棄物処理施設に増設・改良等が必要になった場合の経費、災害瓦礫を受入れる際に処理施設及び最終処分施設の近隣住民への説明会等に係る費用に対して国は全面的に支援するとの通知があったが、具体的な支援の措置方法については定められていない。
- ・ 国は、経費支援の処置方法を明確にするとともに、国の責任において全額国庫負担することを要望する。

【参考】



4. 市有建築物並びに民間建築物の耐震化に係る補助制度の拡充

(国土交通省)

【提案・要望事項】

- 1 市民の安心・安全を確保するため、市有建築物の耐震化に対する補助制度を拡充すること
- 2 民間建築物の耐震化の促進を図るため、社会資本整備総合交付金交付要綱における耐震補強工事及び建替え工事に対する国の補助制度について、対象建築物の規模及び構造要件を撤廃すること

【背景・理由】

(市有建築物)

- ・ 公共建築物については、多くの市民が日常的に使用することから、利用者の安全確保の面、また、災害時には避難場所や災害対策本部・支部などの応急活動の拠点として活用されることから、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組む必要がある。
- ・ 本市では、市有建築物耐震改修促進計画を策定し、平成27年度までに耐震化100%を目指して、公共建築物の耐震化を鋭意進めているところであるが、より強力に公共建築物の耐震化を進め、市民の安心・安全を確保するため、市有建築物の耐震化工事に対する補助制度の拡充など、国の強力な支援を要望する。

(民間建築物)

- ・ 本市では民間建築物に対する耐震補強等助成事業を、社会資本整備総合交付金交付要綱及び同要綱附属編に基づき実施しているが、学校施設、医療施設、福祉施設、商業・業務施設などの「住宅以外の建築物」については、同要綱附属編において延べ床面積、階数など規模や構造に関する一定の要件が規定されているため、これに満たない建築物は国費の補助対象に該当しないこととされている。
- ・ このような状況の中、本市では、既存建築物の耐震化促進に向けた取組として、国の補助要件に満たない建築物の耐震補強工事や建替え工事に

に対する助成事業を実施してきた。

- ・国は、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、住宅及び多数の者が利用する建築物の平成27年度における耐震化率90%達成を目標として掲げているが、「住宅以外の建築物」に対する規模・構造等の要件を設けることにより、これらの建築物の耐震化の促進を損ねる要因となることから、「住宅以外の建築物」の耐震補強工事及び建替え工事に対する補助の対象要件を撤廃するとともに補助制度の更なる拡充を要望する。

【参考】

◇さいたま市市有建築物の耐震状況（平成23年4月1日現在）

用途		耐震化対応済		耐震化未対応		合計
		耐震改修済	ランクⅠ	ランクⅡ	ランクⅢ	
G1a	保育園	10棟	11棟	12棟	7棟	40棟
	障害福祉施設	2棟	1棟	0棟	0棟	3棟
	高齢福祉施設	0棟	6棟	1棟	1棟	8棟
	母子生活支援施設	0棟	1棟	0棟	0棟	1棟
	子育て施設	0棟	1棟	1棟	1棟	3棟
	学校施設	289棟	52棟	116棟	46棟	503棟
	高等看護学校	0棟	1棟	0棟	0棟	1棟
G1b1	庁舎	0棟	0棟	3棟	4棟	7棟
	消防署	4棟	4棟	0棟	0棟	8棟
	医療施設	2棟	1棟	0棟	1棟	4棟
G1b2	公民館	13棟	12棟	4棟	2棟	31棟
	上水道施設	15棟	17棟	0棟	2棟	34棟
	下水道施設	3棟	0棟	3棟	1棟	7棟
G2	市民会館	0棟	1棟	0棟	2棟	3棟
	図書館	0棟	1棟	0棟	1棟	2棟
	体育館	0棟	0棟	1棟	1棟	2棟
	運動施設	1棟	0棟	0棟	0棟	1棟
	コミュニティセンター	4棟	0棟	0棟	0棟	4棟
	市営住宅	19棟	24棟	0棟	0棟	43棟
	消防分団車庫	0棟	0棟	2棟	2棟	4棟
G3	漫画会館	0棟	0棟	1棟	0棟	1棟
	ひかり会館	0棟	0棟	1棟	0棟	1棟
	集会場	0棟	0棟	1棟	0棟	1棟
小計		362棟	133棟	146棟	71棟	712棟
合計		495棟		217棟		

〔担当：建設局建築部建築総務課長 大貫 一博 TEL 048-829-1535〕

〔担当：建設局建築部保全管理課長 三村 裕一 TEL 048-829-1506〕

5. 公共施設に準ずる民間施設の耐震化の促進について

(国土交通省・厚生労働省・文部科学省)

【提案・要望事項】

病院、社会福祉施設、幼稚園及び学校など、高い公益性を持つ「公共施設に準ずる民間施設」の耐震化の促進を図るため、耐震診断や耐震補強等の実施に必要な事業費に対する補助制度の拡充を図ること

【背景・理由】

- ・さいたま市が位置する南関東圏では、東京湾北部を震源とするマグニチュード7クラスの首都直下型地震発生の切迫性が高く、この地震によるさいたま市への甚大な被害が懸念されている。
- ・阪神・淡路大震災では、神戸市内で亡くなった3,875人のうち、詳細な分析が行われた3,651人の死亡原因の95パーセント以上が建物の倒壊による窒息死や圧死や建物の倒壊に起因すると思われる火災により亡くなったと推計されている。
- ・また、犠牲者の約8割は地震発生後、約15分以内に死亡していると推定され、震災後の救助活動により犠牲者の数を減らすことは極めて困難であることから、犠牲者を減少させるには、建物の倒壊を防ぐ耐震化を促進することが極めて有効な手段となる。
- ・特に、震災時に適切な医療提供体制の維持を図る上で重要な役割を果たす「病院等の医療施設」、高齢者や乳幼児など自力での避難が困難な多くの方々が利用する「社会福祉施設」、児童生徒等の安全確保や教育活動等の早期再開を図るとともに、地域住民の応急的な受け入れ機能を果たす「幼稚園・学校」など、高い公益性を持った民間施設の耐震化の促進は、公共施設の耐震化と同様に喫緊の課題であるため、公共施設に準ずる施設の耐震化に対する補助制度の拡充について国の強力な支援を要望する。

【参考】

阪神・淡路大震災による神戸市内での犠牲者の 死亡原因・死亡推定時刻

1. 犠牲者の死亡原因 (地震後2週間まで)

■表4.1.2 犠牲者の死亡原因(地震後2週間まで)

	死因	死亡者数(人)	割合	
①	窒息	1,967	53.9%	83.3%
②	圧死	452	12.4%	
③	打撲・捻挫傷	300	8.2%	
④	外傷性ショック	82	2.2%	
⑤	頭部損傷	124	3.4%	
⑥	内臓損傷	55	1.5%	
⑦	頸部損傷	63	1.7%	
⑧	焼死・全身火傷	444	12.2%	95.5%
⑨	不詳及び不明	116	3.2%	
⑩	臓器不全等	15	0.4%	
⑪	衰弱・凍死	7	0.2%	
⑫	その他	26	0.7%	
	合計	3,651	100.0%	

※神戸市内で亡くなった3,875人のうち詳細な分析が行われた3,651人について記載

(出典)「間違いだらけの地震対策」(目黒公郎東京大学教授)

2. 犠牲者の死亡推定時刻 (地震後2週間まで) ※地震発生時刻 午前5時46分

■表 4.1.3 犠牲者の死亡推定時刻(地震後2週間まで)

	死亡日時	死亡者数(人)	割合
1月17日	6:00	2,940	80.5%
	9:00	74	2.0%
	12:00	108	3.0%
	23:59	224	6.2%
	時刻不詳	194	5.3%
1月18日		67	1.8%
1月19日～2月4日		40	1.1%
日付けなし		4	0.1%
合計		3,651	100.0%

※神戸市内で亡くなった3,875人のうち詳細な分析が行われた3,651人について記載

(出典)「間違いだらけの地震対策」(目黒公郎東京大学教授)

6. 水道構造物の耐震化事業に係る補助制度の拡充

〔厚生労働省〕

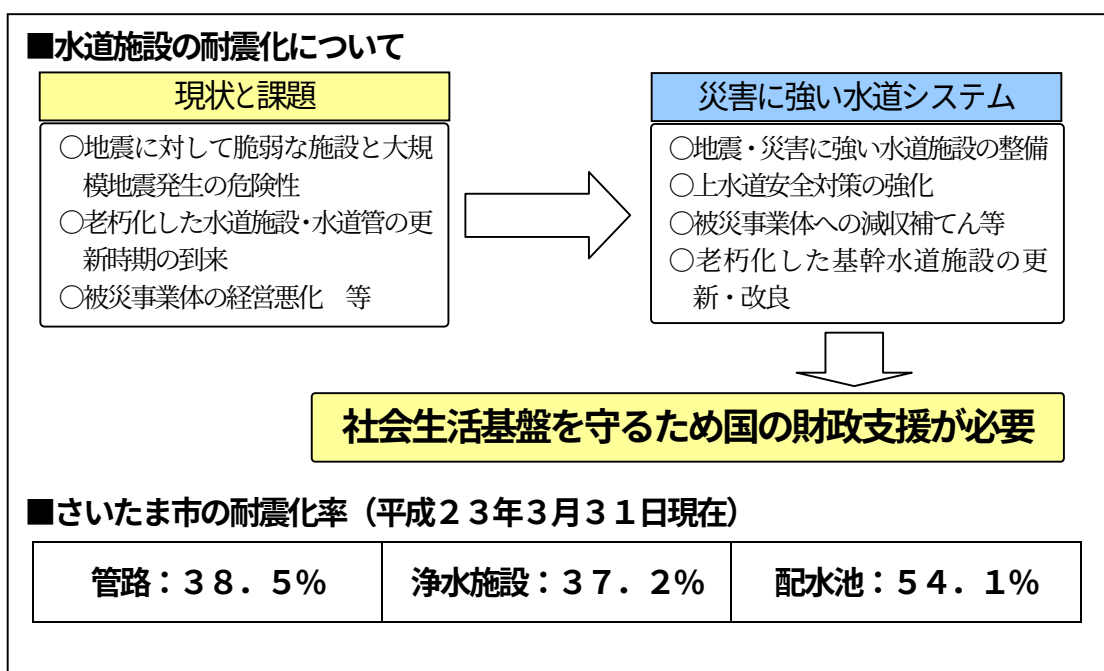
【提案・要望事項】

基幹水道構造物の耐震化事業をはじめとする緊急時給水拠点確保事業費補助率の拡充を行うこと

【背景・理由】

- ・ 水道は、市民生活と都市活動を支えるライフラインであり、常に安全な水道水を安定して供給することは国の責務であり、水道施設の災害対策を国策として強力に推し進めるべきである。
- ・ 本市においても、「さいたま市水道事業中期経営計画」に災害対策を位置付け、水道の基幹施設である浄・配水場、水道管などの耐震化等を進めているところではあるが、その災害対策事業に要する事業費は莫大であり、現状の国の補助制度では水道事業経営に及ぼす影響が非常に大きいことから、緊急時給水拠点確保等事業の補助率を現行の3分の1から引き上げるなど、基幹水道構造物耐震化事業の補助拡充を要望する。

【参考】



〔担当：水道局 業務部 水道総務課長 薮島 裕之 TEL 048-714-3066〕

〔担当：水道局 給水部 水道計画課長 川島 康弘 TEL 048-714-3096〕

7. 情報提供システムの連携強化

〔総務省消防庁〕

【提案・要望事項】

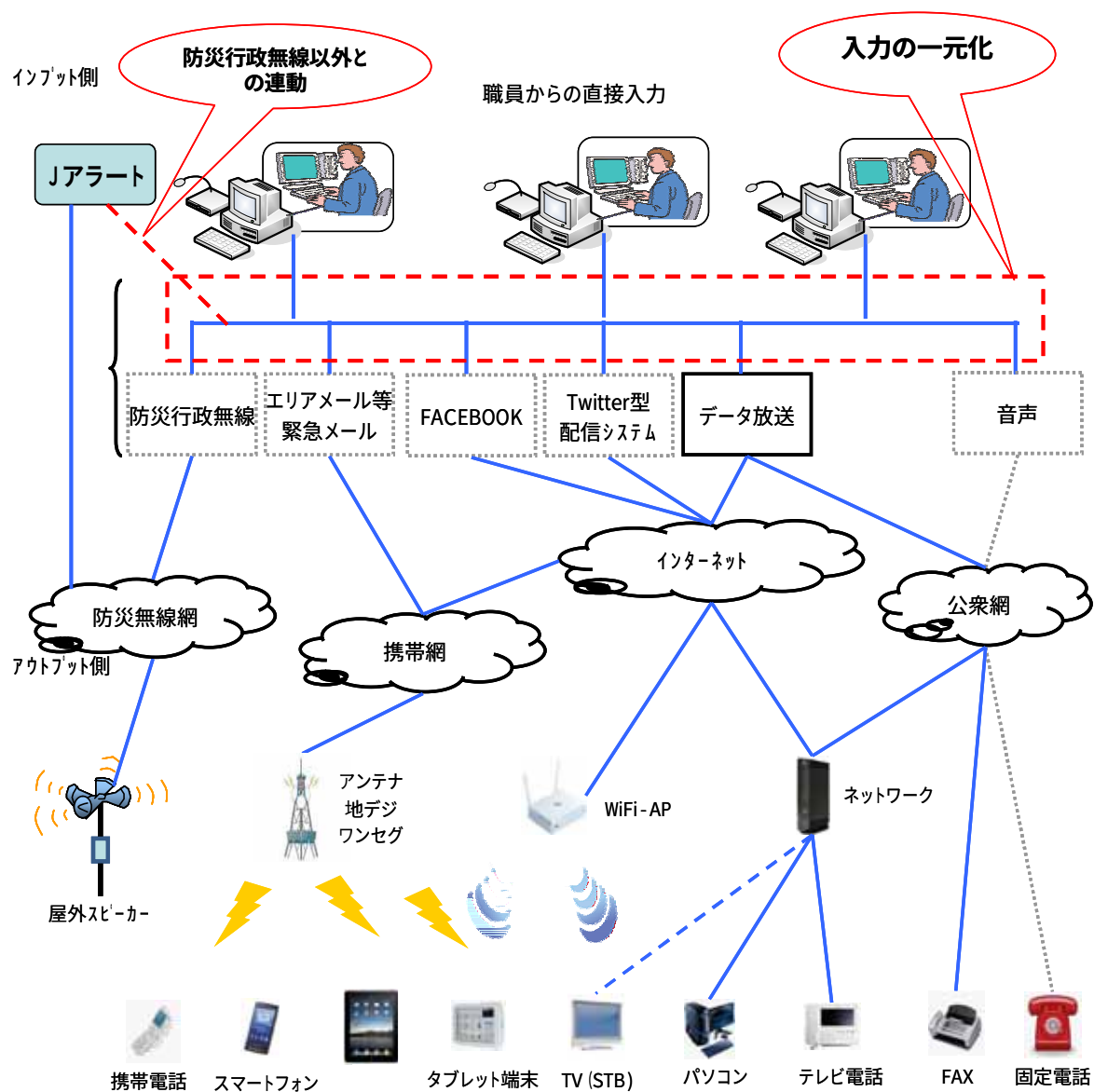
災害時における避難勧告等の緊急情報は、市民に対し迅速に提供する必要があるため、国で整備しているＪアラートと、東日本大震災で活躍したツイッターや、エリアメール等の民間企業が提供しているサービスと連携を強化すること

【背景・理由】

- ・ 現在、地方自治体では、Ｊアラートと防災行政無線を連携させている事例が多く見受けられるが、都市部などの高層住宅が立ち並ぶ地域や、気密性の高い住宅においては非常に聞こえづらい状況となっており、防災情報を伝達する手段としては課題がある。
- ・ また、東日本大震災においては、音声電話は輻輳により利用できず、情報の入手には、ツイッターや通信事業者が提供している「災害時伝言板」等の民間企業のサービスが有効であった。
- ・ 現在、地上波デジタル放送によるテレビの「データ放送」、「ツイッター」、「エリアメール」などさまざまな民間企業のサービスが提供され普及してきているが、そのようなサービスにより配信するには職員等が個々にデータを入力する必要があり、緊急性を損なう可能性がある。
- ・ 緊急情報は、最低限の入力であらゆる媒体を介して瞬時に正しい情報を発信することが重要であることから、既に普及している多様な民間企業の情報サービスとＪアラートを連携させるように国が積極的に取り組むことが極めて重要である。
- ・ 今後、首都直下型地震の発生する可能性が高いと発表されており、この情報提供システムの連携については、個々の地方自治体の取組ではなく全国規模の対応が必要であると考えられることから国の強いリーダーシップにより充実・強化することを要望する。

【参考】

災害時における市民への情報配信について



8. 国民保護の推進

〔内閣官房・総務省消防庁〕

【提案・要望事項】

- 1 武力攻撃事態や大規模テロ等に備えるため、物資及び資材等の備蓄に当たっては、以下のとおり整備すること
 - (1) NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害等に対処するための物資及び資材等は、国の責任において確保すること
 - (2) 国は、地方公共団体と意見交換を行い、国と地方公共団体との役割を明示し、地方公共団体が備蓄する場合においては、物資及び資材等の種類や数量をガイドラインで示すとともに、その財源を措置すること
- 2 国は、国民保護にかかる事業を円滑に推進するため、住民の理解を深める啓発に主導的に取り組むこと

【背景・理由】

- ・ 我が国の政治・経済の中心である首都圏は、武力攻撃事態や大規模テロ等の発生時には、首都機能や経済機能に重大な影響が出ることが予想され、その事態は、地方公共団体の対処能力を超えるものと危惧される。
- ・ 国においては、平成16年に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」を制定し、平成17年には「国民の保護に関する基本指針」を制定している。さいたま市では、平成18年11月、「さいたま市国民保護計画」の策定をはじめ、九都県市間における、首都圏の特殊性を踏まえた連携体制の充実など、対策の推進を図っている。
- ・ しかし、国は、物資の備蓄などの具体的内容について、いまだ明らかにしていない。まず、国と地方公共団体との役割を整理した上で、国民保護措置は法定受託事務であることを踏まえ、費用については国で負担する必要がある。
- ・ また、国民保護事業を進めるに当たり、住民の一層の理解が必要であることから、更なる啓発活動が必要である。
- ・ 以上のことから、国においては、国民保護の推進のため、強いリーダーシップを持って、更なる具体的な対応を図ることを要望する。

【参考】

■国民保護において、想定される事態

武力攻撃事態

外部からの武力攻撃については、次の4つの類型を想定しています。

着上陸侵攻



ゲリラ特殊部隊による攻撃



弾道ミサイル攻撃



航空攻撃



緊急対処事態（大規模テロ等）

武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する事態であり、次の4つの類型を想定しています。

大規模集客施設等への
化学剤などの散布



大量輸送交通機関の
走行中の爆破



核燃料物質の高速
道路運送中の爆破



都心における
テロの発生



物資及び資材等の
備蓄・整備
住民への啓発が
不可欠

住民の避難及び避難
住民等の救援に必要
な物資及び資材

国民保護措置の実施
のために必要な
物資及び資材

住民の理解を
深める
啓 発

９．無線通信補助設備に係る改修基準の策定及び 改修に係る補助制度の創設

〔総務省消防庁〕

【提案・要望事項】

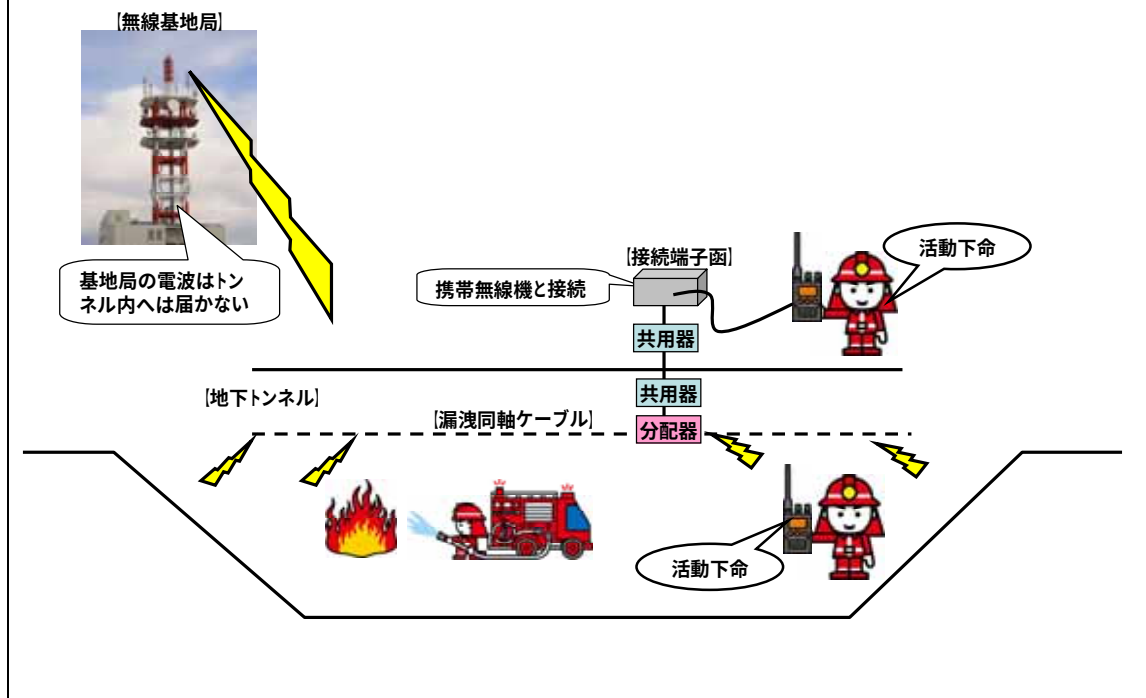
- 1 消防法施行規則第31条の2の2に定める無線通信補助設備の設置について、消防救急無線の260MHz帯デジタル化移行後の基準を速やかに示すこと
- 2 無線通信補助設備を設置している施設関係者に対して、260MHz帯に対応させるための設備改修に係る補助金を交付する制度を創設すること

【背景・理由】

- ・ 現行の無線通信補助設備の設置基準については、消防法施行規則第三十一条の二の二に定められ「別表第1 地下街（16の2項）に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のものに設置する」とされているが、消防救急無線の260MHz帯のデジタル化移行が電波法で規定されているにも関わらず、設置基準の改正指針等が定められていない状況である。
- ・ 本市内にも首都高速道路のトンネル等の施設が近年増加しており、任意設置により12か所の対象物に設置されているが、現状の無線通信補助設備を260MHz帯に対応させる改修費用についても高額になると見込まれ、円滑な改修が促進されないことが懸念される。
- ・ 今後、首都直下型地震の切迫性も高く、高速道路のトンネル等が損壊することにより多大な人的被害が発生することも想定されるが、無線通信が不通となる場合、円滑な消防活動の遂行に支障が生じることが懸念され、これらの課題解決には、消防法施行規則の改正などが必要であることから、国において速やかに無線通信補助設備の新たな設置基準を示すことを要望するものである。
- ・ また、設備改修には莫大な費用が必要になると見込まれるほか、高速道路等には複数自治体にまたがる設備も存在することから、既存の設備改修補助制度創設を要望する。

【参考】

【無線通信補助設備の設備概要】



〔担当：消防局警防部指令課長 永瀬 邦彦 TEL 0 4 8 - 8 3 3 - 9 2 8 6〕

10. 危険物地下貯蔵タンクの流出防止対策に対する支援

〔総務省消防庁〕

【提案・要望事項】

- 1 内面ライニング等の危険物流出防止対策に対する補助制度を拡充すること
- 2 省令改正の経過措置期間（平成25年1月31日）を延長すること

【背景・理由】

- ・ 腐食劣化による危険物地下貯蔵タンクからの流出事故防止を目的として、「危険物の規制に関する規則」が改正（平成23年2月1日施行）され、既設タンクの仕様（設置年数、塗覆装の種類及び設計板厚）から「腐食の恐れが高いもの等」に該当したタンクは、**流出防止対策として、FRP内面ライニング、電気防食システム設置、精密油面計の設置等の施工を講じることが義務付けられた。**
- ・ 危険物の流出事故は、全国でも多くの事例が発生しており、今後も危険物の流出による火災危険及び土壤汚染が懸念されることから、**流出防止対策は必要であるものと認識**している。
- ・ しかし、これらの**流出防止対策を講じるには、多額の費用を要することや経過措置期間が2年間であることから、事業者にとって大きな負担**となっている。
- ・ 国では補助制度を創設したものの、現時点では全ての事業者を対象としていないことから、**すべての事業者が積極的に対策を講じることができるよう、補助制度の対象や補助率を拡充するとともに、経過措置期間を延長するよう要望**する。

【参考】

さいたま市内の状況（平成24年5月1日現在）

- 1 流出防止対策が必要なタンク＝843基
- 2 経過措置までに流出防止対策が必要なタンク＝278基
- 3 既に流出防止対策を講じたタンク＝24基

〔担当：消防局予防部査察指導課長 辻村 裕二 TEL 048－833－9266〕

基盤整備・まちづくり・環境

11. 高速鉄道東京7号線の延伸促進

(国土交通省)

【提案・要望事項】

「高速鉄道東京7号線」の延伸実現に向けた支援、並びに、埼玉高速鉄道(株)の経営安定化のための支援を行うこと

- 1 採算性要件の緩和（累積黒字転換年次を現行の30年程度から40年程度へ）、国の補助拡充など、都市鉄道等利便増進法の適用要件の緩和並びに支援拡充を行うこと
- 2 延伸地域の成長・発展に資するまちづくり及び公共交通等の取組に対して、積極的に支援・協力すること
- 3 運輸政策審議会答申第18号に代わる新たな交通網の計画の検討に当たっては、高齢者の移動手段確保、代替路線交通の確保等の新たな鉄道整備の意義・必要性も踏まえ、引き続き、高速鉄道東京7号線の延伸を計画に位置づける方向で検討すること。併せて、計画路線の整備を推進するために、既存制度の拡充及び新制度の創設についても積極的に検討すること
- 4 既設の鉄道に対する経営支援及び利用促進の取組に関して、国の支援を拡充すること

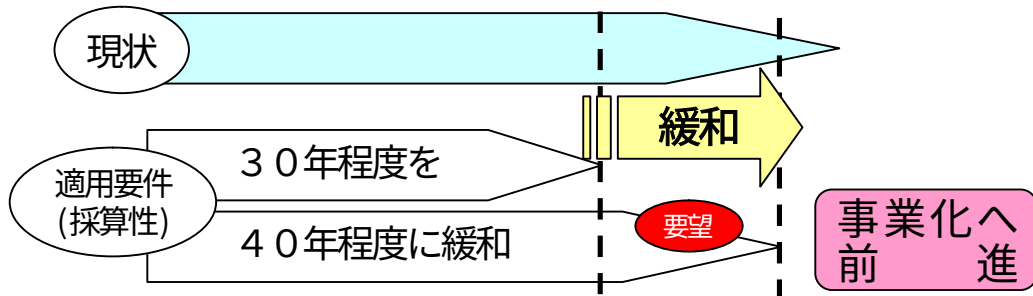
【背景・理由】

- ・ 高速鉄道東京7号線は、「浦和美園から岩槻、蓮田までの区間が、平成27年までに開業することが適当な路線である」と運輸政策審議会答申第18号（平成12年1月27日）に位置付けられており、さいたま市は平成24年度末までに都市鉄道等利便増進法の手続きに入ることを目標に、埼玉県と共同で採算性の確保等の検討を進めてきた。特に平成23年度には埼玉県と共同で、第三者の専門家による「地下鉄7号線延伸検討委員会」を開催し、これまでの調査のとりまとめを行い、人口減少等の影響で需要予測や採算性等については厳しい試算結果が示されたものの、「延伸実現に資する方策」を展開することで、プロジェクトの評価を高めることは可能であるとの趣旨の報告が出された。

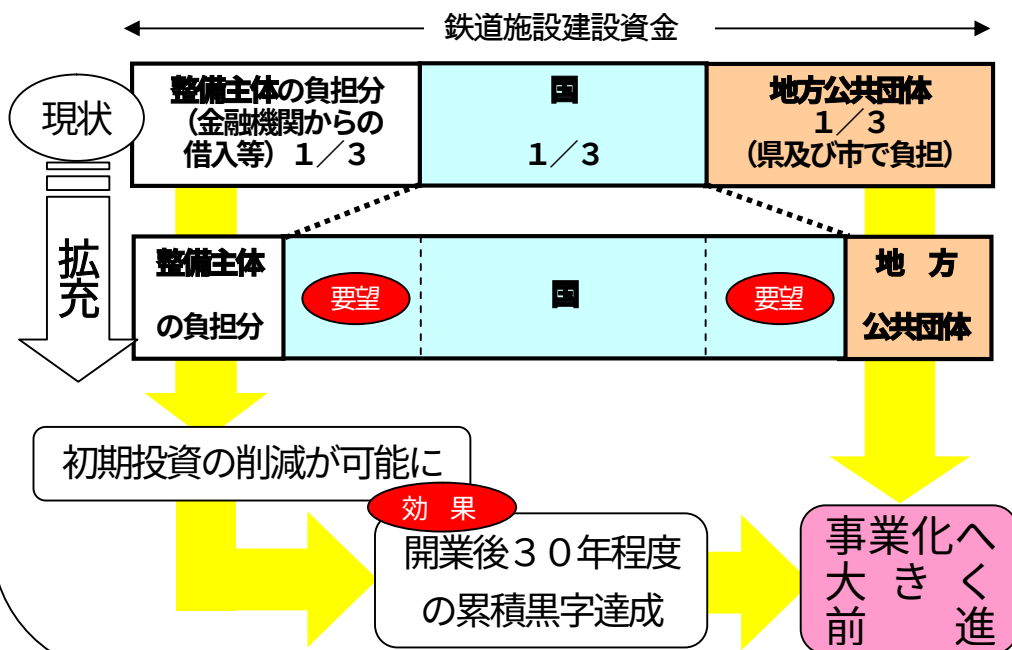
- ・ 人口減少等の影響により事業環境は厳しくなっている。その一方で、**高齢者の移動手段確保、震災時等の代替路線の確保など鉄道の意義・必要性はむしろ高まっている**。したがって、都市鉄道等利便増進法の適用要件である採算性要件の緩和や国の補助割合の拡大なども行い、**新たな路線整備の事業環境改善に積極的に取り組むべき**である。
- ・ 検討委員会の結果を受けて市では、浦和美園から岩槻という**延伸線沿線地域の成長・発展に資するまちづくり等の方策や、既設線である埼玉高速鉄道線の利用促進の方策を検討しているところ**である。社会資本整備総合交付金をはじめとするまちづくり及び公共交通等に関する国の支援は、今後の市における方策の展開、ひいては延伸の実現に重要な役割を担うことから、**延伸線沿線地域における取組に対する国の積極的な協力・支援を求め**る。
- ・ 運輸政策審議会答申第18号の計画目標年次は平成27年とされていることから、国において新たな計画策定の検討が進められると見込まれる。**本延伸線は、交通サービスの向上、地域活性化、高齢者の移動手段確保、災害時を含めた代替路線交通の確保など多くの意義・必要性がある路線**である。また、採算性やB/Cの改善も可能であることから、**新たな計画が策定される場合には、引き続き計画路線として位置づけられるべき**である。また、**人口減少等の厳しい事業環境を克服して鉄道整備を推進するために、既存の制度の拡充や新たな制度の検討も積極的に進めるべき**である。
- ・ 他方で、首都圏の第3セクター鉄道は、多額の有利子負債の償還が大きな経営課題となっている。また、人口減少等を踏まえると既設の鉄道事業を取巻く環境も厳しいものと予想される。**東京高速鉄道7号線を構成する埼玉高速鉄道株式会社は経営改善に取り組むとともに、沿線自治体も経営支援・利用促進に努めている**。首都圏の第3セクター鉄道を支えていくために、**地域公共交通確保維持改善事業等の公共交通に対する支援の拡充等を図るべき**である。
- ・ 以上のことから、提案・要望事項のとおり、**都市鉄道利便増進事業の活用を促進するための制度改善、延伸線で展開される取組への国の積極的な支援・協力について要望する**。また、**延伸線の国の計画への位置づけ、整備推進、並びに既設の鉄道に関する支援の拡充についても併せて要望する**。

【事業化に向けての制度面の主な課題と要望の効果】

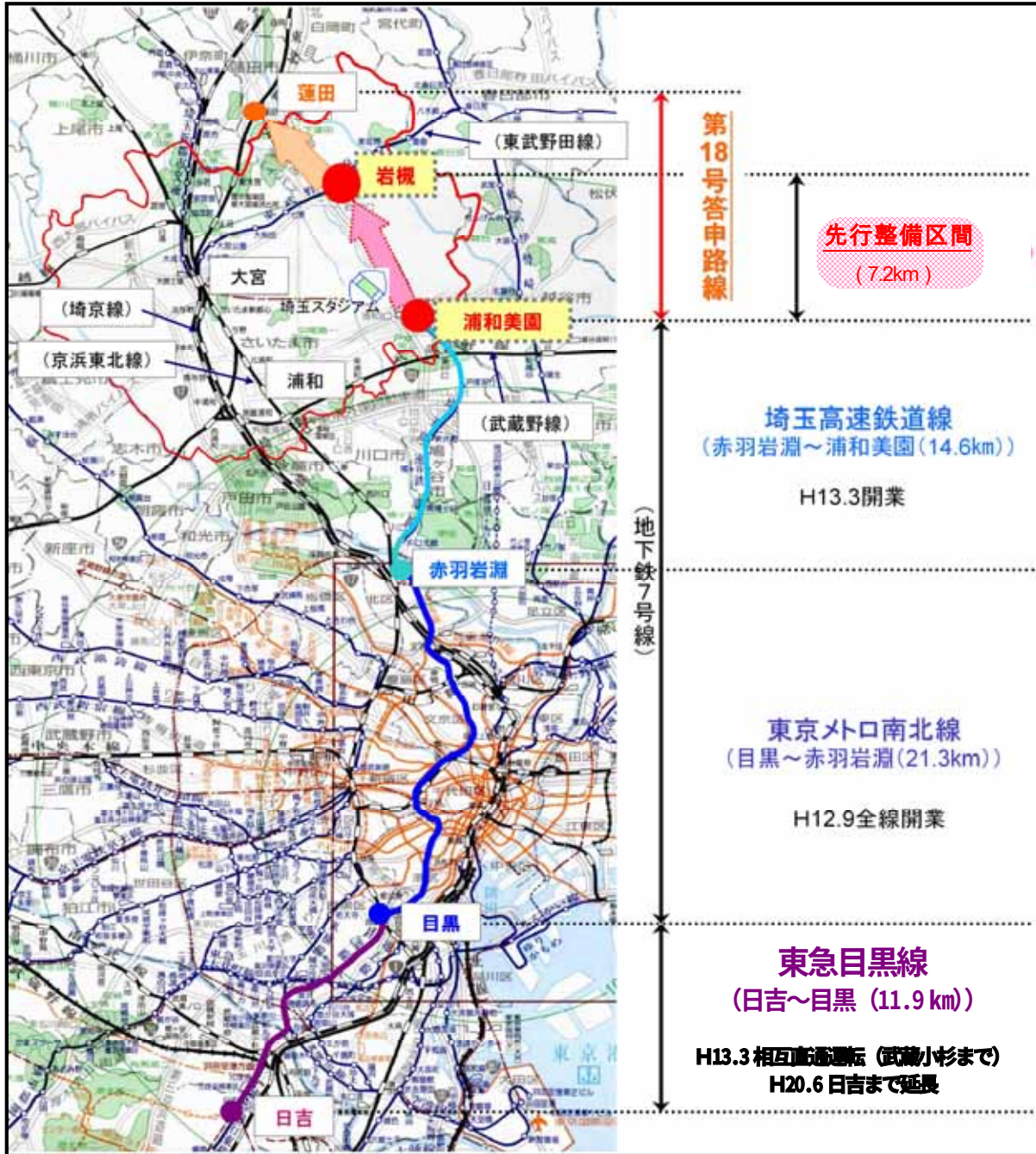
- 1 都市鉄道等利便増進法の適用要件
→ 採算性（開業後30年以内での累積黒字転換）



- 2 事業を進めるための財源
→ 事業費（約770億円の大規模プロジェクト、国の補助率は1/3）



【延伸計画図】



(担当:政策局政策企画部地下鉄7号線延伸対策課長 村川 奏支 TEL048-829-1871)

12. 上尾道路の整備促進・首都高速埼玉大宮線及び埼玉新都心線の延伸

(国土交通省)

【提案・要望事項】

- 1 上尾道路の整備を促進すること
- 2 首都高速埼玉大宮線及び埼玉新都心線を延伸すること

【背景・理由】

1 上尾道路の整備促進・首都高速埼玉大宮線の延伸

- ・上尾道路・首都高速埼玉大宮線の延伸は、埼玉県中央地域での南北の交通軸を形成し、圏央道と一体的に整備することにより地域間の交流の活性化に貢献するとともに本市の都市ポテンシャルが高まる。
- ・国道17号バイパスについては、実交通量が1日当たり7.8万台から8.2万台（平成22年度道路交通センサス）であるが、これは、設計交通量の1.35から2.4倍と非常に高く、道路が飽和状態である。
- ・そのような中、上尾道路の一般道路部分については、暫定2車線の供用が開始されたところであるが、未だ圏央道と接続が図られていない状況である。
- ・また、自動車専用道路の与野ジャンクション以北については都市計画決定がされているものの詳細な整備計画については未定である。
- ・市内の国道17号バイパス周辺の渋滞解消を図るためには上尾道路の整備促進・首都高速埼玉大宮線の延伸が必要である。

2 首都高速埼玉新都心線の延伸

- ・首都高速埼玉新都心線については、第二産業道路までが開通済みであるが東北自動車道への延伸・接続については検討が進んでいない状況である。
- ・さいたま新都心には、「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」に基づく広域防災拠点として位置づけられた災害対策基本法上の指定地方行政機関も設置され、災害応急対策・復旧活動及び広域後方支援活動に関する指示機能等を担っていることから当路線を延伸し、広域交通基盤の代替性・多重性の確保などの一層の防災力強化を図る必要がある。

【参考】

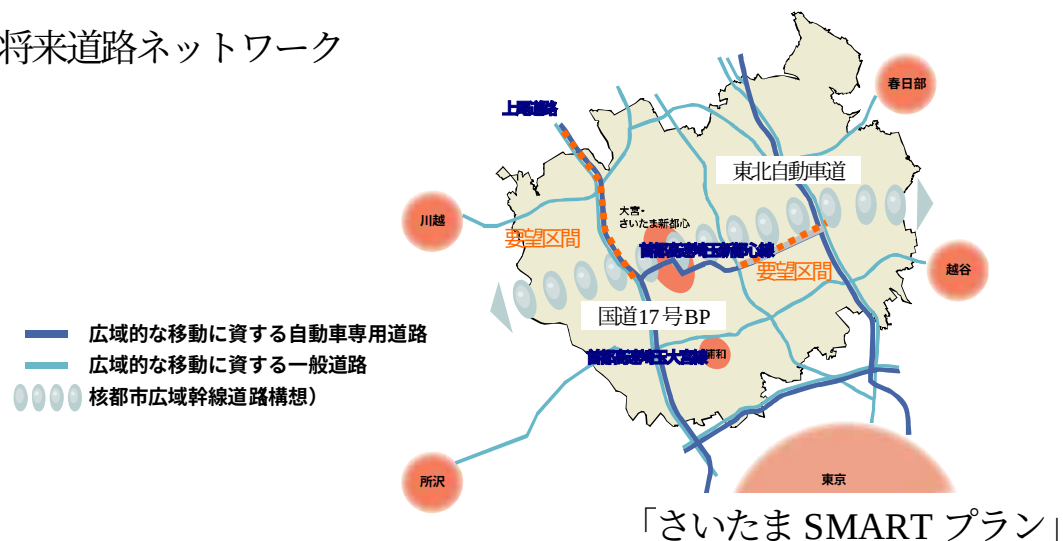
○埼玉県の渋滞状況



○平成22年度道路交通センサス

路線名	起点側	終点側	交通量観測地点地名	混雑度
	路線名等	路線名等		
一般国道 17号	さいたま東村山線	さいたま鴻巣線	さいたま市桜区田島7丁目15番地22先	2.40
	桜区・中央区 境	宗岡さいたま線	さいたま市桜区田島7丁目15番地22先	1.74
	さいたまふじみ野所沢線	中央区・大宮区 境	さいたま市中央区円阿弥7丁目7番地11先	1.37
	中央区・大宮区 境	さいたまふじみ野所沢線		1.35
	大宮区・西区 境	さいたま春日部線		1.40

○将来道路ネットワーク



〔担当：建設局土木部道路計画課長 濱田 耕栄 TEL 048-829-1494〕

13. 河川防災ステーション・さいたま築堤の早期整備

(国土交通省)

【提案・要望事項】

1. 河川防災ステーションの整備に早期に着手すること
2. さいたま築堤の整備について、引き続き推進すること

【背景・理由】

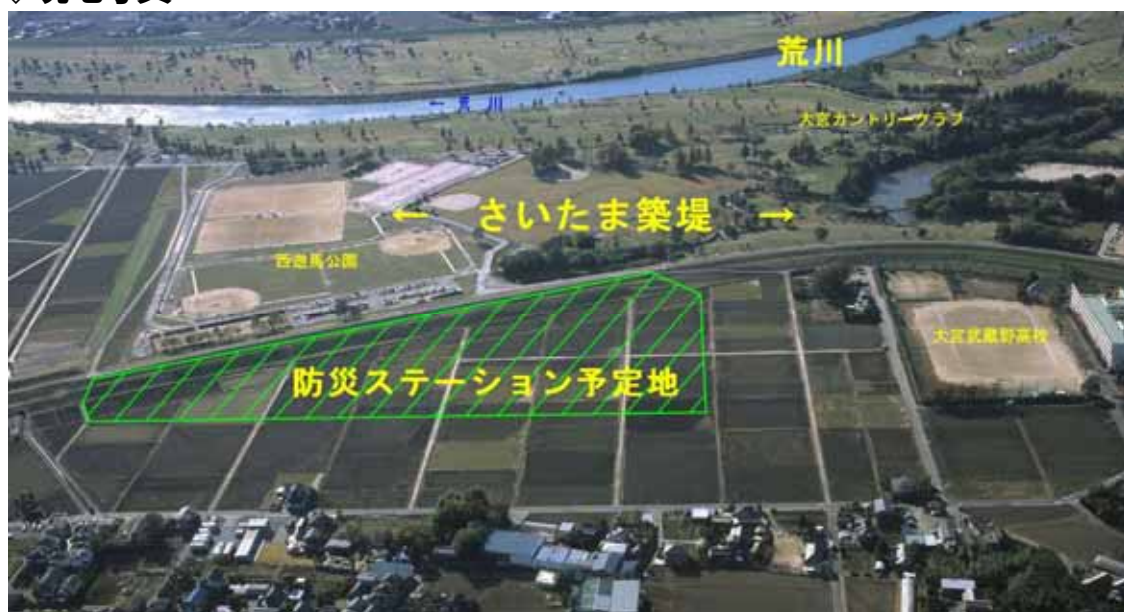
- ・ 高規格堤防事業は、平成22年、政府の行政刷新会議が事業仕分けの中で、完成までに多くの費用と時間を要することなどを理由として、一旦廃止と判定した。この高規格堤防事業の廃止に伴う影響から、本市内で計画されていた河川防災ステーションについても事業が凍結され、未だに着手されておらず、本市が当該河川防災ステーションの整備に併せて、計画している洪水等発生時の河川管理施設保全活動拠点や震災等の災害時の緊急復旧活動拠点とする「(仮称)さいたま市水防センター」の整備にも影響がでているところである。
- ・ 河川防災ステーションは、市民を洪水などの水害から未然に防ぐためだけでなく、緊急用河川敷道路を活用することで、震災等の復旧時に重要な役割を果たす拠点である。また、当該地区は、DID地区が至近であることや、首都直下型地震の切迫性も高いことを踏まえれば、当地区へ高規格堤防と同等の規格となる河川防災ステーションの整備は急務である。
- ・ 洪水等の発生を未然に防ぎ、市民の安全を守るため、河川防災ステーション、緊急用河川敷道路の整備を早期に着手するよう要望する。
- ・ また、さいたま築堤の整備については、これまでも整備を進めていることは認識しているが、昨年の中日本大震災では多くの堤防において沈下やクラック等の被害が報告されていることもあり、今後、より一層整備を推進することを要望する。

【参考】

◇位置



◇現地写真



14. 駅のバリアフリー化等に対する支援の強化

(国土交通省)

【提案・要望事項】

駅のバリアフリー化等に対する支援の強化を図ること

【背景・理由】

- 本市では、高齢者や障害者の自立した日常生活や社会参加の機会を確保するため、移動の手段である公共交通機関等のバリアフリー化を進め、利便性や安全性を高めることは喫緊の課題であるとの認識の下、鉄道駅を中心とした徒歩圏内のバリアフリー化を進めている。
- 平成23年3月31日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を改正し、平成32年度末までに1日平均利用者数3,000人以上の鉄軌道駅を原則として、全てバリアフリー化することなど移動等円滑化に取り組んでいることは評価できる。
- しかしながら、バリアフリー施設の未設置駅を所有する事業者の現状を鑑みると、経営的に厳しい事業者もあり、今後、バリアフリー化を促進していくためには、こういった事業者に対する支援を強化することが必要であることから、地域公共交通バリア解消促進等事業の補助率を現状の3分の1から2分の1に引き上げることを要望する。

【参考】



【参考】

さいたま市内各駅のバリアフリー施設の設置状況

2012.4現在

凡例	○	交通バリアフリー推進事業による設置済
	△	〃 施工中
	●▲	他事業により設置・施工
	×	未整備
	—	設置不要（改札口まで水平移動等が可能）

東日本旅客鉄道株式会社（計19駅）

駅名	改札口の外側			改札口の内側			多機能トイレ
		エレベーター	エスカレーター	エレベーター	エスカレーター	エスカ等	
1 東大宮駅	東口	×	○	○	●	—	●
	西口	○	—				
2 土呂駅	東口	○	—	○	—	—	○
	西口	○	—				
3 宮原駅	東口	●（駅ビル）	○	○	●	—	○
	西口	○	—				
4 大宮駅	東口	○	○	●	●	—	●
	西口	○	●				
5 さいたま新都心駅	東口	●	●	●	●	—	●
	西口	●	●				
6 与野駅	東口	○	—	○	●	—	○
	西口	○	—				
7 北浦和駅	東口	×	○	●	●	—	●
	西口	×	○				
8 浦和駅	東口	—	—	●	●	—	●
	西口	—	—				
9 南浦和駅	東口	×	○	×	●	武蔵野線 ● （エスカル）	
	西口	×	○				
10 北与野駅		●（新都心連絡通路用のエレベーター）	—	○	●	—	○
11 与野本町駅		—	—	○	●	—	○
12 南与野駅		—	—	○	●	—	○
13 中浦和駅	東口	○	—	○	●	—	○
	西口	—	○				
14 武蔵浦和駅	東口	●	○	埼京線のみ ○	●	—	●
	西口	●	—				
15 東浦和駅		—	—	○	●	—	
16 西浦和駅		—	—	○	●	—	○
17 日進駅	南口	●	●上りのみ	●	●上りのみ	—	●
	北口	●	●上りのみ				
18 指扇駅	南口	—	—	×	—	北口臨時改札 ● （エスカル）	
	北口	—	—				
19 西大宮駅	南口	●	●	●	●	—	●
	北口	●	●				

※指扇駅については、平成25年度末の橋上化を目指して工事中

東武鉄道株式会社（計 7 駅）

駅 名	改札口の外側			改札口の内側			多機能 トイレ
		エレベーター	エスカレーター	エレベーター	エスカレーター	エスカ等	
1 大宮駅		—	—	—	—	—	●
2 北大宮駅	南口	—	—	—	—	● (エスカ)	
3 大宮公園駅	南口	—	—	○	●	—	○
4 大和田駅	北口	—	—	○	—	—	○
5 七里駅	南口	—	—	○	○	—	○
6 岩槻駅	東口	—	—	×	—	—	
7 東岩槻駅	南口	●	●	●	●	—	●
	北口	●	●				

※岩槻駅については、平成 26 年度末の橋上化を目指して工事中

埼玉高速鉄道株式会社（計 1 駅）

駅 名	改札口の外側			改札口の内側			多機能 トイレ
		エレベーター	エスカレーター	エレベーター	エスカレーター	エスカ等	
1 浦和美園駅	東口	●	●	●	●	—	●
	西口	●	●				

埼玉新都市交通株式会社（計 6 駅）

駅 名	改札口の外側			改札口の内側			多機能 トイレ
		エレベーター	エスカレーター	エレベーター	エスカレーター	エスカ等	
1 大宮駅		—	—	—	—	● (スロープ)	●
2 鉄道博物館 (大成) 駅		—	—	●	●	—	●
3 加茂宮駅		—	—	○	—	—	
4 東宮原駅		—	—	×	—	—	
5 今羽駅		—	—	×	—	—	
6 吉野原駅		×	—	×	—	—	

- 市内駅数 33 駅
- 3,000 人／日以上の駅 33 駅
- 移動円滑化経路確保済駅 25 駅
- 未整備駅 8 駅

未整備駅（8 駅）の内訳

バリアフリー単独の事業で解消予定	◇東日本旅客鉄道株 北浦和駅、東大宮駅、南浦和駅
駅舎の橋上化事業で解消予定	◇東日本旅客鉄道株 指扇駅 ◇東武鉄道株 岩槻駅
計画的に改札内 E V を整備 (本市所有)	◇埼玉新都市交通株（ニューシャトル） 3 駅（今羽駅、東宮原駅、吉野原駅）

〔担当：都市局都市計画部都市交通課長 伊藤 守人 TEL 048-829-1054〕

15. 市街地整備事業に対する支援

(国土交通省)

【提案・要望事項】

- 1 市街地整備事業に係る国庫補助金を確保すること
- 2 土地区画整理事業における土壤汚染対策費を補助対象とすること

【背景・理由】

- ・ 土地区画整理事業や市街地再開発事業などの市街地整備事業は、都市基盤が脆弱で利用価値の低い街区や防災上危険な密集市街地などの都市基盤整備、街区の再編などを行うとともに、さまざまな都市機能の集積を進めることで、**良質な市街地を整備する重要な事業**である。
- ・ 現在、本市では**市街地再開発事業では3地区、土地区画整理事業では26地区が事業中**であり、本市のまちづくりにおいて、重要な位置付けである。
- ・ これらの事業には、**既に多くの補助金を導入し、事業を推進していることから、今後も着実な事業推進を図り、早期に事業を完成させることが、長期的な視点からは事業費の削減につながるものであると考えられる。**
- ・ そのため、**国においては事業の推進に向けて必要な財源を確保し、財政支援をするよう要望する。**
- ・ また、土壤汚染対策法が平成22年に改正され、3,000㎡以上の土地を形質変更する際は、土地を形成変更する者が土壤汚染対策法および条例に基づき事前の届出が必要となったが、**土壤汚染の恐れがあると判断された場合は、土地所有者が土壤調査を行い、土壤汚染が発見された場合は、土壤汚染対策に係る調査及び処理費用は、原因者又は土地所有者の負担とされている。**
- ・ しかし、**原因者不明等の場合、市街地再開発事業においては、土壤汚染対策費に対する国庫補助が認められているが、同種の面的整備である土地区画整理事業では認められておらず、事業推進のため施行者が費用負担せざるを得ないのが実情であるため、市街地再開発事業と同様な補助制度として早期に補助対象とすることを要望する。**

【参考】

◇本市の市街地整備事業の状況

土地区画整理事業 26地区 市街地再開発事業 3地区

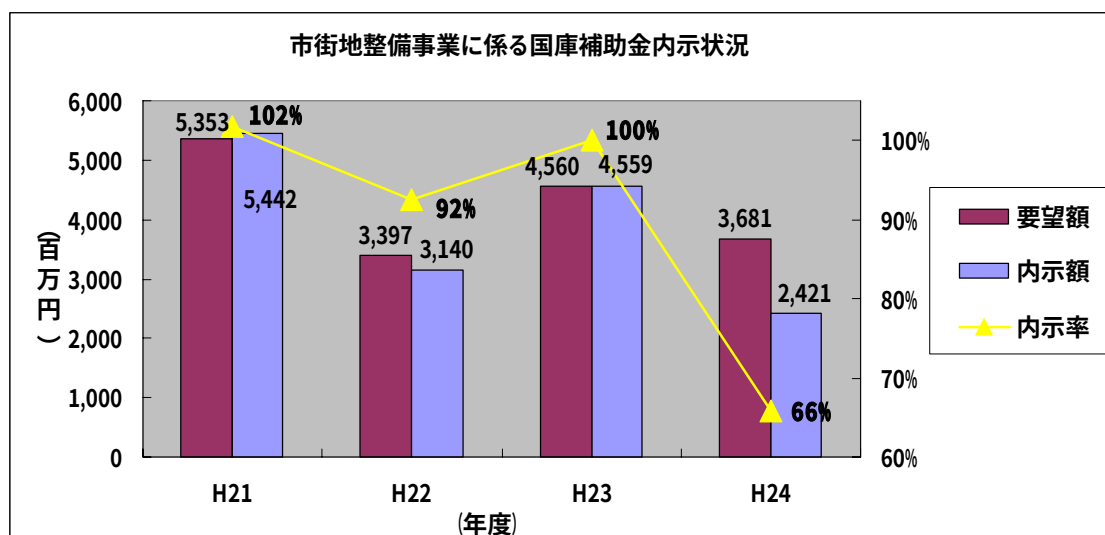
◇平成25年度 国庫補助金及び交付金要望予定地区

○市街地再開発事業 3地区

- ・組合施行 2地区
- ・都市再生機構施行 1地区

○土地区画整理事業 17地区

- ・公共団体施行 6地区
- ・組合施行 9地区
- ・都市再生機構施行 2地区



〔担当：都市局まちづくり推進部市街地整備課長 土取 均 TEL048-829-1466〕

16. 見沼田圃の保全と活用に向けた支援

(国土交通省)

【提案・要望事項】

緑地・治水・景観等の多面的な機能を有する農地の保全と活用を目的とする制度を創設すること

【背景・理由】

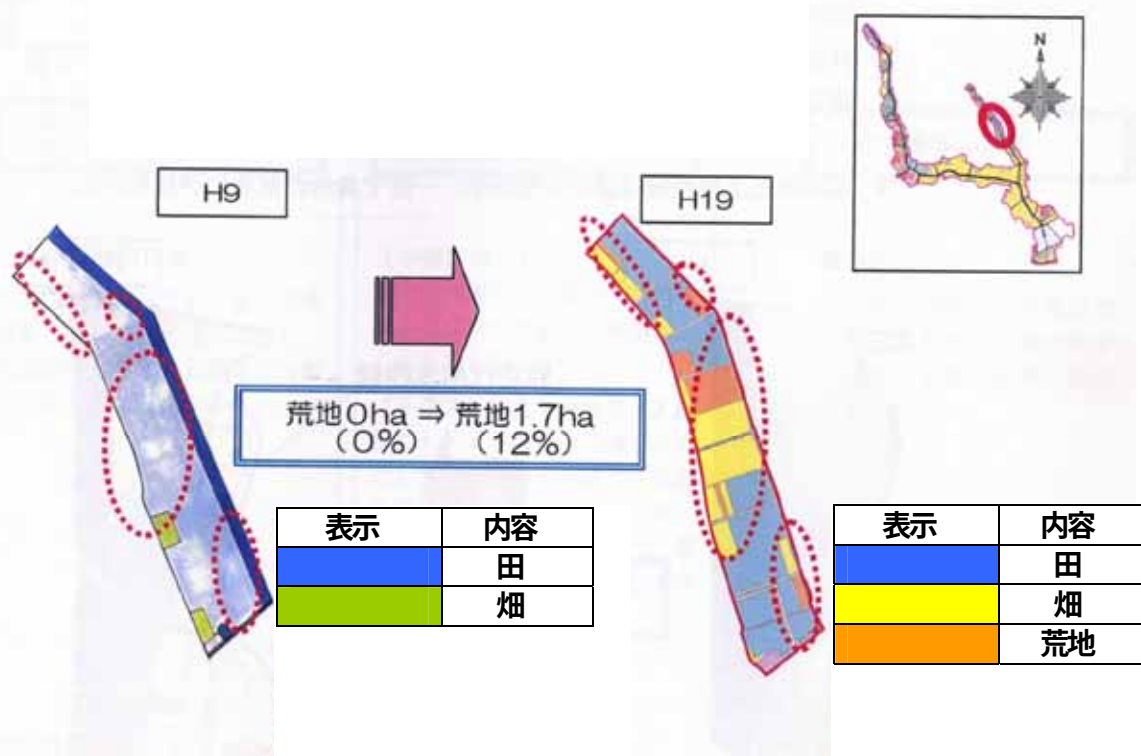
- ・さいたま市の中央部に広がる見沼田圃は、約1,260haと市域の約5%を占め、農地、斜面林、河川等が一体となって醸し出す良好な田園風景を残した首都圏に数少ない大規模緑地空間であり、緑地機能・治水機能・景観機能を持った水とみどりのネットワークを形成している。
- ・また、見沼田圃は、「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」の実現に向けた事業手法検討モデル地域として選定されており、首都圏においても重要な緑地と考えられる。
- ・一方、見沼田圃の大半を占める農地では、農業従事者の高齢化・後継者不足により、耕作放棄され荒地化した土地が、平成9年の75haから、平成19年度では83.5haと、約9ha増加し、緑地機能、治水機能や田園景観が失われつつある。
- ・こうした状況の中、本市では、平成19年には「緑の基本計画」を改定、平成22年度に「さいたま市見沼田圃基本計画」を策定し、荒地等の活用、管理を進めていくための方針を定めたところであるが、農地の利活用には農地法をはじめ、各種法規制により、一定の制限があり、耕作放棄等により荒地化した農地の利活用が課題となっている。
- ・そこで、見沼田圃地域に含まれている見沼代用水沿いの斜面林から一体となった緑地機能や治水機能を有する水田等の農地を保存すべき緑地とみなし、農地の多面的な機能を維持し、首都圏有数の大規模緑地空間を保全できるよう、現行の特別緑地制度・近郊緑地制度の条件を見直し、見沼田圃地域を近郊緑地保全区域などの指定を受けることできる制度拡充や新たな制度の創設を要望する。

【参考】

◇見沼田圃の現状

見沼田圃の原風景を残す代表的な地区である「加田屋西地区（加田屋新田）」においても、荒地は増加傾向にあり、平成9年には見られなかった荒地が増加し、平成19年度には、12%となっている。

※赤破線部分は、荒地化の進行や農地改良により、水田が減少した地域



〔担当：都市局都市計画部みどり推進課長 河本 稔 TEL 048-829-1410〕

17. 都市公園の整備促進に向けた制度拡充

(国土交通省)

【提案・要望事項】

借地公園を交付対象事業とする要件を復活させること

【背景・理由】

- 都市部における都市公園をはじめとする緑とオープンスペースの確保は、市民の生活に潤いや安らぎを与えるだけでなく、**ヒートアイランド現象の抑制効果や地球温暖化の防止、生物多様性の保全、都市の低炭素化の促進、災害時の救援復興の活動拠点や避難場所としての活用**など、緑とオープンスペースのもつ**公益的機能は多岐**に渡っている。
- 今後、発生が予測されている首都直下型地震などを踏まえると、より一層、早期に着実に整備することが求められおり、本市も積極的に都市公園整備事業を進めてきているところである。
- しかし、**都市公園の整備には用地取得等に多額の費用を要し、安定した財源の確保は難しい**ため、本市においては、**民有地等を活用した借地公園制度を積極的に取入れている**。
- 現行制度において、借地公園は補助事業の対象外であるため、**平成23年度までの時限措置となっていた市民緑地等整備事業の借地公園を対象とする要件を復活するよう要望**する。

【参考】

◇指定都市別一人当たり都市公園等面積現況				H23. 3. 31現在	
指定都市名	一人当たり 公園等面積(m ² /人)	指定都市名	一人当たり 公園等面積(m ² /人)		
札幌市	12.2	名古屋市	8.3		
仙台市	12.8	京都市	6.9		
さいたま市	5.1	大阪市	4.3		
千葉市	9.0	堺市	3.8		
横浜市	3.0	神戸市	8.2		
川崎市	4.8	岡山市	17.0		
相模原市	3.8	広島市	16.7		
新潟市	4.1	北九州市	7.6		
静岡市	9.1	福岡市	11.8		
浜松市	5.9	熊本市	9.3		

〔担当：都市局都市計画部都市公園課長 松本 行夫 TEL 048-829-1416〕

18．緑地を保全する制度の拡充

(財務省・国土交通省)

【提案・要望事項】

- 1 緑地を保全するため、相続税の納税猶予制度の創設や評価減の拡充など、税負担の軽減措置を拡充すること
- 2 緑地の取得に対する財政支援策を拡充すること
- 3 大都市圏制度を見直すに当たり、近郊緑地保全制度を存続すること

【背景・理由】

- ・ 緑は、ヒートアイランド現象などの緩和や水源のかん養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、良好な景観あるいは地震・土砂災害等に対する防災などの都市環境を改善する効果があることから、緑を保全するとともに、中心市街地では新たな緑を創出していく必要がある。
- ・ こうしたことから、さいたま市では、身近な緑を増やす「みどり倍増プロジェクト」を実施するなど、地球環境への負荷の軽減及び低炭素型都市づくりを進め、環境先進都市を目指している。
- ・ 本市では、土地所有者の相続に伴い、高額な相続税の納付等のため、緑地を売却しなくてはならない状況が多々発生しており、緑地減少の大きな要因の一つとなっている。
- ・ そこで、緑地の持つ公益的機能確保の観点から、都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」などの緑地について、相続税の納税猶予制度の創設、評価減の拡充などにより地権者が緑地を持ち続けられるよう、税負担の軽減措置を講ずることを要望する。
- ・ また、緊急に保全が必要となる緑地の用地取得について、財政支援策を拡充することを要望する。
- ・ 市内を流れる荒川は、広大な河川空間であるとともに首都圏における重要な緑地として「近郊緑地保全区域」に指定され、当市を代表する広域的な緑地となっている。しかし、こうした緑地を保全するための有効な手法である首都圏の近郊緑地保全制度が、大都市圏制度の見直しに伴い、廃止と

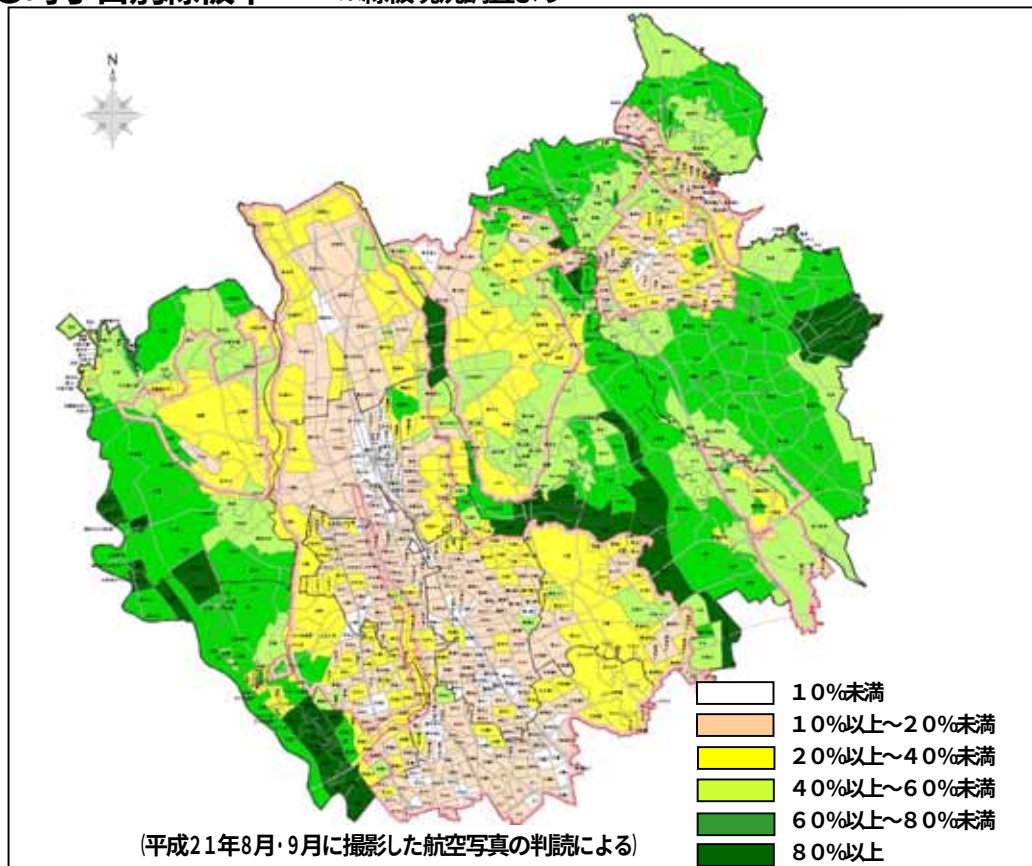
なるのではと危惧している。

- ・そこで、これまでの近郊緑地保全区域の指定による取組などを踏まえ、引き続き、法に基づく広域的な緑地の保全を積極的に推進するため、首都圏の近郊緑地保全制度を存続させることを要望する。

【参考】

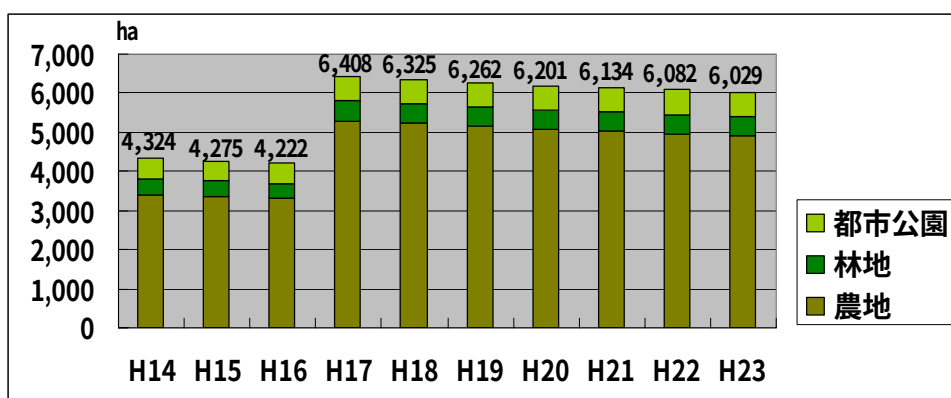
◆現状

●町丁目別緑被率 ※緑被現況調査より



●緑地の推移

※面積は、固定資産概要調査調べ



- ・都市公園は、整備を推進し着実に面積が増加しているが、緑地全体としては毎年約60ヘクタールの緑地が失われている。

◆要望

●相続税の軽減措置の拡充について

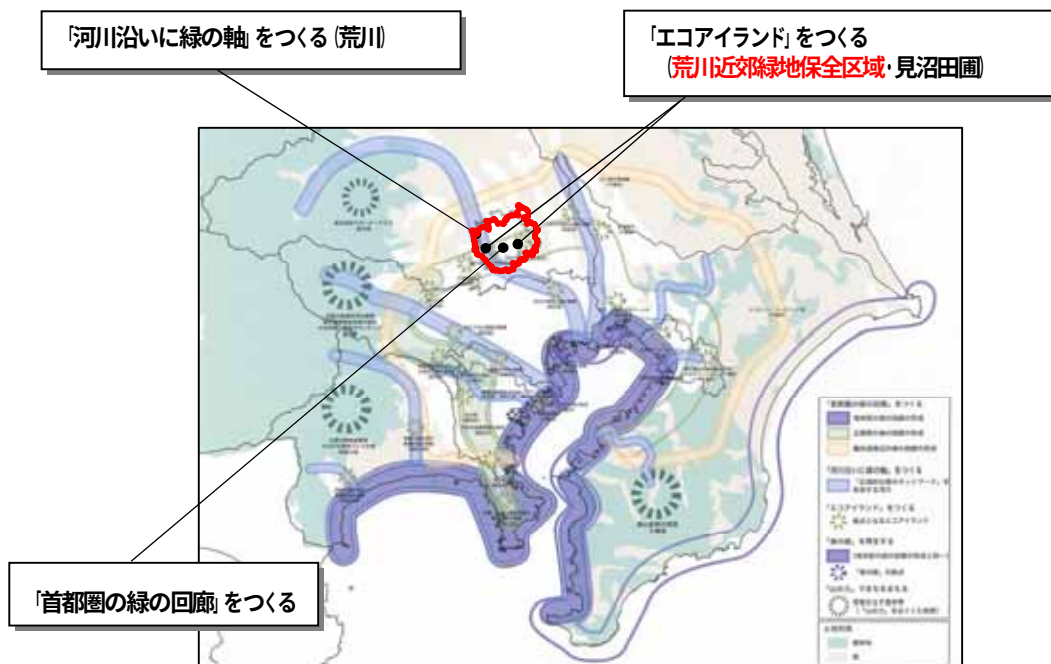
名 称	相続税	所得税（買取りの場合）	納税猶予
特別緑地保全地区	・延納利子税の軽減（4.2%） ・林地で林業を営んでいない場合8割控除 ・管理協定の締結された土地について更に評価額2割控除	譲渡所得の特別控除 2,000万円	なし
市民緑地	契約期間20年以上のとき 評価額2割控除	なし	なし

●緑地の取得に対する財政支援策を拡充すること

緊急に保全が必要となる緑地の用地取得について、財政支援策を拡充する

●大都市圏制度を見直すに当たり、近郊緑地保全制度を存続すること

○広域的な緑のネットワークの将来像



19. 総合特区（次世代自動車・スマートエネルギー特区） の支援措置の充実

〔内閣官房・経済産業省・国土交通省・環境省・警察庁〕

【提案・要望事項】

- 1 総合特区に関する規制について、速やかに特例措置を講じるとともに、税制上、財政上、金融上の支援措置についても、更なる拡充を図ること
- 2 E-KIZUNA サミットからの提言の内容について早期実現を図ること

【背景・理由】

- ・ 運輸部門のCO₂排出量が約3割を占めるさいたま市では、地球温暖化問題における運輸部門対策として電気自動車（EV）の普及が最も有効な手段の1つと考え、平成21年度からEVの普及を推進するためのプロジェクトとして「E-KIZUNA Project」を推進し、平成22年度には22自治体首脳参加による「E-KIZUNAサミット」を開催し、提言を取りまとめたところである。
- ・ 日本の基幹産業である自動車産業は、重層的かつ裾野が広く、製造・販売・整備など多くの関連企業があり、多くの雇用にも繋がっていることから、これからの自動車産業を担う次世代自動車の普及は、東日本大震災により痛手を受けた日本経済の復興にも資するものと考えられる。
- ・ 東日本大震災後の電力不足が懸念される中、エネルギーセキュリティの取組が必要不可欠であるが、さいたま市が国の地域指定を受けた「次世代自動車・スマートエネルギー特区」は、低炭素型社会の構築のみならず、災害に強い「エネルギーグリッド」の構築を目指している。
- ・ 本市では、「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助の事業により、率先的に家庭用蓄電池をはじめ、コージェネレーションシステム、省エネルギー機器などの普及に努めているところである。

1 特区の特例制度等の仕組みづくりと支援措置の充実

- ・ **さいたま市が国の地域指定を受けた「次世代自動車・スマートエネルギー特区」は、低炭素型社会の構築のみならず、災害に強い「エネルギーグリッド」の構築を目指すなど、東日本大震災後のエネルギー政策にも深く寄与するものである。**

(1) 「次世代自動車・スマートエネルギー特区」を推進する上で、下記のよう な税制上、財政上、金融上の支援措置を図るよう要望する。

- ◆中小企業における充電設備の設置促進を図るための低利融資
- ◆常用家庭用蓄電池、停電対応型常用家庭用発電機・燃料電池の設置補助
- ◆常用業務用蓄電池、常用停電対応型業務用発電機・燃料電池の設置に対する無利子又は低利融資
- ◆業務用スマートメーター設置に対する無利子又は低利融資
- ◆業務用施設への太陽光発電設備設置に対する無利子又は低利融資
- ◆E V充電設備設置に係る固定資産税の減免措置の復活
- ◆水素・可燃性天然ガスの充填設備に係る固定資産税の減免措置の延長（現行制度は平成23年度まで）
- ・ なお、本市は、平成23年7月より、全国の自治体に先駆け、家庭用蓄電池の補助を始めている他、太陽光発電やコージェネレーションなど省エネに効果がある機器を設置する市民への補助制度を実施している。
- ・ また、発電機・燃料電池の使用、売電等に関する特例措置の創設やE Vの専用ナンバー制度等の管理体系の創設、天然ガス・水素の充填施設等に係る規制緩和等についても、速やかな対応を要望する。

(2) 定置型蓄電池の導入促進に必要な仕組みづくり

- ・ 太陽光発電など、再生可能エネルギーの弱点である不安定さを補え、負荷の平準化や系統の負担軽減にも寄与する蓄電池は、早期の普及が必須となっている。しかし、**家庭用などの定置型蓄電池については、規格や安全基準が定まっていないため、製品の信頼性が担保されていない。**
- ・ 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」により、住宅用太陽光発電を含め、事業者に一定期間の全量固定価格買取を義務付ける内容となっている。大規模に不安定電源を系統連系することによる、系統の周波数や電圧の変動など品質の低下を防ぐためにも、蓄電池を活用した安定供給が必須であると考えるが、**現在は蓄電池から逆潮流は電力会社が認めていないため、普及の妨げとなっている。**蓄電池を、市民が安心して進んで設置できるよう、規格や安全基準の早期制定と、**系統連系を可能とする仕組みづくり**を要望する。

○蓄電池の利用イメージ

図2-a 電力貯蔵用蓄電池の利用シーン及び想定地域



(出典)資源エネルギー庁調べ

(3) **全量買取制度**の構築に当たって格差を生むことのないよう、エネルギーに関しても新しい公共の「自助」と「共助」の考えに基づき、つくった電気を数軒から数十軒単位で融通し合い、災害等による停電時にも、地域が自立してライフラインの復旧まで、安全・安心に生活できる仕組みづくりを「公助」として要望する。

○現在の買取制度

家庭で作られた電力のうち自宅で使わないで余った電力を、1キロワット時当たり42円で10年間電力会社に売ることができる。



資料：資源エネルギー庁 HP

2 「動く蓄電池」としても有効なEVの早期普及のため、「E-KIZUNAサミット」参加22自治体首脳総意による提言の早期実施

- ・本市の特区提案では、EVなどの次世代自動車や、多様なモビリティがベストミックスな状態で共存することが、低炭素化のみならず災害時などの移動・輸送手段の確保に必須であると考え、特にEVは「動く蓄電池」としての活用について、「E-KIZUNA Project協定」を締結し普及を協働して進めているメーカー各社に、以前から直接働きかけてきた。
- ・また、同時にEVの普及は本市単独で進めるのではなく、多くの都市や企業と連携して進めることが大切であるとの認識のもと、本市主催で22自治体首脳や12の企業首脳によるサミット・フォーラムを開催し、情報や意見を共有し我が国の成長戦略の一翼を担う、国を挙げた取組とすることを目指している。
- ・サミットからは、参加全自治体首脳の総意としての提言を国に対してこれまで2回行っており、提言内容の早期実現を要望する。



(1) EVユーザーに対するインセンティブの付与

- ・高速道路など、自動車専用道路における通行料金の時限的減免や、サービスエリア(SA)・パーキングエリア(PA)等の休憩施設における「充電可能なEV専用駐車枠」の確保など、EVユーザーにインセンティブを付与することを要望する。

(2) 充電設備の整備とわかりやすい表示の促進

- ・「第1回E-KIZUNAサミット」参加20自治体は、普通充電器の面的整備や、主要道路の周辺施設へ急速充電器の整備など、率先して「充電セーフティネット」の構築に努めているが、国においても、国が所管する自動車専用道路への急速充電器の整備や急速充電器の「CHAdeMO（チャデモ）規格」の国際的な共通化に向けた取組の支援、また、ドライバーに認識しやすい案内表示の設置を促進することを要望する。



(3) EVに関する調査・研究、実証実験等の知見の集積と提供

- ・現在、官民が独自に行っているEVに関する研究や実験の成果は、各々が個別に保有している状況にある。EVやEVに関連する技術情報、知見等については、国家的な産業育成や雇用醸成の視点に基づき、国で一元的に収集し、必要に応じて特許権等の買い上げも含め、権利関係を整理した上で、国の知的財産として国内企業に無償提供するシステムを構築することを要望する。

(4) 電気モーター・電池式移動手段に対する専用ナンバーと分かりやすい仕組みの創設

- ・排気のないEVなどは排気量による区分に適さず、今後は、超小型電動モビリティなども増加することが想定されている。「電気モーター（電動機）で駆動する電池式の移動手段」を新たなカテゴリーに分類、専用ナンバーを創設し、誰からも税制、車両検査、交通法規等の適用がわかりやすい仕組みにすることを要望する。

(5) 公共交通へのEV導入の促進

- ・走行距離が長いバスやタクシーなどの公共交通は、環境負荷低減効果も大きいことから、公共交通事業者への継続的・積極的な導入支援を要望する。



20. 再生可能エネルギーの固定買取制度の対象拡充

〔経済産業省〕

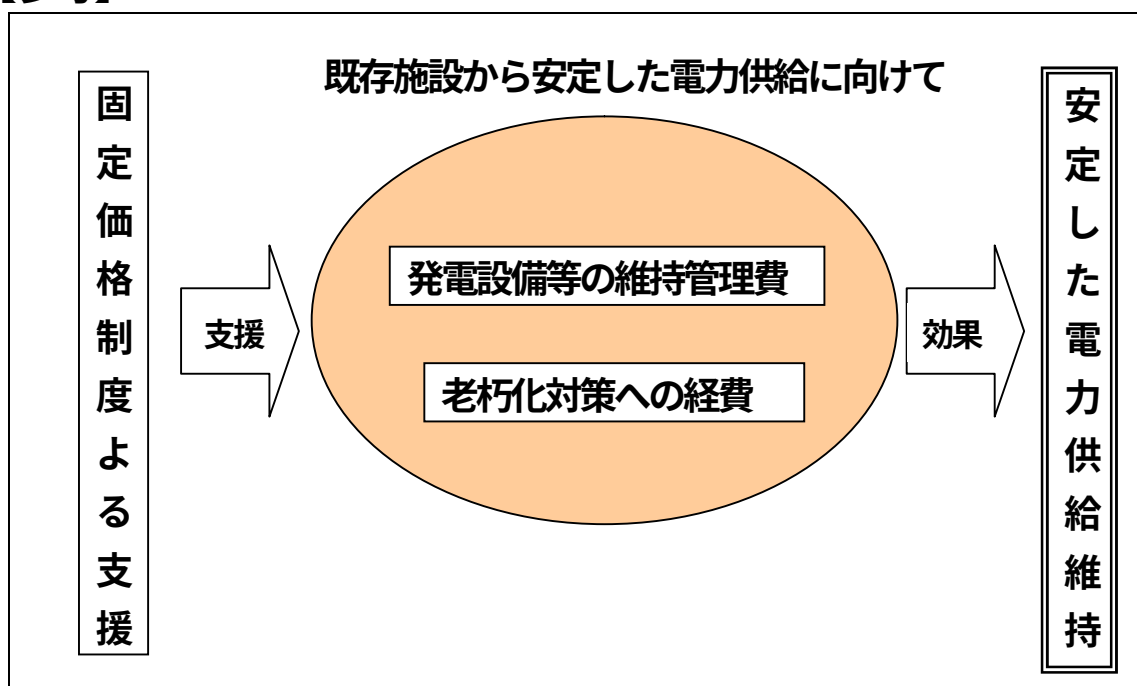
【提案・要望事項】

再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度に、既存施設も対象とすること

【背景・理由】

- ・ 現在、国において再生可能エネルギーの普及・拡大を目的として「再生可能エネルギーの固定買取制度」を平成24年7月から開始することとしているが、**制度の対象は新規施設のみとなっており、既存施設は対象外とされている。**
- ・ 本市においては、廃棄物発電を導入しているが、これまでの実績からも**安定した電力供給が可能**である。また、地方自治体の努力により先行して導入を進めてきたものであることから、**既存施設についても固定価格買取制度の対象とするよう要望**する。

【参考】



〔担当：環境局施設部環境施設課長 堀内 二郎 TEL 048-829-1339〕

21. 循環型社会の構築に向けて

〔経済産業省・環境省〕

【提案・要望事項】

1 循環型社会の構築推進

- (1) 適正処理困難物について、製造業者等による自主回収及び処理についての法的な義務付けを行うこと
- (2) 家電リサイクルの円滑な推進を図るため、製造業者等による自主回収ルートの確立、リサイクル料金の前払い方式への変更、指定品目の拡大等、円滑なリサイクルルートの構築を目指した法整備を行うこと

2 旧廃棄物処理施設解体工事の補助金について

跡地への廃棄物処理施設の整備を伴わない旧廃棄物焼却施設の解体工事に補助金を交付すること

3 PCB廃棄物の適正処理の推進

PCB廃棄物の適正かつ確実な処理を促進するため、現行の拠点的PCB廃棄物処理施設の処理体制を強化するとともに、当該処理施設において受け入れていない微量PCB廃棄物や漏えい物等についても早期に処理体制を整備すること

【背景・理由】

1 循環型社会の構築推進

- ・循環型社会の構築に向け、循環型社会形成推進基本法が平成12年に施行されたほか、容器包装リサイクル法、資源有効利用促進法、家電リサイクル法等の諸法が施行されている。しかしながら、地方自治体と事業者の適正な責任分担が明確にされていない等、多くの課題が残されたままとなっている。
- ・特に、スプリング入りマットレス等の適正処理困難物については、製造業者による適正処理ルートが確立されていないため、収集・処理に関しては全て市の負担となっているほか、不法投棄された家電リサイクル法指定品目の回収及び処理費用についても、製造業者による回収ルートが確立され

ていないため、全て市の負担となっている。

- ・また、家電リサイクル法については、指定引取場所の共有化やリサイクル料金の値下げなど、一定の改善が図られたものの、要望を十分に反映した内容であるとは言い難い。
- ・については、循環型社会形成推進基本法の趣旨に基づき、事業者についても応分の責任分担を求める拡大生産者責任を踏まえた上で、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を更に推進すべく、地方自治体、事業者、国民の適正な負担を定めた法体系の整備を要望する。

2 旧廃棄物処理施設解体工事の補助金について

- ・廃棄物処理施設等の整備事業を円滑に推進するための、**循環型社会形成推進交付金制度では、跡地への廃棄物処理施設の整備を伴わない廃棄物焼却施設の解体工事には、補助金の対象外**とされている。
- ・そのため、現在、さいたま市には廃止した焼却施設が1施設あるほか、新たに建設している「新クリーンセンター」竣工後には、あと2施設の廃止が予定されている。当該施設にはダイオキシン類の存在が考えられ、今後順次解体を予定するなか、**補助金の交付対象外**となっている。
- ・しかし、解体工事を行うに当たっては、周辺住民の理解のもと、ダイオキシン対策を講じながら行う必要があることから、それにかかる費用も多額となり、**自治体の財政負担は大変大きいものとなる。**
- ・負の遺産ともいえる、**ダイオキシン類の残存する施設を廃止後は、速やかに解体撤去する必要があるので、跡地の利用方法に関らず補助金交付の対象**とするよう要望する。

3 PCB廃棄物の適正処理の推進

- ・PCB特別措置法において、**PCB廃棄物を所有者が平成28年7月までに処理することが義務付けられているが、現状ではその処理が遅れており、期間内の完了が危ぶまれている。**
- ・このため、国において、拠点的PCB廃棄物処理施設について、稼働率の向上、設備の増強等により、期間内の適正な処理に向けて処理体制を強化する必要がある。
- ・また、拠点的PCB廃棄物処理施設において受け入れている**微量PCB廃棄物等については、国及び協力施設において実施している焼却実証試験の結果を還元し、早急にその処理体制を整備するよう要望する。**特に、PCBが漏えいしている機器等については、緊急に処理されるべきであるため、一刻も早い処理体制を構築すべきである。

【参考】

1 循環型社会の構築推進

○循環型社会形成推進基本法について

循環型社会形成推進基本法第4条において、国・地方公共団体・事業者・国民の適切な役割分担、及び公平な費用負担が定められているほか、事業者の責務が以下のとおり規定されているが、実際には、廃棄された製品及び不法投棄された製品については、ほとんどが自治体負担による回収、処理となっている。

- ・循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）を自らの責任で適正に処分
(排出者責任)
- ・製品、容器等の設計の工夫、引き取り、循環的な利用等
(拡大生産者責任)

○家電リサイクル法の改正について

家電リサイクル法については、同法附則の見直し規定に基づき、平成18年6月より、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合にて、法施行状況の評価・検討が行われた結果、平成20年2月に、「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」が環境大臣に意見具申された。当該報告書の内容を踏まえ、現在は一定の改善が図られている。

【主な改正点】

- ・主要製造業者において、平成20年11月1日より、家庭用エアコン、ブラウン管式テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫について、サイズ等の大小によるリサイクル料金の値下げを行い、平成21年10月からは、指定引取場所の共有化を全国で開始した。
- ・製造業者によってA・Bの2グループに分かれていた指定引取場所について、排出者及び小売業者の利便性の向上のため、段階的に両グループの共有化を実施した。
- ・不法投棄対策に積極的な市町村、及び収集運搬の効率化に努力している離島に対し、(財)家電製品協会が、監視、処理及び収集運搬について、資金面を含めた協力体制を構築した。(当初、平成21年度から3年間の時限装置であったが、26年度まで延長)

※平成20年の見直しでは、リサイクル料金の前払い制への変更、指定引取場所の増加、製造業者等による不法投棄物の回収ルート構築の義務付けは実現していない。

○廃棄物処理法における適正処理困難物の規定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第6条の3において、適正処理困難物の適正処理を補完するために、製造、加工、販売等を行う事業者に対して必要な協力を求めることができる旨が規定されている。現在、

適正処理困難物に指定されている品目は以下のとおりである。

- ①廃ゴムタイヤ（自動車用）
- ②廃テレビ受像機（25型以上）
- ③廃電気冷蔵庫（250リットル以上）
- ④廃スプリングマットレス

2 旧廃棄物処理施設解体工事の補助金について

【停止状況】

- ・クリーンセンター与野：廃止年月日 平成14年4月10日
- ・クリーンセンター大崎第一工場：停止予定 平成27年3月31日
- ・岩槻環境センター焼却施設：停止予定 平成27年3月31日

【問題点】

- ・施設の機器内はもとより、敷地内の土壌からもダイオキシン類の汚染状態が発覚し、汚染土壌対策工事を行う事例が増えている。

3 PCB廃棄物の適正処理の推進

【PCB廃棄物の届出・保管状況】

H22年度PCB廃棄物保管状況届出件数 479件

PCB廃棄物保管状況届出件数

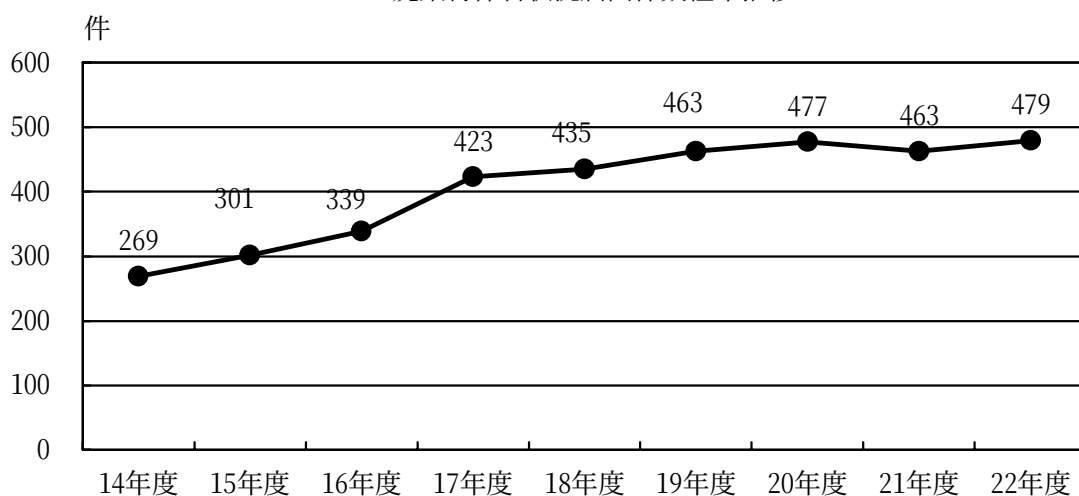
区 分	届出件数
既存届出事業所	464
新規届出事業所	15
合 計	479

PCB廃棄物種類別保管状況

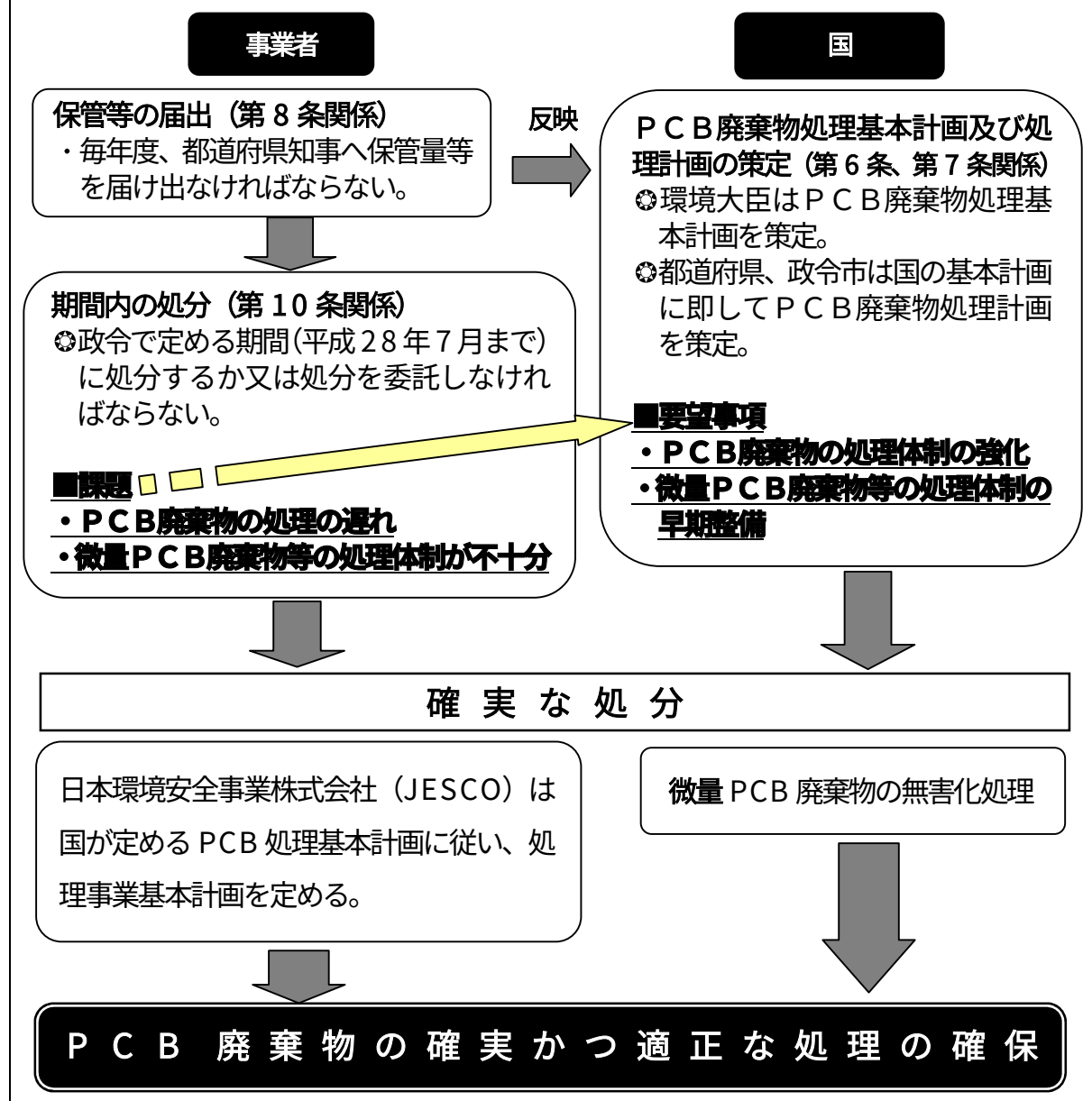
種 類	数 量 (個)
トランス	228
コンデンサ	6,746
安定器	35,172

【PCB廃棄物の届出状況推移】

PCB廃棄物保管状況届出件数経年推移



【PCB廃棄物の適正な処理に関する課題と要望】



【担当】

- | | | | |
|---|---------------------|-------|------------------|
| 1 | 環境局資源循環推進部資源循環政策課長 | 澤田 伸生 | TEL 048-829-1333 |
| 2 | 環境局施設部環境施設課長 | 堀内 二郎 | TEL 048-829-1339 |
| 3 | 環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課長 | 武井 誠 | TEL 048-829-1605 |

22. 補償金免除繰上償還制度の拡充

〔総務省・財務省〕

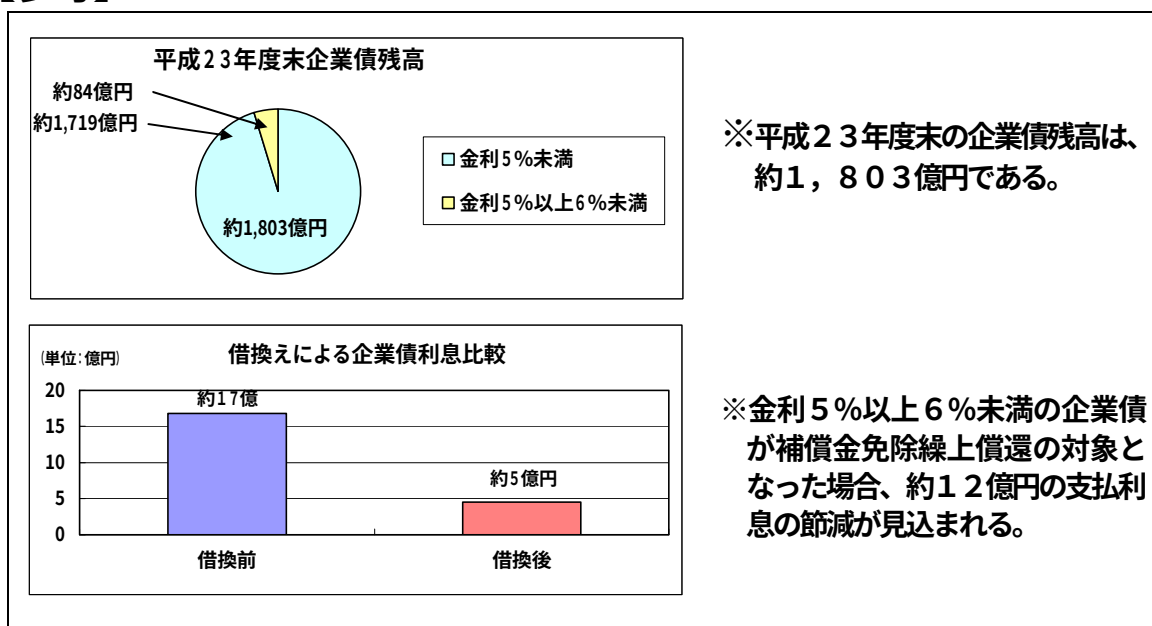
【提案・要望事項】

- 1 企業債の金利負担を軽減し、下水道事業の健全化を図るため、補償金免除繰上償還制度を延長すること
- 2 将来負担比率及び公営企業資本費の要件を緩和すること

【背景・理由】

- ・本市では、集中豪雨による浸水被害の軽減や市民が快適な生活を送ることができる活力ある都市づくりを目指し、**平成24年度末までに下水道普及率90%を達成するため**、下水道整備を積極的に推進しているところであるが、過去に建設事業費の財源として借り入れた**企業債の金利負担が下水道事業経営を圧迫**している。
- ・**下水道事業の健全化を図るためには**、更なる企業債の金利負担の軽減を図る必要があることから、**平成24年度に終了する予定の補償金免除繰上償還制度を延長するとともに、将来負担比率及び公営企業資本費の要件についても緩和**することを要望する。

【参考】



〔担当：建設局下水道部下水道財務課長 榎本 利彦 TEL 048-829-1874〕

福祉・医療・保健・子育て

23. 行政情報の無い要支援者の早期発見

〔内閣府・厚生労働省・経済産業省・消費者庁〕

【提案・要望事項】

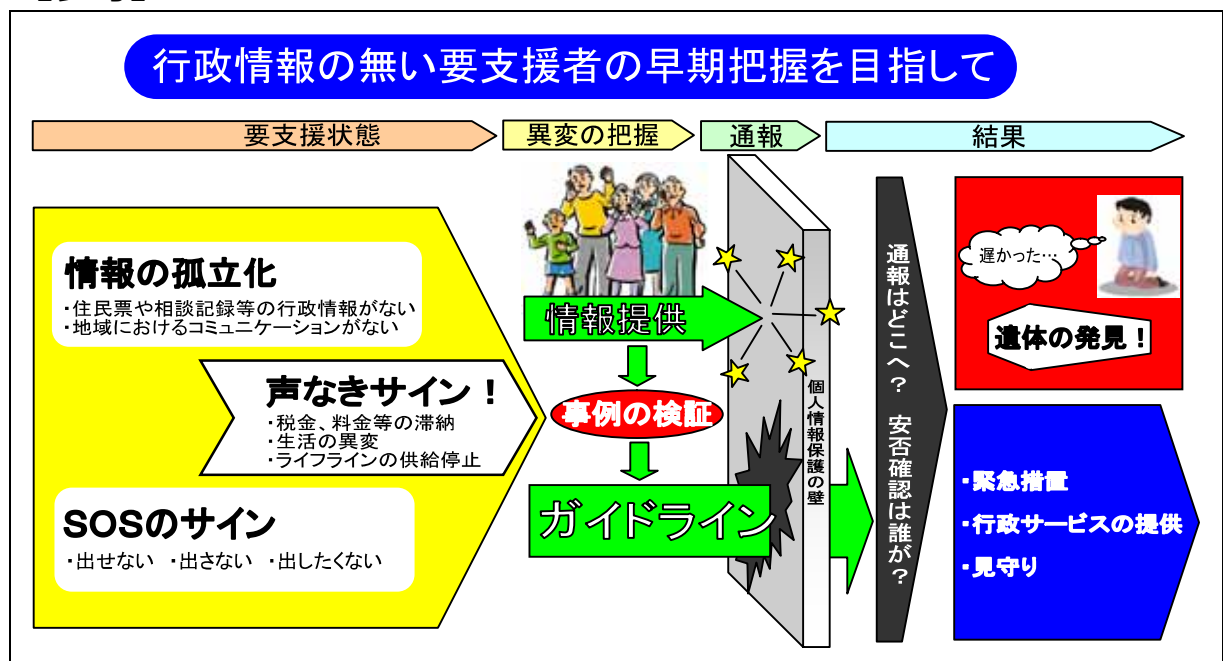
- 1 生命の危険が予見される場合において、ライフライン事業者による自治体への通報は個人情報保護法において本人同意なしに第三者への提供が認められるケースに該当することをガイドライン上に明記し、民間事業者が自治体への通報をしやすくする環境づくりを行うこと
- 2 料金の滞納等、生活困窮が疑われる事例における自治体への通報について、具体的事例の収集・分析等を通じて、個人情報保護上の取扱いを明確にすること

【背景・理由】

- ・平成24年2月20日、さいたま市北区内で電気、ガスが止められた状態で、親子3人が遺体で発見される事案が発生した。**当該世帯は、本市に住民登録がなく、生活保護の相談などもなかったことから、行政として世帯の情報は全く無く、また、地域住民との接触もほとんど無く、孤立した状況にあった。**
- ・本市では、このように周囲から孤立した状況の世帯を、早期に発見・把握するための対策を検討する対策検討会議を2月27日に立ち上げ、3月28日に中間報告書をまとめたところである。
- ・**要支援者を早期に把握して支援するためには、行政や地域住民のみならず、電気やガス等ライフライン事業者等と連携した連絡体制を構築することが必要であるが、ライフライン事業者等からの情報提供は、個人情報保護法がネックとなり、事業を目的として集めた個人情報を提供することに壁が生じている。**
- ・個人情報保護法では、人の生命等の保護のために必要がある場合は、本人同意なしに第三者に情報を提供できるものとしており、この取扱いについては厚生労働省も5月11日付で再度の自治体向け通知を出しているところであるが、**具体的な適用除外の基準が明確化されておらず、このことが情報提供の判断基準につながらず、行政への通報を躊躇している状況にある。**

- ・ このため、適用除外になる具体的な事例をガイドラインに明記し、ライフライン事業者等が行政に対し通報しやすい仕組みを早急に構築することを要望する。
- ・ また、ライフライン事業者等は、市町村の区域を超える広域的な事業を行う事業者が多く、個々の自治体で情報提供の調整をするには事業者毎の取扱いや解釈が異なることが考えられるため、国の責任において、統一的な連携・協力体制が講じられるよう、強く要望するものである。

【参考】



24. 生活保護制度の再構築

(厚生労働省)

【提案・要望事項】

- 1 昭和25年の制度創設以来、抜本的な改革が行われていない生活保護制度を時代に即した制度に再構築すること
- 2 生活保護は、本来、国の責任で実施すべきものであり、その経費全額を国庫負担とすること。それまでの間は、生活保護費・人件費等の地方負担の急増に対して、緊急的に財政措置を講じること
- 3 生活保護受給者の就労・自立支援を推進するため、就労・自立支援対策の拡充及び計画的に対策を実施するために必要な財源を確保すること
- 4 求職者支援制度など、生活保護に陥らないようにするための施策（第二のセーフティネット）を実効性のある制度に見直すこと
- 5 いわゆる「貧困ビジネス」を排除するため法的位置付けのない施設及び無料低額宿泊所へ法規制を行う等、生活保護制度の適正実施に向けた取組を強化すること
- 6 生活保護を適正に実施するため、福祉事務所の調査権を強化すること

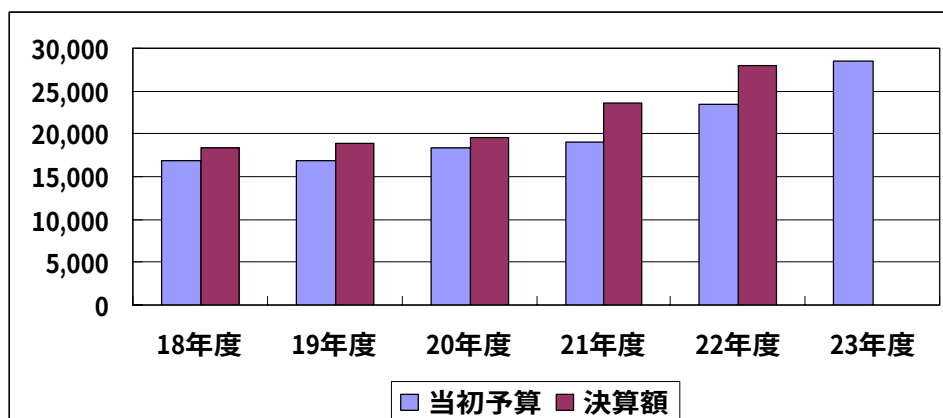
【背景・理由】

- ・ 現行の生活保護制度は、昭和25年の制度創設以来、抜本的な制度改革が行われておらず、近年の社会経済構造の大きな変化に対応していないなど、制度自体に無理が生じているため、制度そのものを再構築し、時代に即した制度とする必要がある。
- ・ また、本来、生活保護制度は、国民の最低生活の保障というナショナルミニマムとして国の責任で実施するものであり、経費も含め、全額国が負担するべきである。

- ・さいたま市では、徹底した行財政改革を強力に推進しているところであるが、増加する受給者に対応するため、生活保護ケースワーカーの大幅増員等に努めてきている。
- ・しかしながら、近年の厳しい経済雇用情勢の中で生活保護世帯は類を見ない増加となり、受給者へ十分な支援が行えないばかりか、生活保護費の増大が本市財政を圧迫し続けている。
- ・「生活保護制度に関する国と地方の協議」に係る中間とりまとめにおいて、費用負担のあり方は中長期的課題としているが、このような地方の現状を踏まえ、全額国庫負担とするまでの当面の措置として、生活保護費・人件費等の財政負担の増加に対し、緊急的に財政措置を講じることを強く要望する。
- ・さいたま市では、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金（以下「基金」という。）を活用し、各福祉事務所に就労支援員を配置し、生活保護受給者の就労支援を行っており、今後も就労支援施策の拡充を検討しているが、基金は平成24年度で終了とされており、来年度以降の就労支援対策を行う財源が明らかになっていない。厳しい雇用情勢が続く現在の社会情勢を鑑みれば、引き続き、就労支援対策の計画的実施は必要であり、国は必要な財源を確保すべきである。
- ・また、「第二のセーフティネット」として、求職者支援制度や住宅手当支給制度等を実施しているが、生活保護に陥らないための制度としては不十分であり、本来の目的を果たしているとは言えない。そのため、求職者支援制度の職業訓練受講給付金の額（月額10万円）を最低生活費に見合った金額に引き上げる等の充実や職業訓練による就職実現が期待できると判断された者が合理的理由なく訓練申込しない場合等の取扱いの明確化、訓練が形だけのものとならず、受講者の学習意欲を向上させ、就職実現へつながるようにする制度に見直すべきである。
- ・社会福祉法第2条第3項第8号に基づく無料低額宿泊所は、事業開始後の届出制であるが、さいたま市では届出がされず経営実態が不透明な法的位置付けのない施設が急増し、居住が不適切な施設であっても実効性ある指導が困難となっている。そのため、入所者の適正処遇はもとより、公的扶助である生活保護費の用途について透明性を確保するため、法的位置付けのない施設等への法規制を早急に行うべきである。
- ・また、過去に被保護者であった者に対する資産及び収入調査の法的根拠を明確化し福祉事務所の調査権を強化するなど、生活保護を適正に実施するための取組強化を早急に実施するべきである。

【参考】

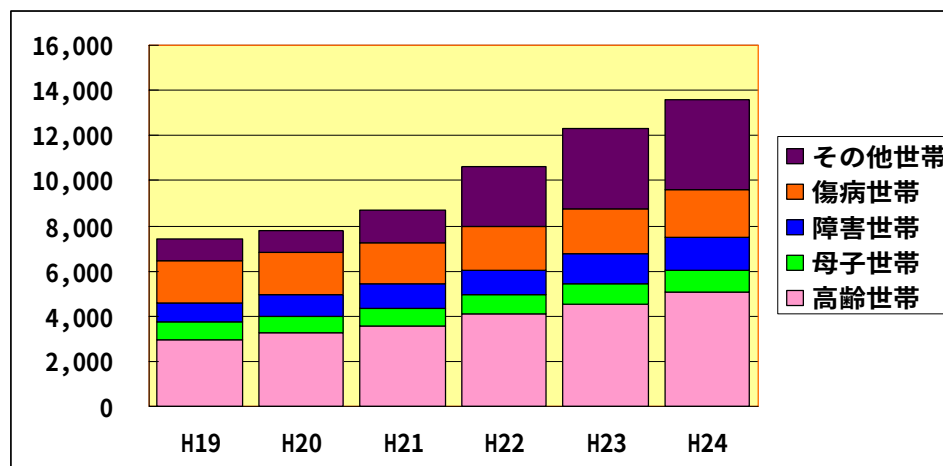
◇年度別生活保護費の状況



(百万円)

	当初予算	増加率	決算額	増加率
18年度	16,842	—	18,399	—
19年度	16,847	1.000	18,915	1.028
20年度	18,408	1.093	19,503	1.031
21年度	18,965	1.030	23,582	1.209
22年度	23,386	1.233	28,054	1.190
23年度	28,419	1.215	—	—

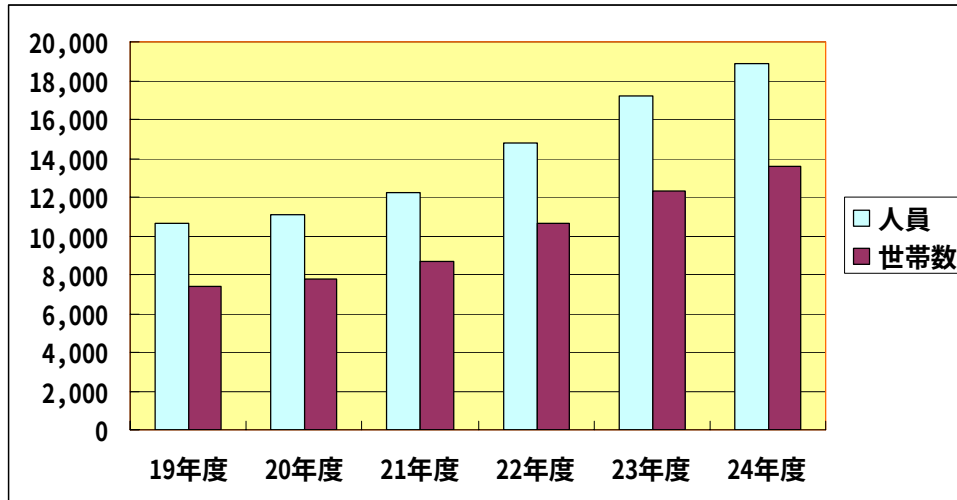
◇生活保護世帯の類型別世帯数の推移（各年度4月1日）



	高齢世帯	母子世帯	障害世帯	傷病世帯	その他世帯
19年度	2,974	745	874	1,882	939
20年度	3,251	751	932	1,868	963
21年度	3,581	772	1,052	1,815	1,465
22年度	4,091	843	1,131	1,892	2,653
23年度	4,535	926	1,307	2,013	3,521
24年度	5,051	1,006	1,438	2,084	3,989

※ 保護停止中は含まず

◇生活保護者（世帯）の推移（各年度4月1日）

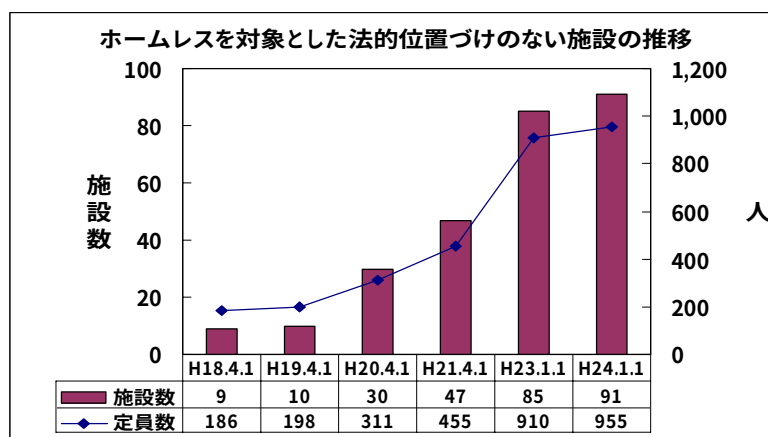


	人員	増加率	世帯数	増加率	保護率
19年度	10,632		7,416		9.0‰
20年度	11,086	1.043	7,773	1.048	9.3‰
21年度	12,220	1.102	8,696	1.119	10.2‰
22年度	14,819	1.213	10,636	1.223	12.2‰
23年度	17,184	1.160	12,326	1.159	14.0‰
24年度	18,873	1.098	13,610	1.104	15.3‰

◇生活保護制度における最低生活費（さいたま市・1級地－1）

単身者（20～40歳） 生活扶助 83,700円
 住宅扶助 47,700円（限度額）
 合 計 131,400円 > 職業訓練受講給付金
 （月額10万円）

◇法的位置付けのない施設の推移



〔担当：保健福祉局福祉部保護課長 谷澤 秀一 TEL 048-829-1842〕

25. 介護保険制度の拡充

(厚生労働省)

【提案・要望事項】

- 1 慢性的な介護人材の不足を解消するため、介護従事者の賃金を一律に引き上げる介護報酬の改定を行い、介護人材の確保を図ること
- 2 介護保険料の上昇や地方自治体の財政負担の増大を招かないよう、調整交付金については別枠化するとともに、公費負担割合の見直しを行うこと

【背景・理由】

- ・都市部においては、介護従事者の定着率が低く、従事者を募集しても集まらないなど慢性的な人材不足の状況となっている。平成24年度の介護報酬改定において、介護報酬が1.2%引き上げられ、また、これまでの介護職員処遇改善交付金相当分として、介護職員処遇改善加算が創設されるなど、介護従事者の処遇改善について、一定の配慮がなされたところである。
- ・しかし、この介護報酬の引上げは、**介護従事者の賃金を一律に引き上げるものではない**ことから、制度を維持していくために必要な人材の確保が図られるよう、介護報酬改定等による影響について、詳細な調査・分析を行い、適切な介護報酬を設定することが必要である。
- ・介護保険制度では、国・県・市が負担する公費負担割合と被保険者が負担する保険料の負担割合をそれぞれ2分の1としているが、**第1号被保険者の保険料負担は過重になってきており、第6期介護保険事業計画の策定に向けた制度設計においては、公費負担割合の見直しについて検討する必要がある。**
- ・また、国が負担する介護給付費負担金の内の5%に当たる調整交付金は、後期高齢者の占める割合や所得段階別被保険者の割合に基づき、全国平均と調整し交付されているが、**本市における調整交付金の割合は平成23年度で1.72%であり、調整交付金の減額に伴う不足額は、第1号被保険者の保険料に上乗せされている**ことから、国の介護給付費負担金については、公費負担割合に基づく国の負担割合を各保険者に交付し、財政支援が必要な市町村に対しては別枠で支援を行うよう要望する。

【参考】

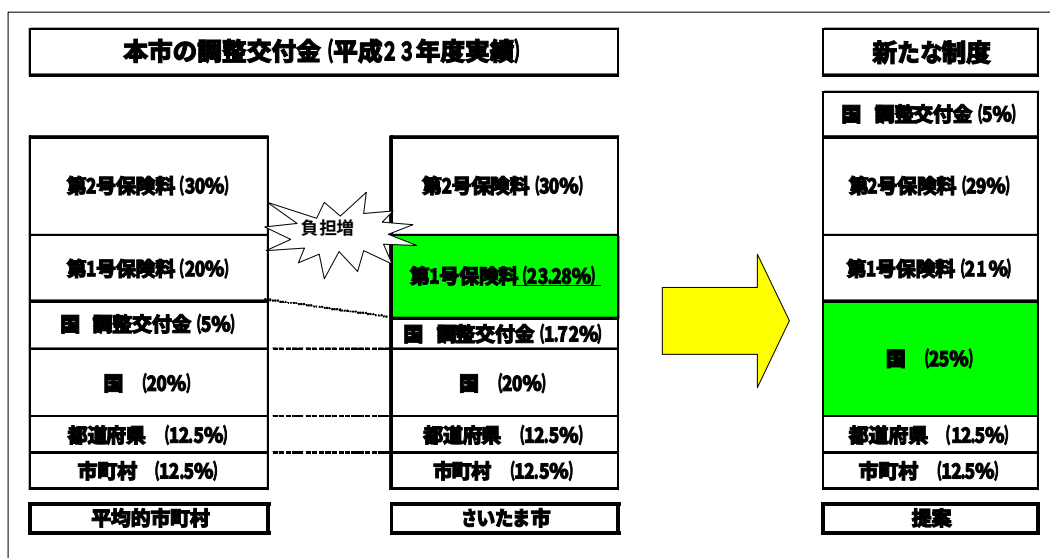
1 介護職員の賃金（常勤労働者の男女比、平均年齢、勤続年数及び平均賃金）

- 勤続年数、平均年齢等の要素の違いがあり、単純な比較はできないが、
 ①常勤労働者については、介護分野の平均賃金の水準は産業計の平均賃金と比較して低い傾向にあり、②常勤労働者である介護職員の平均賃金は、医療福祉分野における他の職種の平均賃金に比較して低い傾向にある。
 ○なお、介護職員は、産業計と比較すると、**勤続年数が約半分弱と短い**。

		男女計			男性				女性			
		平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	きまって支給する 現金給与額 (千円)	構成比 (%)	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	きまって支給する 現金給与額 (千円)	構成比 (%)	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	きまって支給する 現金給与額 (千円)
産業別	産業計	41.3	11.9	323.0	68.2	42.1	13.3	360.0	31.8	39.6	8.9	243.6
	医療業	39.5	8.5	333.2	25.6	39.8	9.0	464.3	74.4	39.4	8.4	288.0
	社会保険・社会福祉・介護事業	40.2	7.1	239.2	27.6	38.8	7.4	271.8	72.4	40.7	7.0	226.7
	サービス業	43.6	8.6	274.3	69.2	44.6	9.6	301.1	30.8	41.3	6.5	214.3
職種別	医師	39.3	4.4	875.0	74.8	40.5	4.6	930.7	25.2	35.8	3.7	709.9
	看護師	37.5	7.3	321.9	8.0	36.0	6.4	319.1	92.0	37.6	7.4	322.2
	准看護師	45.1	9.9	277.9	9.0	36.4	8.1	273.5	91.0	46.0	10.0	278.3
	理学療法士・作業療法士	30.9	4.4	274.2	50.7	31.6	4.5	283.7	49.3	30.1	4.2	264.4
	保育士	33.7	7.7	218.6	4.8	30.5	6.3	240.4	95.2	33.8	7.7	217.5
	ケアマネジャー	45.3	8.1	262.8	24.4	39.5	8.6	286.1	75.6	47.2	7.9	255.3
	ホームヘルパー	44.1	5.6	210.9	17.8	37.0	3.4	221.4	82.2	45.7	6.1	208.6
	福祉施設介護員	37.7	5.4	214.5	32.1	34.6	5.6	232.2	67.9	39.2	5.3	206.2

〔出所〕厚生労働省「平成22 賃金構造基本統計調査」

2 調整交付金の別格化



〔担当：保険福祉局福祉部介護保険課長 中島マリ子 TEL 048-829-1264〕

26. 障害者自立支援法の見直し

(厚生労働省)

【提案・要望事項】

- 1 恒久的でわかりやすい制度を構築すること
- 2 地方自治体の財政負担につながらないよう適切な財政措置を講じること
- 3 円滑な制度移行に向けて具体的な情報を早期に示すこと

【背景・理由】

- ・ 障害者自立支援法に代わる新たな障害者福祉制度は、障がい者制度改革推進会議の総合福祉部会において検討され、平成23年8月に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が取りまとめられ、平成24年通常国会に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」案が提出されたところである。
- ・ 本市では、障害者自立支援法施行後の影響に対し、障害福祉サービス利用者や施設に対する独自の激変緩和措置を、平成19年1月から国に先駆けて実施し、サービスの利用及び提供体制の安定化を図ってきた。
- ・ また同法施行に伴うさまざまな課題について、本市提案のもと八都県市首脳会議において同法の調査・研究を行い、平成20年5月に、国に対し「障害者自立支援法の抜本的な見直しに関する提案書」を提出するなど、障害者福祉制度の見直しを求めてきた。
- ・ 今回の新制度の構築に当たっては、**地方自治体からの意見を十分反映し、全ての障害者が安心して必要とするサービスを利用できるよう、恒久的でわかりやすい制度を構築するとともに、居宅介護等については、支給決定量が国基準を超えた場合には地方自治体の超過負担が発生することになるため、他のサービスと同様に費用の2分の1を国庫負担とするなど、地方自治体の財政負担につながらないよう適切な財政措置を講じることがを要望する。**
- ・ また、円滑な制度移行に向けて、**利用者や事業者などの混乱を招かないよう、具体的な情報を可能な限り早期に示すとともに、電算システムの改修等に要する経費を含めた準備経費について、財政措置を講じることがを要望する。**

【参考】

各自治体において憂慮される事項

平成25年4月の施行予定まで1年未満

利用者等の混乱を招かないよう一定の周知期間が必要

円滑な施行に向けて電算システムの改修など一定の作業期間が必要

障害者総合支援法の施行にあたって

国において取り組むべき事項

政省令の早期公布

十分な周知期間の確保

給付費に対する十分な財政措置

(地域生活支援事業をはじめとする自治体の超過負担に対する財政措置等)

準備経費等に対する財政措置

(電算システムの改修、周知に要する費用等)

27. 医療保険制度の抜本的改革

(厚生労働省)

【提案・要望事項】

- 1 将来にわたり安定した医療保険制度を構築するため、国の責任において医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期実現すること
また、医療制度改革は、国全体の課題であることを踏まえ、新たな地方負担を招かないようにすること
- 2 医療保険制度の一本化が実現するまでの間は、国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、国庫負担率の引上げ等の財政基盤の支援措置を講ずること

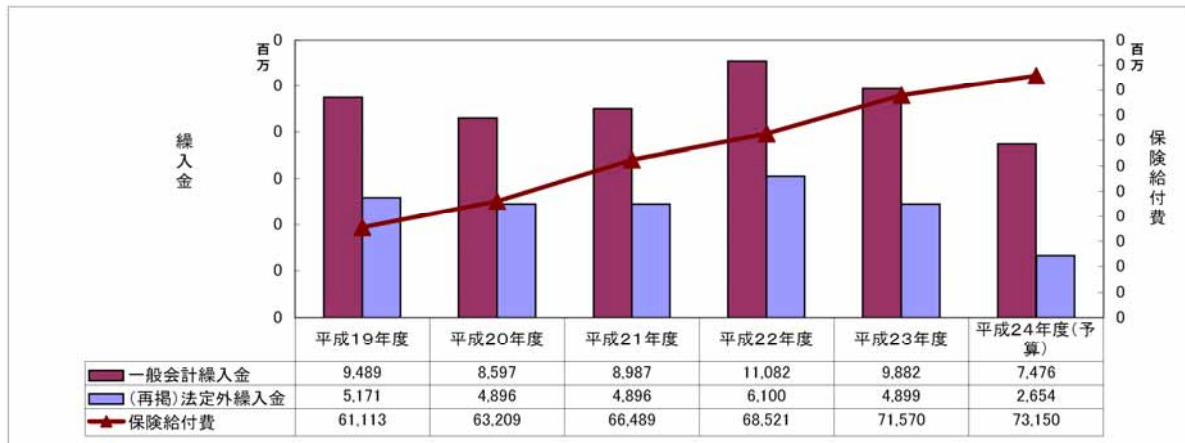
【背景・理由】

- ・ 高齢化の急速な進展に伴う医療費の増加や、近年の厳しい経済情勢の影響で、**年々医療保険者と被保険者の負担は非常に重くなっている。**
- ・ 本市の国民健康保険も高齢者や低所得者層の加入割合が高く、財政基盤が脆弱である上、医療費の増加とこれに伴う保険税負担の増大が進み、**一般会計からの多額の繰入に頼る財政運営を行わざるを得ず、国民皆保険の維持は危機的な状況にあり、早急な医療保険制度の抜本的改革が求められている。**
- ・ このような中、高齢者医療制度の見直しにおいては、本年2月に閣議決定された**社会保障・税一体改革大綱**において、「**高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。**」とされたところである。しかしながら「**最終とりまとめ**」では全年齢での国民健康保険の都道府県化を目指すとされているが、都道府県と市町村の役割にしか触れておらず、**国の責任が明確になっていない。**また、今後も増加する医療費の財源等についても議論が十分になされていない。
- ・ 国は、**安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、財源を含む国の責任を明確にし、地方公共団体の意見を反映した上で、全ての国民を対象とした医療保険制度の一本化に向けた医療保険制度の抜本的改革を早急に実現することを強く要望する。**

【参考】

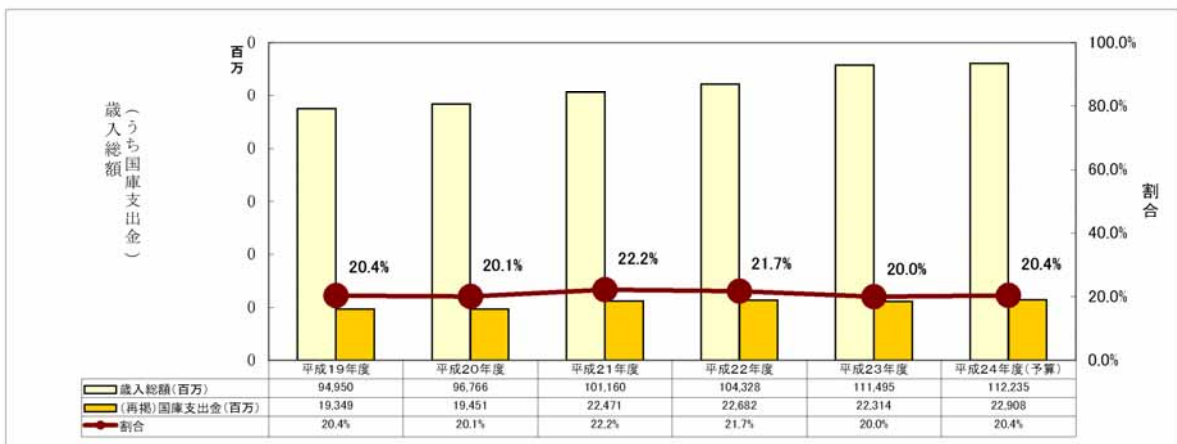
■法定外繰入金の推移（多額の国保財政支出）

	一般会計繰入金	(再掲)法定外繰入金	保険給付費
平成19年度	9,489	5,171	61,113
平成20年度	8,597	4,896	63,209
平成21年度	8,987	4,896	66,489
平成22年度	11,082	6,100	68,521
平成23年度	9,882	4,899	71,570
平成24年度(予算)	7,476	2,654	73,150



■国庫支出金の推移

	歳入総額(百万)	(再掲)国庫支出金(百万)	割合
平成19年度	94,950	19,349	20.4%
平成20年度	96,766	19,451	20.1%
平成21年度	101,160	22,471	22.2%
平成22年度	104,328	22,682	21.7%
平成23年度	111,495	22,314	20.0%
平成24年度(予算)	112,235	22,908	20.4%



- ・国庫負担の水準は、昭和59年に総医療費ベースの4.5%であったものが、市の負担を基準とした給付費ベースの5.0%に変更され、以前の総医療費ベースに換算すると38.5%程度となった。

■高齢者医療制度改革会議において示された最終とりまとめ

高齢者医療制度改革の流れと課題

1. 後期高齢者医療制度の創設(平成20年4月1日施行)

後期高齢者医療制度は、平成18年度に決定された医療制度改革のひとつの柱である「超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現」を実施するために、従来の制度で指摘されていた現役世代と高齢者世代の費用負担の不公平をなくし、世代間を通じた負担が明確で公平な制度として創設されたものである。

2. 民主党政権発足(平成21年9月)

民主党政権では、後期高齢者医療制度の廃止をマニフェストとして掲げた。

2009マニフェスト

後期高齢者医療制度を廃止し、国民皆保険を守る。

【政策目的】

- ・年齢で差別する制度を廃止して、医療制度に対する国民の信頼を高める。
- ・医療保険制度の一元的運用を通じて、国民皆保険制度を守る。

【具体策】

- ・後期高齢者医療制度・関連法は廃止する。廃止に伴う国民健康保険の負担増は国が支援する。
- ・被用者保険と国民健康保険を段階的に統合し、将来、地域保険として一元的運用を図る。

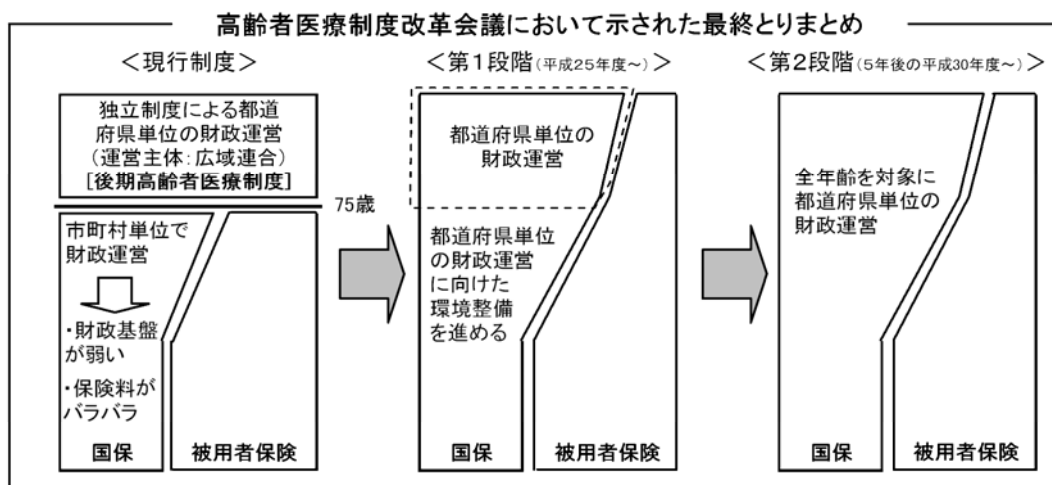
2010マニフェスト

後期高齢者医療制度は廃止し、平成25年度から新しい高齢者医療制度をスタートさせる。

3. 高齢者のための新たな医療制度等について「最終とりまとめ」(平成22年12月20日)

新たな医療制度の具体的なあり方についての検討を行うため、厚生労働大臣の主宰により、高齢者の代表、関係団体の代表、有識者の計19名からなる「高齢者医療制度改革会議」が設置された。

平成21年11月～平成22年12月までの間、計14回の会議を開催し、会議での議論等を踏まえて「最終とりまとめ」を行った。



4. 社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)

社会保障・税一体改革大綱では、「高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。」と明記した。

また、「具体的内容について、関係者の理解を得たうえで、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。」と、関係者の理解を得ることを法案提出の前提とした。

★課題★

「最終とりまとめ」では、全年齢を対象に国民健康保険の都道府県単位化を目指すとされているが、都道府県と市町村の役割にしか触れておらず、財源を含む国の責任が明確になっていない。また、今後も増加する医療費の財源等についても十分な議論がなされていない。

全国知事会や関係団体等から、様々な課題が指摘されており、関係者の理解が得られている状況にない。

〔担当：保健福祉局福祉部国民健康保険課長 村田 均 TEL 048-829-1277〕

〔担当：保健福祉局福祉部年金医療課長 根本 進 TEL 048-829-1278〕

28. 埼玉社会保険病院、社会保険大宮総合病院の運営 及び耐震化の促進

(厚生労働省)

【提案・要望事項】

- 1 埼玉社会保険病院及び社会保険大宮総合病院については、本市の中核病院として地域医療に欠かすことのできない医療機関であり、独立行政法人地域医療機能推進機構において引き続き公的病院として着実に運営すること
- 2 社会保険大宮総合病院については、耐震整備に速やかに着手できるようにすること

【背景・理由】

- ・ 平成23年6月に成立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」により、社会保険病院は、平成26年4月1日から独立行政法人地域医療機能推進機構が原則として運営することになったところである。
- ・ 平成23年7月及び12月にも要望しているが、未だ本市所在の社会保険病院の運営及び社会保険大宮総合病院の耐震整備については、国から明確な方針が示されておらず、地域住民や病院職員が、病院の将来について強い不安を抱いている。
- ・ 埼玉社会保険病院及び社会保険大宮総合病院については、救急告示病院として本市の地域医療に欠かすことのできない医療機関であるため、引き続き公的病院として独立行政法人地域医療機能推進機構において着実に運営されるよう改めて強く要望する。
- ・ なお、本市内に所在するさいたま赤十字病院や、隣接する医療圏に所在する志木市立市民病院における常勤小児科医の退職等、埼玉県内の小児医療は危機的な状況にあり、本市の小児初期救急医療の拠点となっている社会保険大宮総合病院の安定的な運営は、地域の小児医療の確保のために不可欠である。
- ・ また、社会保険大宮総合病院については、昭和27年築（昭和49年改修）と老朽化が著しく、耐震改修促進法の期限である平成27年度末に向けて、耐震化も喫緊の課題となっており、同病院において耐震整備を計画している。国においては、速やかに耐震整備が進むよう、特段の配慮を要望する。

【参考】

【さいたま市の中核病院】

医療機関名	さいたま市立病院	さいたま市民医療センター	自治医科大学附属さいたま医療センター	埼玉社会保険病院	社会保険大宮総合病院	さいたま赤十字病院
病床数	567床	340床	608床	439床	163床	605床
特色	・地域周産期母子医療センター ・病院群輪番制参加病院 ・地域がん診療連携拠点病院(国) ・災害拠点病院 ・小児科二次救急医療実施病院	・地域医療支援病院 ・病院群輪番制参加病院 ・小児科二次救急医療実施病院	・地域周産期母子医療センター ・病院群輪番制参加病院 ・災害拠点病院 ・小児科二次救急医療実施病院	・病院群輪番制参加病院 ・埼玉県がん診療指定病院	・初期救急(休日急患診療)実施病院 ・小児科初期救急医療実施病院 ・病院群輪番制参加病院	・三次救急医療実施病院 ・地域周産期母子医療センター ・地域がん診療連携拠点病院(国) ・小児科二次救急医療実施病院 ・災害拠点病院

【さいたま市の中核病院】

社会保険大宮総合病院



埼玉社会保険病院

〔担当：保健福祉局保健部地域医療課長 海老名 英治 TEL 048-829-1295〕

29. 基準病床数制度の見直し

〔厚生労働省〕

【提案・要望事項】

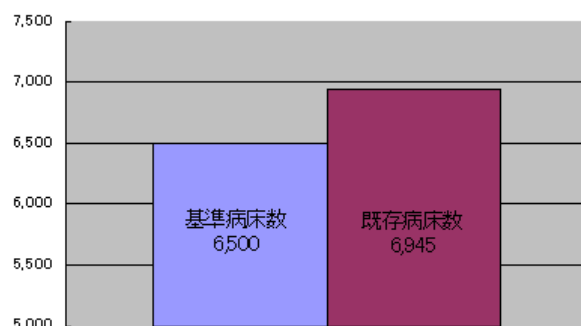
- 1 医療計画策定後において、病床過剰とされた医療圏にあっても急激な人口の増加だけでなく、将来的な人口動態等を踏まえ、都道府県が必要と認める基準病床数を設定できるよう、全国一律の算定方式を見直すこと
- 2 病床過剰とされた医療圏で救急、周産期、小児等の政策医療に必要な病床が不足している場合、都道府県が必要と認める病床を増床する際、厚生労働大臣への協議を廃止すること

【背景・理由】

- ・ 病院・診療所の病床数は、都道府県が医療法に基づく医療計画において医療圏域で必要とされる「基準病床数」を全国統一の算定式により算定しており、既存病床数が「基準病床数」を超える地域（病床過剰地域）では、増床を許可しないこととされている。本市は、単独で医療圏域を構成しており、病床過剰地域となっている。
- ・ 今後、急速な高齢化が見込まれる本市にあっては、高齢者人口の急増に伴う病床不足が予想され、需要に応じた病床数の設定を可能にするなど柔軟な対応が必要である。
- ・ なお、病床過剰とされる医療圏においては、救急、周産期、小児等の政策医療に必要な病床が不足している場合にあっても、増床には都道府県と厚生労働大臣との協議が必要であり、住民の医療ニーズに対するきめ細かな対応が事実上困難となっている。

【参考】

◇さいたま市における病床数 ※既存病床数は、平成23年12月31日現在(埼玉県調べ)

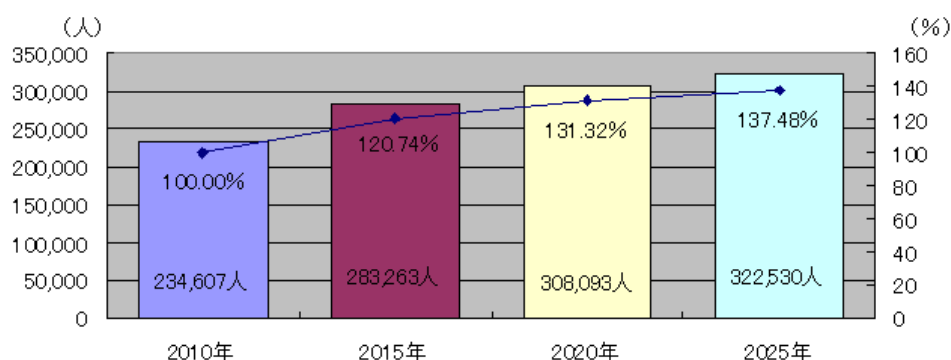


◇さいたま市地区における病院の状況

病院数	40 病院
うち 救急告示病院数	21 病院
うち 災害拠点病院数	3 病院
うち がん診療連携拠点病院数	2 病院

※各病院数は、平成 23 年 12 月 31 日現在

◇さいたま市における高齢者(65歳以上)人口の推計



※国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」(平成 20 年 12 月推計)
「4. 市区町村別男女5歳階級別データ」より作成

◇医師数(指定都市比較)

	医療施設に就くする医師数(人)/人口10万人			
	平成16年 (2004)	18 ('06)	20 ('08)	22 ('10)
東京都区部	307.7	310.5	323.3	333.2
札幌市	273.8	276.5	290.9	297.1
仙台市	282.6	287.7	301.4	305.1
さいたま市	137.3	145.2	152.5	160.7
千葉市	230.3	230.1	237.0	243.8
横浜市	167.6	170.6	183.1	196.4
川崎市	181.9	182.9	191.0	192.9
相模原市	220.7	216.1	221.9	226.3
新潟市	302.8	239.2	244.2	253.0
静岡市	188.3	190.2	202.3	211.4
浜松市	254.6	216.5	230.0	238.2
名古屋市	248.4	256.3	261.3	268.6
京都市	342.1	361.8	373.6	379.2
大阪市	298.7	299.8	308.7	311.1
堺市	184.1	186.7	182.3	205.4
神戸市	249.6	257.5	270.6	278.0
岡山市	340.2	337.3	354.7	362.3
広島市	253.4	246.2	252.4	271.2
北九州市	287.6	290.9	301.2	309.5
福岡市	314.4	328.6	330.7	339.3
熊本市	345.5	364.9	372.3	378.5

※厚生労働省「平成 22 年(2010 年)医師・歯科医師・薬剤師調査の概況」統計表 20
「人口 10 万対医療施設従事医師・歯科医師数及び薬局・医療施設従事薬剤師数の年次推移、
従業地による都道府県一指定都市・特別区・中核市(再掲)別」より作成

[担当：保健福祉局保健部地域医療課長 海老名 英治 TEL048-829-1295]

30. 予防接種制度の財源負担等の見直し

(厚生労働省)

【提案・要望事項】

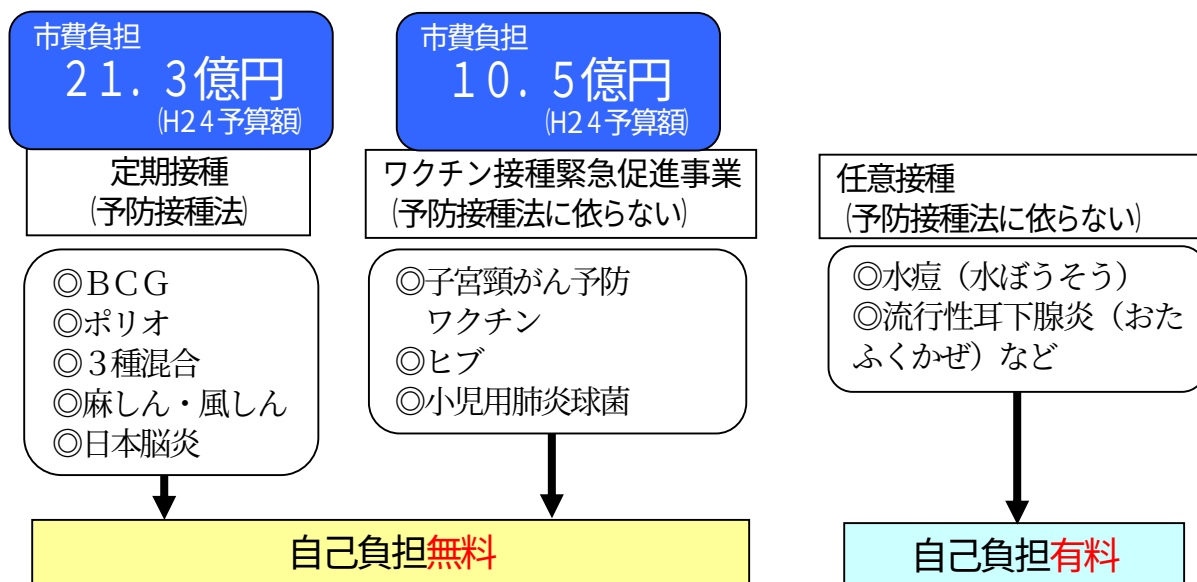
新たなワクチンの定期予防接種化にあたっては、既に定期予防接種となっているワクチン接種も含め、接種の財源について全額を国の責任において確保すること

【背景・理由】

- ・平成24年5月23日に厚生労働省の厚生科学審議会予防部会から子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、水ぼうそう、おたふくかぜ、B型肝炎、成人用肺炎球菌の七つのワクチンについて、新たに定期接種の対象とすべきという提言がされた。
- ・このことは、これまでも**本市が要望してきていることであり、国民にとっても非常に有益であることから評価するものであり、今後とも国民に対し、予防接種の効能と限界について十分な周知が図られることが望ましい。**しかし、現行の制度では**定期接種の費用は、地方自治体が支弁するもの**とされており、それぞれの地方自治体の努力によって、ほとんどが個人の負担なく実施されているなか、**今回の提言では接種費用の負担のあり方については明確に示されていない。**
- ・現在の地方自治体の厳しい財政状況のなかで、新たに追加される定期接種の費用を負担することは非常に困難である。そもそも**予防接種は、経済格差が健康較差をひき起こすことのないよう、国の責任において全国一律で実施すべきものであり、既に定期接種となっているものを含め、接種の財源については、全額を国の責任において確保することを強く要望する。**

【参考】

■現行制度での市費負担



■新制度での市費負担 (試算)

制度の変更無く、七つのワクチンが定期接種化

市費負担が約40億円増額

※対象者、回数等の条件により増減する。

約70億円の財政負担

※対象者、回数等の条件により増減する。

〔担当：保健福祉局保健所疾病予防対策課長 嘉悦 明彦 TEL 048-840-2219〕

3 1. 新型インフルエンザ対策

〔内閣官房・厚生労働省〕

【提案・要望事項】

- 1 新型インフルエンザ対策に関して、十分な議論を加えたうえで法令整備を行うとともに、速やかに新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画やガイドラインを示すこと
- 2 新型インフルエンザ対策は国全体の課題であること、また特別措置法で地方自治体に所定の対策を義務づけていることを踏まえ、対策に要する経費は全額国の負担とすること

【背景・理由】

- ・ 新型インフルエンザ対策特別措置法は、平成24年3月9日に閣議決定され、国会での審議、可決後、平成24年5月11日に公布された。
- ・ 法案には国民や各団体から大きな関心が寄せられ、国会審議においてもさまざまな論議がなされていたが、**同法では具体的な措置を「政令に定める」としており、個別具体的に示されていない対策も多く**、また、報道等でも社会行動の制限や関係者への補償等において、問題が指摘されている。
- ・ 今後整備される政令等に基づき、地方自治体は対策を講じることとなるが、根本となる**法令等の制定あるいは改正は地方自治体が講じる対策に多大な影響を与えることから、十分な議論を尽くすこと。**
- ・ なお、同法は本年5月1日の公布後1年以内の、政令で定める日に施行とされているが、国の行動計画を受けて都道府県が行動計画を策定し、その後、市町村が行動計画を策定していくため、**施行までに市町村に残る時間は非常に少ない。**この作業に必要な時間を確保できるよう、**法に基づく国の行動計画やガイドラインを速やかに示すよう要望する。**
- ・ また、法で各自治体に所要の対策を義務づけているが、これに要する費用は各自治体の負担となる。新型インフルエンザ対策は国全体の課題であること、また法に基づき対策を講じるものであることから、**必要経費は国が全額負担するよう要望する。**

【参考】

◇新型インフルエンザ等対策特別措置法案 審議の経過

平成24年3月 9日	閣議決定、同日法律案を衆議院に提出
3月28日	衆議院内閣委員会 可決
3月30日	同 本会議 可決
4月24日	参議院内閣委員会 可決
4月27日	同 本会議 可決
5月11日	法律公布（交付から1年以内の日を政令で定めて施行）

◇特措法における市町村への義務付け（経費を要するもの）の例

○新型インフルエンザ等対策特別措置法

第十条（物資及び資材の備蓄等）

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（第十二条及び第五十一条において「指定行政機関の長等」という。）は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は新型インフルエンザ等対策の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

第十二条（訓練）

指定行政機関の長等は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならない。

○特措法第二十八条第7項によって読み替えられる予防接種法第二十一条

第二十一条（読替後）

この法律の定めるところにより予防接種を行うために要する費用は、市町村の支弁とする。

第二十二條

都道府県は、政令の定めるところにより、前条第一項の規定により市町村の支弁する額（第六条第一項の予防接種に係るものに限る。）の三分の二を負担する。

- 2 都道府県は、政令の定めるところにより、前条第一項の規定により市町村の支弁する額（第六条第三項の予防接種に係るものに限る。）及び前条第二項の規定により市町村の支弁する額の四分の三を負担する。

第二十三條

国庫は、政令の定めるところにより、第二十一条第一項の規定により都道府県の支弁する額及び前条第一項の規定により都道府県の負担する額の二分の一を負担する。

- 2 国庫は、前条第二項の規定により都道府県の負担する額の三分の二を負担する。

32. 子ども・子育て新システムの円滑な実施

〔内閣府・厚生労働省・文部科学省〕

【提案・要望事項】

- 1 子ども・子育て新システムの円滑な実施のため、準備経費・事務的経費を含む必要な財源を確保すること
- 2 母親が産後8週間の期間内に、父親が育児休業を取得することを促進するため、当該期間中の父親の育児休業給付金給付率を現行の50%から大幅に引き上げ、100%とすること
- 3 育児休業制度の普及等と、子を持つ女性の雇用と育児の両立支援を促進した事業者が、厚生年金と一体で徴収される児童手当拠出金を減額されるなど、恩恵を受けられる仕組みとすること

【背景・理由】

- ・さいたま市は、「さいたま子ども・青少年希望（ゆめ）プラン」（次世代育成支援対策後期行動計画）に基づき、**保育所や放課後児童クラブの待機児童解消に向けた施設整備、社会的養護が必要な子どもの支援体制の充実など、さまざまな子育て支援策を展開してきた。**
- ・また、昨年度は、未来を担う子ども一人ひとりが、心身ともに健やかに育ち、自立し、輝いて生きることができるよう、市民・事業者・行政・学校等が「絆」で結ばれ、子育てを推進する地域社会の実現に向けた「**さいたまキッズなCity大会宣言**」を発表した。この宣言を、社会全体で子育てを推進する起点として、子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考える地域社会の実現を目指している。
- ・平成22年の合計特殊出生率は、本市では1.38と、前年と比べて0.14ポイント上昇し、国においても、1.39と、前年と比べて0.02ポイント上昇したものの、**現在の人口を維持するのに必要と言われている2.07には依然として届かない状況にある。**
- ・国の幼保一体化や、子ども・子育て支援に係る財源の一元化などを目指す「**子ども・子育て新システム**」は、平成24年3月に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する基本制度」が決定さ

れ、関係法案成立後、平成25年度を目途に、「子ども・子育て会議」や国の基本指針など可能なものから段階的に実施するとされている。

- ・ この実施にあたっては、国と地方との協議のもと制度設計を早急に行い、地域でのサービス需要を満たすための体制を計画的に整備する必要がある、新システムの実施主体である市町村が円滑に対応できるように、準備経費・事務的経費を含む必要な財源を国の責任において全額確保するべきである。
- ・ 男性の育児休業取得率については、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）で、平成29年までに取得率を10%とする目標設定がされている。
- ・ しかし、厚生労働省が発表した平成23年度の男性の育児休業取得率は2.63%と、前年と比べて1.25ポイント上昇し過去最高を記録したものの、目標設定値と比較すると依然として低い状況にある。
- ・ 女性が第2子を出産する要因としては、男性の家事・育児分担の増加が大きく関わっているとの調査結果が出ているように、少子化対策として、男性の育児参加を促進していくことは重要な施策である。
- ・ しかしながら、多くの家庭においては、父親の収入を主な生活資金としており、現行の給付金制度では、父親の育児休業取得により収入が減り生活基盤を失うことが、取得を妨げる要因となっている。
- ・ そこで、新システムの将来の検討課題とされている「出産・育児に係る休業に伴う給付（仮称）」に関しては、父親の育児休業取得を促進する施策として、母親が最も助けを必要とする産後8週間の期間内については、育児休業給付金給付率を現行の50%から100%とすることを目指し、大幅に給付率を引き上げるよう制度改正すること。また、その負担を事業者へ負わせるのではなく、国がその財源を負担すること。
- ・ さらに、育児休業制度の普及と、子を持つ女性の雇用と育児の両立支援を促進する事業者が、新システムの財政負担の軽減に貢献するものであるという意味合いを含め、その促進のインセンティブとして、厚生年金と一体で徴収される児童手当拠出金を減額されるなど、恩恵を受けられる仕組とすること。

【参考】

※子ども・子育て新システム

基本的な考え方

- すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育てを社会全体で支援
 - すべての子ども・子育て家庭への支援（子ども手当、一時預かりなど）
 - 幼稚園・保育所の一体化（こども園（仮称））
 - 社会全体での費用負担
 - 関係者（地方公共団体、労使団体、子育て当事者、NPO等子育て支援者等の参画（子ども・子育て会議（仮称））
- 切れ目のないサービス・給付を保障
 - 妊婦～出産～保育～放課後対策まで切れ目なく細やかなサービスを提供
- 地域の多様なニーズに応じたサービス
 - ニーズに応じた多様な保育サービス
- 基礎自治体（市町村）中心
- 政府の推進体制・財源を一元化
 - 制度ごとにバラバラな政府の推進体制、財源を一元化
- ワーク・ライフ・バランスの実現

■ 子ども手当（現金）

■ 地域子育て支援事業（仮称）

- （※）都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施。
- ・地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、児童館等
 - ・市町村の独自事業

■ 妊婦健診

■ 出産・育児に係る休業に伴う給付（仮称）

■ こども園給付（仮称）

- こども園（仮称）
：総合施設（仮称）、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設をこども園（仮称）として指定

■ 地域型保育給付（仮称）

- ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

■ 延長保育事業、病児・病後児保育事業

■ 放課後児童クラブ

こども園給付（仮称）及び地域型保育給付（仮称）の仕組み

利用者の選択に基づく給付の保障

- 給付の確実な保障＝市町村による認定
- 市町村間等の下、利用者と事業者の間の公的契約
- 市町村が適切な施設・事業の確実な利用を支援
- 利用者補助方式と公定価格を基本とした現物給付
…サービスの多様化の観点から柔軟な制度設計と多様なサービスの特性への配慮

多様な事業主体の参入による基盤の整備

- 指定事業者の仕組みの導入（多様なサービス類型ごとの基準）
- イコールフットリング
- 施設整備費の在り方の見直し等
- 撤退規制、情報開示等のルール化
- 質の向上の検討

〈具体的仕組み〉

- 給付システムの一体化
～子ども・子育て新システムの創設～
・地域における学校教育・保育の計画的整備
～市町村新システム事業計画の策定～
市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村新システム事業計画（仮称）を策定する。
- ・多様な保育事業の量的拡大
～指定制度の導入～
客観的な基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うことにより、多様な事業者の保育事業への参入を促進し、量的拡大を図る。
- ・給付の一体化及び強化
～こども園給付（仮称）の創設等～
学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付（仮称）を創設することにより、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。
- 施設の一体化
～総合施設（仮称）の創設～
学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設（仮称）を創設する。

〈効果〉

質の高い学校教育・保育の一体的提供

- ・地域における学校教育・保育の計画的整備及び総合施設（仮称）等により、質の確保された学校教育・保育が一体的に提供。
- ・配置基準の見直し等により、学校教育・保育の質がさらに向上。

保育の量的拡大

- ・幼稚園から総合施設（仮称）への移行により、保育が量的に拡大。
- ・客観的な基準を満たした施設及び保育ママ等の多様な保育事業への財政措置（指定制）により、保育が量的に拡大。待機児童解消にも貢献。

家庭における養育支援の充実

- ・幼稚園・保育所から総合施設（仮称）への移行及び地域子育て支援事業等の推進等により、家庭における養育の支援機能が強化。

〈すべての子どもの健やかな育ちが実現〉
〈結婚・出産・子育ての希望がかなう社会が実現〉

※「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

出展：平成23年版子ども・子育て白書

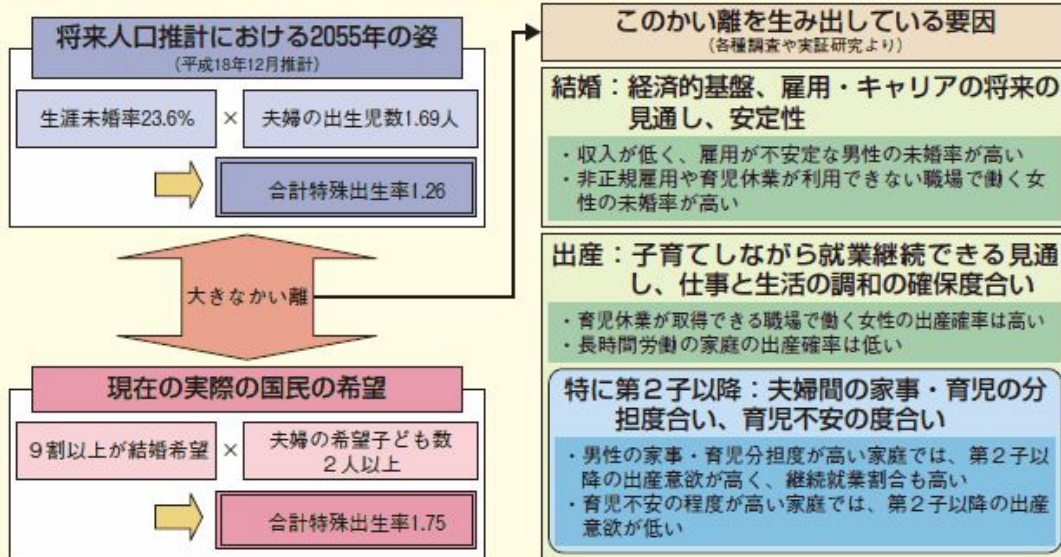
【参考】

※育児休業給付金給付率の引き上げ

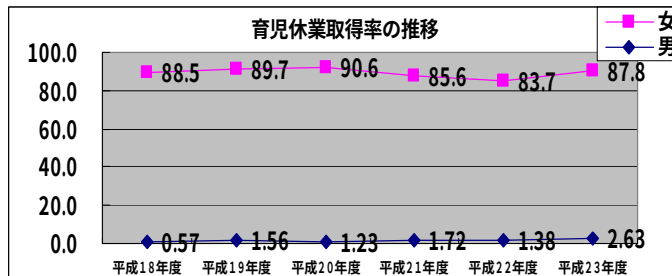
現状と課題

結婚や出産・子育てをめぐる国民の希望と現実との乖離
～急速な少子化を招いている社会的な要因～

- 将来推計人口（平成18年中位推計）において想定されている日本の将来像と、実際の国民の希望とは大きく乖離。
- この乖離を生み出している要因としては、雇用の安定性や継続性、仕事と生活の調和の度合い、育児不安などが指摘されており、出産・子育てと働き方をめぐる問題に起因するところが大きい。



資料：社会保障国民会議「社会保障国民会議 最終報告」参考資料



出展：厚生労働省「平成23年版子ども・子育て白書」

対策と効果

育児休業を利用できたのに取得しなかった理由

家計が苦しくなる 29% ⇒ 育児給付金給付率の引き上げ

※ニッセイ基礎研究所「男性の育児休業取得に関する研究会報告書」（平成15年）

教育の充実

33. 少人数学級の推進

〔文部科学省〕

【提案・要望事項】

学級編制の標準の引き下げを含めた新たな公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定し、円滑な実施を図ること。

【背景・理由】

- ・ さいたま市では、徹底した行財政改革に積極的に取り組む一方、個性豊かな地域社会の形成、21世紀を担う心豊かな人材づくり等、新たな行政課題に取り組んでいる。
- ・ 現在、国は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正するとともに、学級編制の標準を順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づき、法制上その他の必要な措置を講ずることとし、当該措置を講ずるに当たっては、これに安定した財源の確保に努めるとしている。
- ・ こうした状況の中、本市では、独自の少人数指導等支援員などの施策を充実させ、少人数学級と少人数指導のそれぞれの良さを取り入れ、少人数で指導する効果を最大限に生かしながら、「日本一の教育都市・さいたま市」の実現に努めている。
- ・ 今後、基礎学力の向上と、習熟度別学習など個に応じたきめ細かな指導を実現し、学習指導要領の全面実施やいじめ等の学校教育上の課題等に適切に対応するためには、教職員定数配置基準の改善が不可欠である。
- ・ 平成23年度は小学校1年生について35人学級編制となったが、国の責任において、当初計画された小・中学校全学年での円滑な実施を図ることを要望する。

【参考】

◇1学級当たりの児童生徒数＜通常学級＞

OECD「図表で見る教育（2009年版）」

さいたま市の数値は平成23年度

	さいたま市	日 本	OECD平均
小学校	32.6人	28.0人	21.6人
中学校	36.1人	33.0人	23.7人

〔担当：教育委員会学校教育部教職員課長 橋本 栄 Tel 048 - 829 - 1653〕

34. 全国学力・学習状況調査の全数調査

〔文部科学省〕

【提案・要望事項】

全国学力・学習状況調査を全数調査とすること

【背景・理由】

- ・ 全国学力・学習状況調査は、平成19年度に43年ぶりに全数調査として再開され、国や都道府県のみならず、**各市町村や各学校においても、児童生徒一人ひとりの学力や学習状況を細かく把握・分析し、教育施策の検証及び教育指導の改善に役立ててきた。**
- ・ しかし、平成22年度から「抽出調査」となり、**調査対象校は全体のわずか約3割に絞られ、それ以外の調査を希望する学校については自主参加とされた。**
- ・ 平成23年度は東日本大震災の影響で見送られたものの、平成24年4月に2年ぶりに実施された調査では、**抽出対象校と自主参加した学校を合わせると全国の小中学校の8割を超え、そのうち抽出対象校が9709校だったのに対し、自主参加校は1万6159校と大きく上回る結果となった。**
- ・ 国の方針と実態があまりにも乖離していることは明白であり、**多くの学校現場が全員参加による全国学力・学習調査を望んでいる結果**といえる。
- ・ 国は、数年に一度、全数調査を実施することについて検討していると聞いているが、学校現場の声を十分に聞き、平成21年度までと同様に**毎年度全数調査として実施することを強く要望する。**

【参考】

◇全国学力・学習状況調査 参加校の状況（抽出対象校＋自主参加校）

平成22年度 73.5パーセント

平成24年度 81.2パーセント

（抽出対象校 9709校 自主参加校 1万6159校）

◇さいたま市の状況（平成24年度）

抽出対象校 小学校 13校、中学校 16校

自主参加校 小学校 90校、中学校 41校（さいたま市は全校で実施）

〔担当：教育委員会事務局学校教育部教育研究所長 五十嵐友一 TEL048-838-0781〕

35. 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度の見直し

〔総務省・財務省・文部科学省〕

【提案・要望事項】

- 1 義務教育費国庫負担制度については、地方分権を一層推進するために廃止すること。ただし、教育の機会均等と教育水準の確保を図るという義務教育の精神を引き続き尊重し、地方に負担を転嫁することのないように、その所要全額について、税源移譲による財源措置を講ずること
- 2 県費負担教職員制度の見直しにおける給与費負担の指定都市への移管は、教職員定数、教職員配置等に関する包括的な権限移譲を前提に、その所要全額について道府県からの税源移譲による財源措置を講ずるとともに、今後急激に増加する退職手当所要額についても財源措置を講ずること。

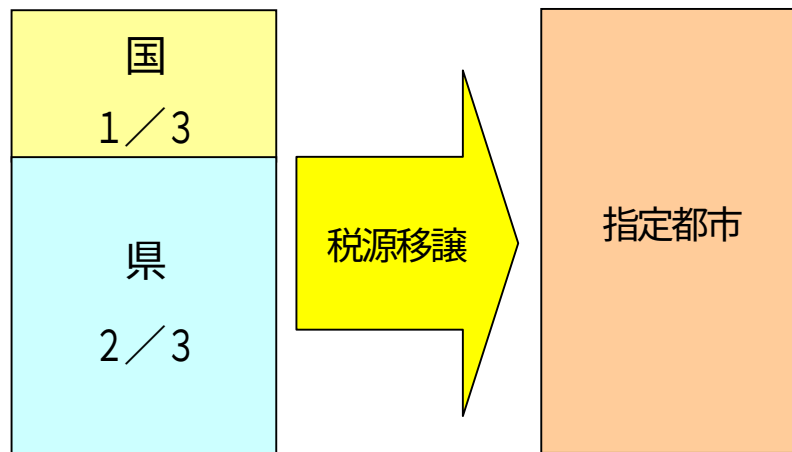
【背景・理由】

- ・さいたま市では、徹底した行財政改革に積極的に取り組む一方、個性豊かな地域社会の形成、21世紀を担う心豊かな人材づくり等、新たな行政課題に取り組んでいる。
- ・義務教育費国庫負担制度は、国庫負担割合が3分の1に引き下げられ、県費負担教職員制度については、平成20年6月に決定された政府の地方分権改革推進要綱（第1次）において、「既に人事権が移譲されている指定都市において、人事権者と給与負担者が一致する方向で検討すること」及び「都道府県が定めている教職員定数についても決定方法を見直す方向で検討すべきであること」との見解が示された。
- ・地域の実態に即した義務教育を推進するためには、人事権者が安定した財政基盤に立って教職員給与を支給するとともに、自らの権限と判断により学級編制、教職員定数、教職員配置等を決定する必要がある。
- ・については、義務教育費国庫負担制度や県費負担教職員制度の見直しについて、教職員定数、教職員配置等に関する包括的な権限移譲を図るとともに、地方に負担を転嫁することのないように、その所要全額について税源移譲による財源措置を講ずるよう要望するものである。

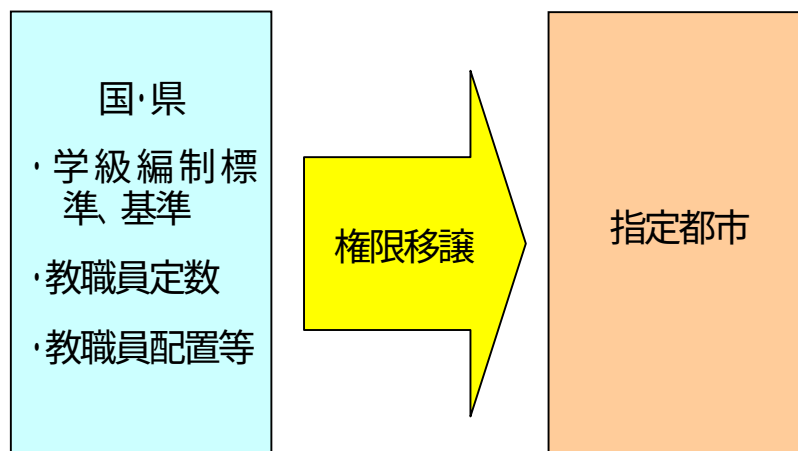
【参考】

[義務教育費国庫負担制度廃止に伴う税源移譲等]

<給与費負担>



<権限>



36. 義務教育施設等の整備・改修の促進

〔文部科学省〕

【提案・要望事項】

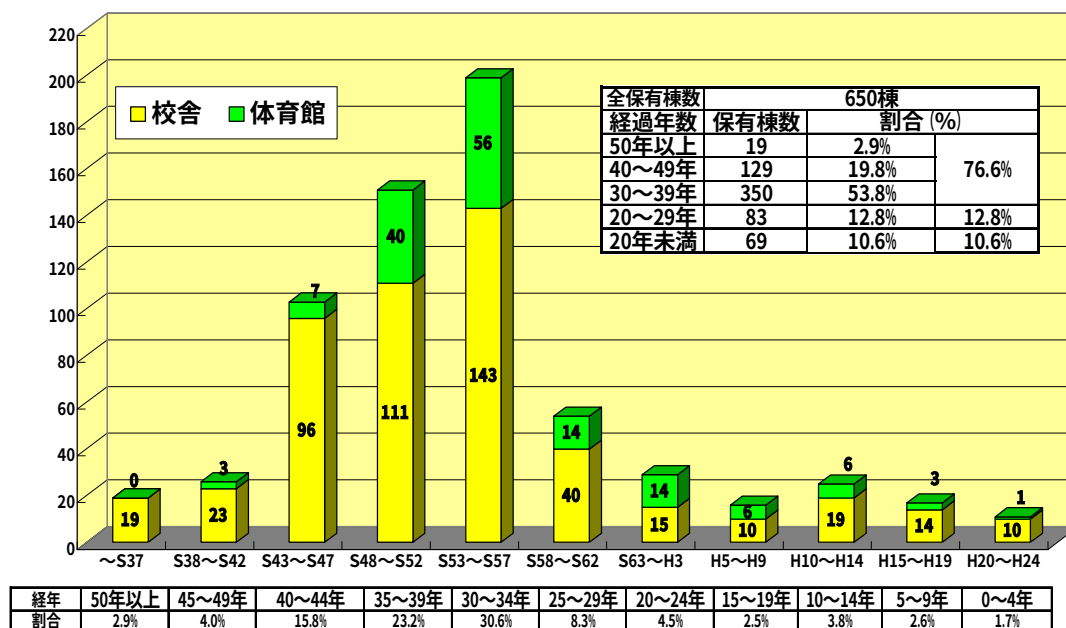
- 1 計画的かつ円滑に義務教育施設等の大規模改造及び増改築等を行えるよう、必要な予算総額を確保すること
- 2 夏休み等、工事を予定している時期に円滑に実施できるよう、速やかに認定、内示等の措置をすること
- 3 学校施設における非構造部材の耐震化事業に係る必要な財政措置を今後も継続すること

【背景・理由】

- ・本市においては、小中学校における全保有棟数校舎・体育館650棟のうち、昭和47年以前に建築され、**築40年以上経過した校舎・屋内体育館が、148棟（22.7%）**を占めており、これら老朽化した学校施設の**改修等の需要が増大**している。
- ・しかし、学校施設の大規模改造及び増改築等の整備については、**多額の経費を要することから、市単独で実施するのは非常に困難**であり、国庫負担等の支援を欠くことができない。
- ・平成24年度の国の予算においては、当初予算と平成23年度第3次補正予算本省繰越分を合わせることで、各地方公共団体が計画する事業量に必要な予算が確保されているが、**計画的に事業を実施するためには、必要な財源等の確保が引き続き重要な課題**である。
- ・また、**学校教育施設に係る工事**の多くは、学校運営に支障を来さないためにも**夏休み期間を利用しなければ実施が困難**であり、**認定、内示等が遅くなると、契約や起工が遅れ、工事の円滑な実施に支障を来すこととなる。**
- ・これらの事業を自主的、計画的かつ円滑に実施できるようにするために、国においては、**地方公共団体が計画している事業量、事業内容に見合う予算を確保することや、地方が予定した時期に実施できるよう認定、内示等の措置をとることを要望する。**
- ・また、学校施設は児童・生徒が一日の大半を過ごす場所であるとともに、災害時には地域住民の避難場所となるなど重要な役割を担っていることから、東日本大震災の被災状況からも改めて重要性が認識された**非構造部材の耐震化事業について、今後とも必要な財政措置を継続**するよう要望する。

【参考】

さいたま市立小中学校建物経年別棟数（平成24年4月1日現在）



〔担当：教育委員会管理部学校施設課課長 原 修 TEL 0 4 8 - 8 2 9 - 1 6 3 2〕

37. 公立高等学校授業料不徴収交付制度の見直し

〔文部科学省〕

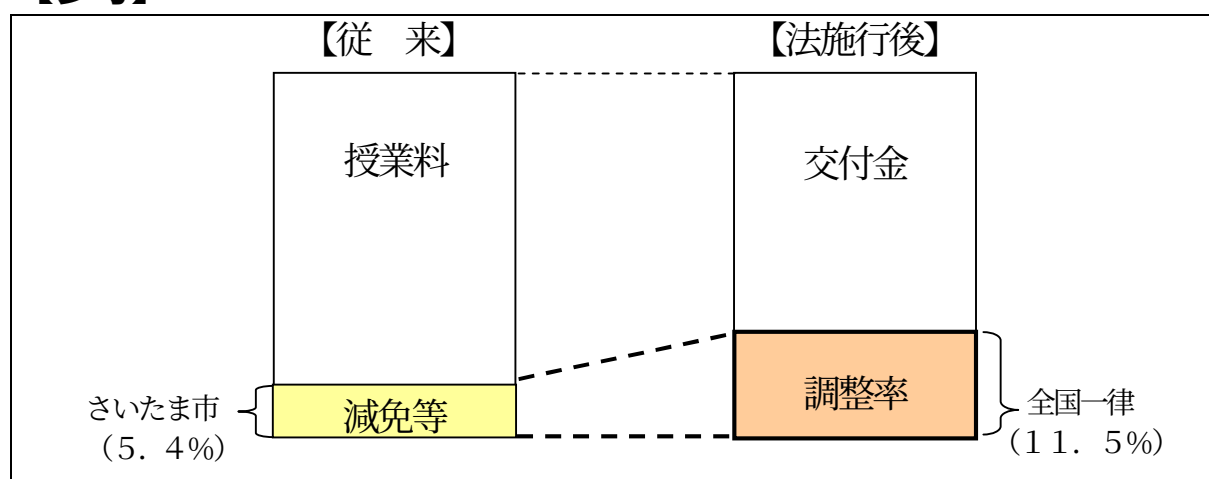
【提案・要望事項】

公立高等学校授業料不徴収は、国策として実施することから、その費用について、地方に負担を転嫁することなく、国が全額負担すること

【背景・理由】

- ・ 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が平成22年4月に施行されたことによって、公立高等学校の授業料は無償となり、授業料収入相当額が国費により負担されることとなったが、**交付金算定は減免率等を参考とした全国一律の調整率が設けられ、これにより本市に交付される交付金は、法施行前の授業料徴収額から減収となっている。**
- ・ 公立高等学校の授業料不徴収は国策として実施することを踏まえ、その費用について地方に負担を転嫁せず、全額国が負担するべきである。

【参考】



観光・経済対策

38. インバウンド観光に対する支援

(文部科学省・文化庁・経済産業省・中小企業庁・観光庁)

【提案・要望事項】

- 1 インバウンド観光に対する支援を拡充すること
- 2 各種国際大会の誘致に対して支援すること
- 3 世界盆栽大会誘致・開催に当たって支援すること

【背景・理由】

- ・国では「観光立国の実現は、21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な国家的課題」、「官民がひとつになって観光立国の実現に向けて取り組むことが必要」とし、そのためには「諸外国に対する代表性」、「関係省庁に対する調整機能の強化」、「地域・国民に対する窓口の一元化」、「地方公共団体・民間の観光地づくりの取組を強力に支援すること」が必要との考えから平成20年に国土交通省に観光庁を設置した。
- ・平成22年6月には新成長戦略に「観光は少子高齢化時代の地域活性化の切り札」としての位置付け、平成24年3月に閣議決定した「観光立国推進基本計画」では、「観光の裾野の拡大」、「観光の質の向上を目指す」ともされている。
- ・しかし、昨年発生した東日本大震災の影響により訪日外国人旅行者は大きく落ち込むこととなり、震災から1年余りが経過し、相当程度回復しつつあるが、未だ厳しい状況が続いている。
- ・平成24年4月に就任された観光庁長官は「観光は被災地が立ち直り、日本経済が回復するためにも、極めて重要な役割を担っている」というメッセージを発信しており、本市も日本全体が一丸となって観光立国の実現に向けて取り組んでいく必要があると認識している。
- ・本市には、文化的で芸術性が高く、海外、特に欧州で高い人気を誇る盆栽の聖地「大宮盆栽村」があり、伝統的な高い技術力を継承している。また、隣接する大宮公園、武蔵一宮氷川神社を含めた一帯は、和の文化と自然が調和した、貴重な観光資源となっている。
- ・さらに、そのような観光資源に加え、大宮盆栽の文化の確立、ブランドイメージ向上、市場の拡大及び海外からの観光客誘致を目的として、「大宮盆栽美術館」の整備や海外へのプロモーション活動、大宮盆栽村への訪日観光ツアー開発など海外展開事業を積極的に支援してきており、平成24

年度には中小企業庁に採択された「JAPANブランド育成支援事業」の「ブランド確立支援事業」としても推進を図っているところである。

- ・しかし、本市においても外国人観光客の誘致に大きな成果が出ておらず、今後より一層の取組が必要と考えており、国の積極的な支援が必要であることから、国において更なる支援策の充実を要望するものである。
- ・また、本市は「2017年 第8回世界盆栽大会」の誘致に向けて、積極的に誘致活動を実施する予定であり、大会の実現は、外国人観光客の誘致策としても効果的と考えられることから、国においても誘致に向けた強力な支援を要望する。

【参考】

◇さいたま市大宮盆栽美術館



◇大宮盆栽村（大盆栽まつり）



●●第8回世界盆栽大会の概要●●

◇日程 平成29年（2017年）

◇会場 さいたまスーパーアリーナ 外

◇内容 盆栽剪定デモンストレーション、盆栽講座、名品盆栽の展示会、盆栽即売会、大宮盆栽美術館及び産地見学ツアー など

◇入込観光客数 延べ7万人（※国内観光客を含む見込）

39. スポーツに関する施策の充実・強化

〔文部科学省・総務省〕

【提案・要望事項】

- 1 スポーツ行政を所管する「スポーツ庁」を早期に設置し、スポーツに関する施策の総合的な推進を図ること
- 2 国際競技大会の招致を支援する窓口を早期に設置し、国を挙げて積極的に招致活動をする事

【背景・理由】

- ・平成24年3月30日に「スポーツ基本計画」が策定され、今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針が明示された。
- ・基本方針では、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」という基本的な政策課題と、7つの個別課題を挙げ、課題ごとに政策目標を設定している。また、文部科学省の平成24年度概算要求では、スポーツ基本法の着実な推進のためとして、「スポーツ庁の在り方に関する調査研究事業費」・「国際競技大会情報ネットワーク形成支援事業費」などが計上された。
- ・さいたま市としては、「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」を施行し、スポーツを活用しながら教育・文化・環境・観光経済・健康福祉・都市計画という広範な分野と連携したまちづくりを目指している。
- ・また、平成23年10月には、日本初となる、スポーツ大会・イベントに特化した誘致組織である「さいたまスポーツコミッション」を設立し、スポーツに関する先進的な施策を展開しており、「スポーツ庁」の設置は大いに賛同できる。
- ・各省庁の垣根を越え、スポーツ担当部局を一元化した「スポーツ庁」の設置は、「スポーツのまち さいたま」の推進に向けての大きな後押しとなると考えているため、早期設置を要望する。
- ・また、国際競技大会招致は、東日本大震災からの復興を国民全体で盛り上げる機会に成り得るとともに日本人の団結力を世界に示すことができるため、大変意義があると考えられる。特に、東京都が招致を進めている「2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会」については、日本復活の象徴ともなるものと考えられることから、開催都市のみならず国が日本全体を巻き込みながら招致活動を行い、日本全体で開催招致

に対する機運を高めるよう、国も積極的に招致に臨むべきである。

- ・ また、オリンピックに限らず、国際競技大会の招致に向け、現状の課題として、**競技によって団体が複数あることや開催都市が限定されていることで招致が困難となる場合もある**ことから、各競技団体・地域の情報を共有できるシステムを構築し、相互に議論ができる場を設けることで効率的かつ効果的に国際競技大会の招致が可能になる。
- ・ そのため、**企業・各競技団体・地方公共団体が、協力して国際競技大会の招致活動ができるように、国として支援する窓口を早急に設置すべき**である。

〔担当：市民・スポーツ文化局スポーツ文化部スポーツ振興課長 金子 康〕

TEL 048-829-1058〕

〔担当：経済局観光政策部観光政策課長 石原 光親 TEL 048-829-1365〕

40. 地域経済の活性化に向けた財政措置を伴う制度の構築

〔内閣府〕

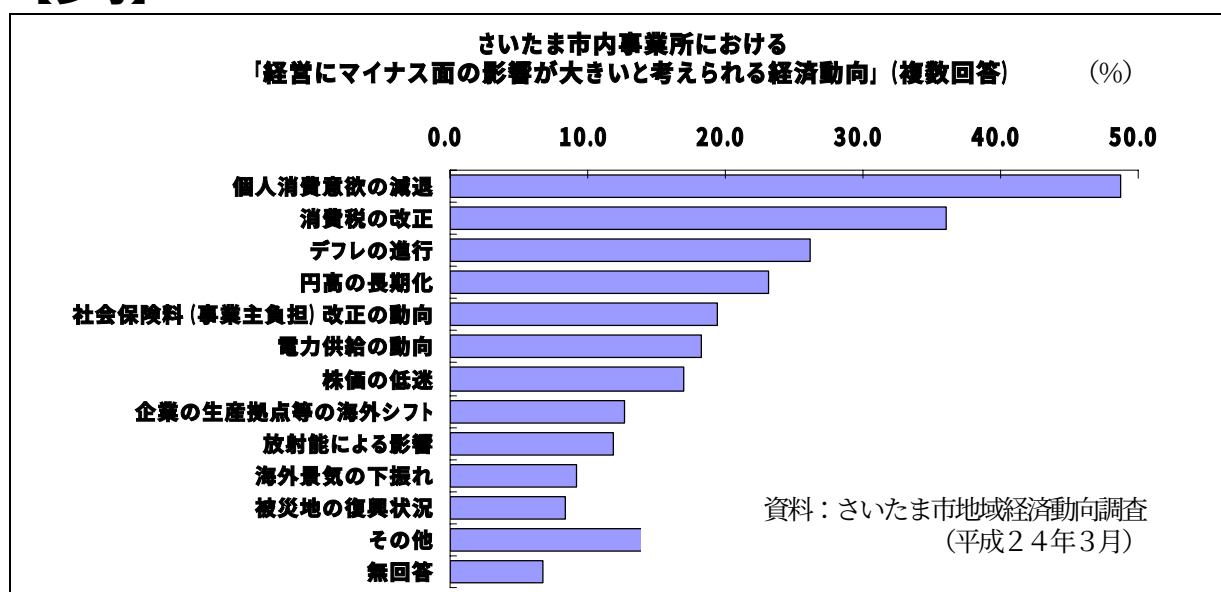
【提案・要望事項】

地方公共団体が実情に応じた地域経済の活性化策を講じることができるよう、自由度の高い交付金を盛り込むこと

【背景・理由】

- 平成24年度上半期の本市の景況は、全体として緩やかな持ち直しの動きが見られるものの、依然として足踏み状態が続く見通しである。また、今後、電気料金の値上げや原発停止による電力不足により、経済活動にも影響を与えることが予想され、地域経済の衰退が危惧される状況にある。そのため、**現在持ち直しつつある経済情勢を沈滞化させることなく、地域経済を活性化させる実情に応じた対策を講じることが急務**になっている。
- 本市においては、平成21年度には「地域活性化・生活対策臨時交付金」、平成22年度には「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用し、地域経済の活性化に努めてきた。**地域経済の中長期的な安定化には、更なる対策を講じる必要がある**ため、国として経済対策を実施するとともに、**自由度の高い交付金を配分することで、地方公共団体が実情に応じた地域経済の活性化策を講じることが可能**となる。

【参考】



〔担当：経済局経済部商工振興課長 宮原 亮 Tel 048－829－1364〕

地域主権

4 1. 地域主権改革の断行

〔内閣府・総務省〕

【提案・要望事項】

指定都市への更なる事務・権限の移譲を図るなど、地域主権改革を大胆かつ着実に進めること

- 1 「地域主権推進大綱（仮称）」の策定に当たっては、盛り込むべき項目について、事前に地方との協議を十分行い、残された地域主権改革の課題解決に向けた道筋を示すこと
- 2 義務付け・枠付けの更なる見直しを進めるため、「第3次一括法案」を早期に成立させること。また、既に設定されたものも含め、「従うべき基準」については真に必要なものに限定すること
- 3 国の出先機関については、アクション・プラン推進委員会の各チームにおける移譲に向けた具体的な検討を精力的に進め、早急に「原則廃止」へ向けた取組を確実に進めること
- 4 「国と地方の協議の場」には、政策の立案段階から、法に基づく分科会の設置及びその活用を含め、実効性のある協議の運営を行うこと。また、指定都市の代表を正式な議員として位置づけること

【背景・理由】

- ・地域主権改革を進めていく際には、「補完性の原則」に基づき、国と地方の役割分担を大胆に見直し、権限移譲を進めるとともに、税源移譲により確実に必要な財源を充実させ、地方の自由度を大幅に高めることが大前提である。
- ・政府は、本夏にこれまでの地域主権改革の取組の成果等を踏まえ、より一層の推進に向けて「地域主権推進大綱（仮称）」を策定することとしている。しかしながら、現時点において、その考え方や骨子等が全く明らかにされていない。策定に当たっては事前に地方の意見や要望を十分に聴取した上で原案を作成し、地域主権戦略会議の場等を通じて、地方と真摯に協

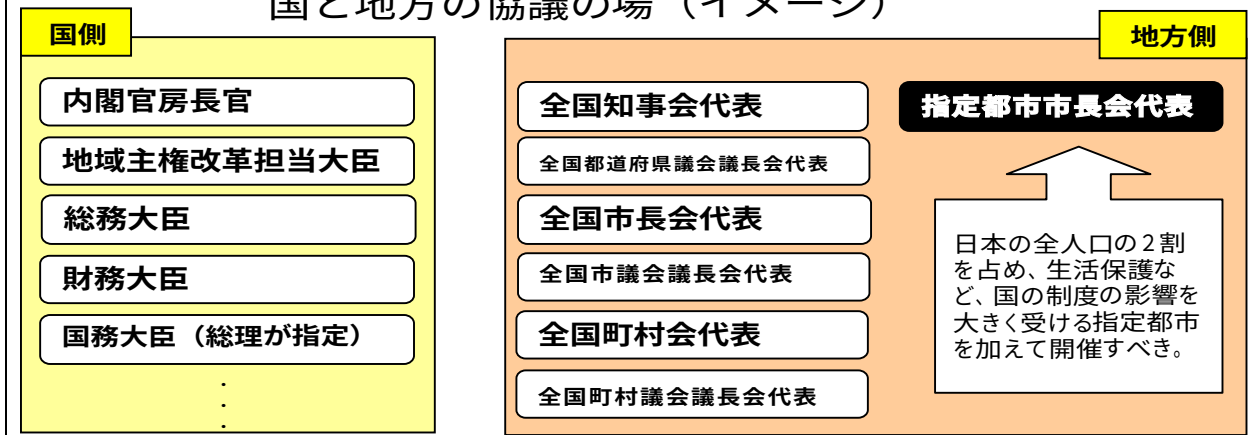
議を行い、その意見を大綱に反映していくことが必要である。

- ・平成24年3月9日に、いわゆる「第3次一括法」が第180回国会に提出されているが、本法案は、**地方からの提言等に係る事項が盛り込まれた義務付け・枠付けの見直し**を含んでおり、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができる改革を推進していくためにも、**早期の成立に向けて全力を挙げて取り組む必要がある**。
- ・また、これまでに条例委任された項目の中には、「**従うべき基準**」が相当数設けられており、いわば「**新たな義務付け・枠付け**」が生じている状況にある。**地方の自由度を拡大する観点から、「従うべき基準」は真に必要な場合に限定すべきであり、積極的な見直しを不断に講じていく必要がある**。
- ・**国の出先機関原則廃止**については、「**国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（仮称）**」に関する検討が**正念場を迎えている**が、特定広域連合等の体制が整うか否かに関わらず、都道府県や指定都市への事務権限の移譲に向けて、**アクション・プラン推進委員会**で協議中の「**直轄道路・直轄河川**」、「**ハローワーク**」、「**共通課題**」の各チームにおける取組を強化するなど、「**原則廃止**」に向けた**第一歩を踏み出すべき**である。
- ・「**国と地方の協議の場**」については、社会保障・税一体改革分科会における国と地方の真摯な議論が行われた結果、地方の意見が反映されるなど、**一定の成果があったところ**。今後も**分科会の設置等**を通じて**地方に大きな影響を及ぼす政策等の企画・立案段階から、地方との十分な協議を行うべき**である。また**生活保護等の国の制度の影響が大きい指定都市の代表を、議員に加える必要がある**。

【参考】

- 国と地方の協議の場には指定都市の代表を加えて開催すること！

国と地方の協議の場（イメージ）



〔担当：政策局都市経営戦略室副参事 大西 起由 TEL 048-829-1063〕

4 2 . 新たな大都市制度「特別自治市」の創設

〔総務省〕

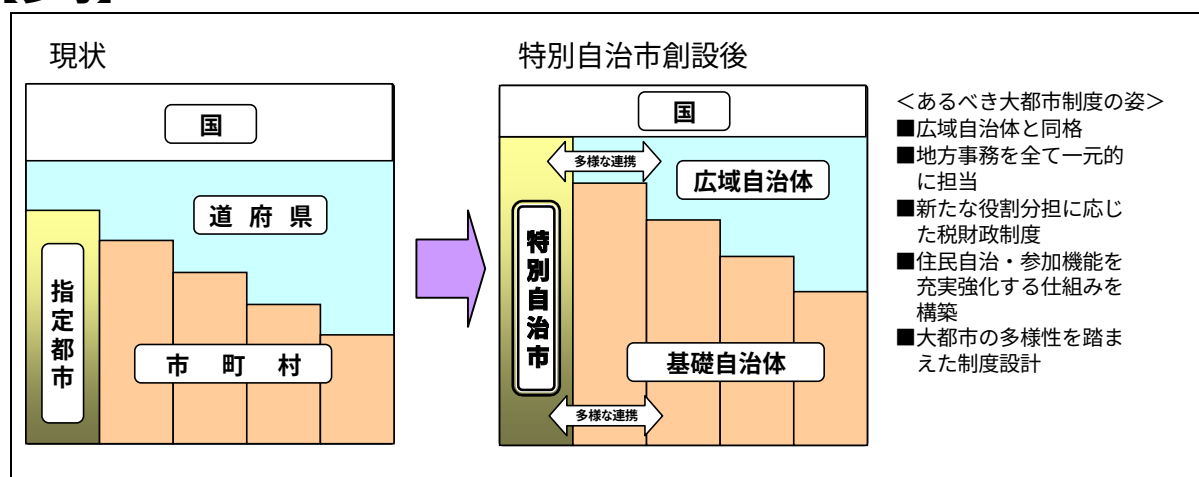
【提案・要望事項】

新たな大都市制度である「特別自治市」を創設し、必要な権限と財源の移譲を行うこと

【背景・理由】

- ・**現行の指定都市制度は**、一般の市町村と同一の枠組みの中で、一部の特例を適用することで成り立っており、国や道府県の関与が依然として残る**極めて不十分な制度となっている**。
- ・そこで、住民に身近な基礎自治体である本市へ権限と財源の更なる移譲を進めつつ、本市が大都市としてグローバルな都市間競争を勝ち抜き、我が国の経済成長のエンジンとして担うべき役割を果たすために、**現行の制度を一新する大都市制度として、「特別自治市」の創設を要望する**。
- ・なお、「特別自治市」の創設に当たっては、大都市としての一体性を保った政策展開を可能とするため、**権限と財源の一体的な移譲を行うことが前提となる**。
- ・制度設計に当たっては、**地方制度調査会等を通じて、指定都市の実情及び意向を十分に聴取し、制度創設に向けた具体的検討を進めていくこと**。

【参考】



43. 地方財源の充実

〔総務省・財務省〕

【提案・要望事項】

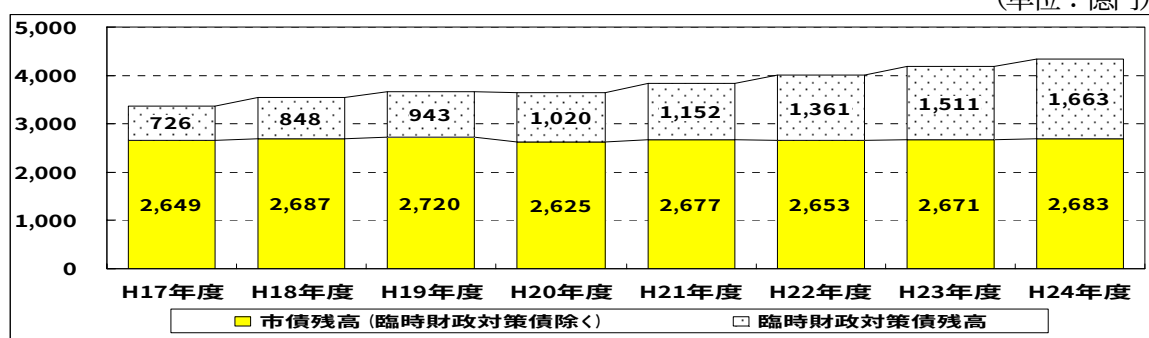
- 1 臨時の制度として導入した臨時財政対策債制度については、再延長を行わないなど、抜本的に見直すこと
- 2 地方固有の自主財源である地方交付税原資の不足額は、地方交付税法第6条の3第2項の規定に従い、法定率の変更により対処すること

【背景・理由】

- ・平成13年度から導入された臨時財政対策債は、地方の財源不足を補てんするため地方財政法の特例として発行されている臨時かつ特例的な地方債であり、当初は**3年間の臨時的な措置**のはずであったが4度の延長で長期化しており、このような特例措置の解消に取り組むべきである。
- ・他方で、臨時財政対策債は、その元利償還金が基準財政需要額に算入されるものの、臨時財政対策債の償還を臨時財政対策債で対応している現状から、年々、**臨時財政対策債の残高が増加し続けており**、このような借金を前提とした財政運営を余儀なくされている状況について少なからず市民の間でも不安感が募っている。
- ・臨時財政対策債による地方財源不足への対応は、市債発行額の抑制や市債残高削減の取組の支障となっているため、臨時財政対策債は速やかに廃止し、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、**地方交付税法の趣旨に則り地方交付税の法定率引上げにより対処すべき**である。

◇臨時財政対策債市債残高の推移（さいたま市）

（単位：億円）



〔担当：財政局財政部参事兼財政課長 高橋 篤 TEL 048-829-1150〕

4 4 . 国庫補助負担金の改革

〔総務省・財務省・内閣府〕

【提案・要望事項】

- 1 国庫補助負担金は、国が担うべき分野は必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野は所要額を全額税源移譲すること
- 2 地域自主戦略交付金は、継続事業に配慮しつつ、地方が必要とする総額を確保すること

【背景・理由】

- ・ 真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で自主的・効率的に提供するためには、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、国が担うべき分野は必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野は所要額を全額税源移譲すること。
- ・ また、平成23年度から都道府県に導入された地域自主戦略交付金が、今年度から指定都市に拡大されたことは、地域の自主性を高める取組が一步前進したものとして、一定程度評価できる。
- ・ しかしながら、税源移譲に向けた工程が明確になっておらず、また地方が必要とする総額が確保されていないことから、継続事業の実施にも支障を来しており、市民サービスの低下が懸念される。
- ・ よって、地方が必要とする総額の確保を求めるとともに、各種事務手続きの簡素化及び更なる予算流用の弾力化など、より自由度が高く、活用しやすい制度とすべきである。

【参考】

◇平成24年度 地域自主戦略交付金の交付状況	
要 望 額	51億8,776万6千円
交付限度額	42億8,645万4千円（予算計上額の82.6%）
差 額	▲9億 131万2千円

〔担当：財政局財政部参事兼財政課長 高橋 篤 TEL 048-829-1150〕

45. 社会保障・税番号制度（マイナンバー）の導入

〔内閣官房・総務省〕

【提案・要望事項】

- 1 地方公共団体が担う事務について早期に提示し、情報システムの構築・改修などの準備期間を確保すること
- 2 制度導入による混乱を防ぐため、全国民に対し、早急に十分な周知を図ること
- 3 制度の導入及び運用にあたって新たに生じるシステム関係経費については、国の責任において全額国庫負担すること
- 4 コンビニ交付を実施している市町村に対しては、再度のシステム改修等に必要な経費についても確実な財政措置を行うこと

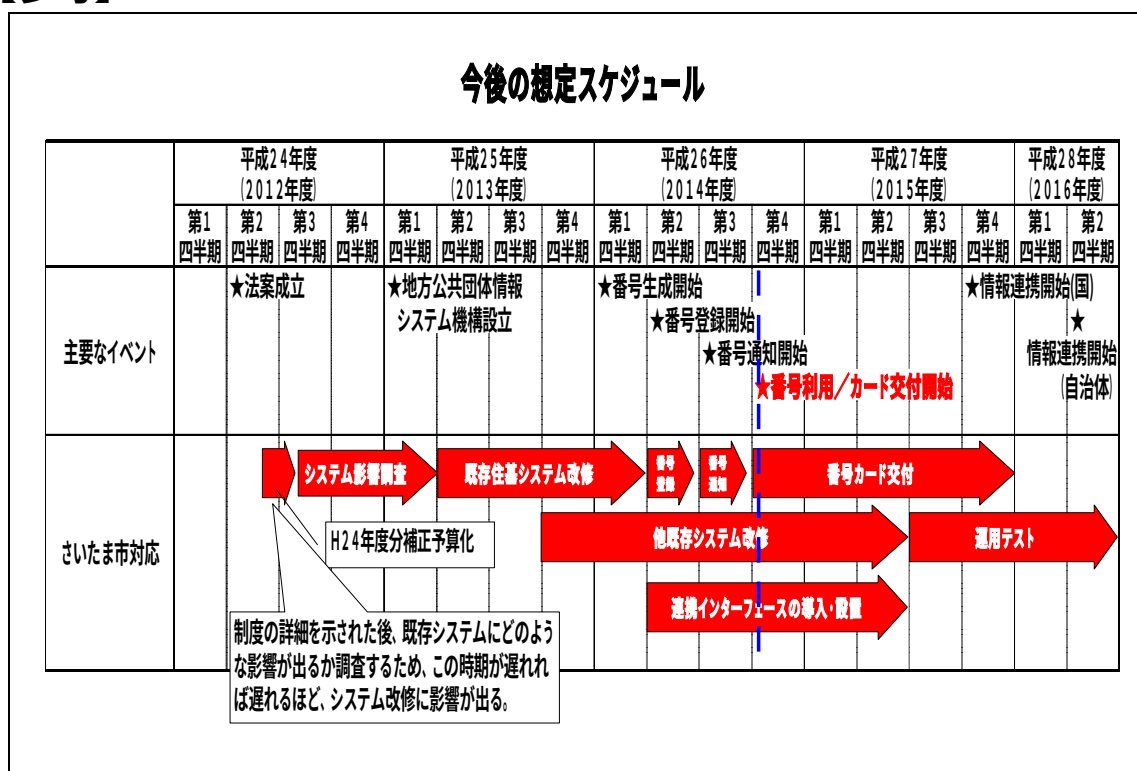
【背景・理由】

- ・ 社会保障・税番号制度の導入については、平成24年2月14日に閣議決定、国会に提出され、平成26年秋には「マイナンバー」通知、平成27年1月にはマイナンバーの利用開始、「個人番号カード」交付の方針が示されている。
- ・ 市町村は、マイナンバーを利用する業務に対応するため、組織体制の整備、新たな情報システムの構築、現行システムの改修などの作業が必要となるが、未だに国から制度の詳細が示されていない。
- ・ 平成27年1月の利用開始時までには万全の体制を整え、円滑かつ効率的に制度を運用していくためには、**相当な準備期間を要することから、個人番号カードの取扱いや利用範囲をはじめ、地方公共団体が担う事務を早急に提示することが必要**である。
- ・ また、総務省が、住民基本台帳カードやコンビニ交付の普及を推進した結果、**住民基本台帳カードは、約656万枚**（平成24年3月31日現在）が交付され、コンビニ交付は、45団体（平成24年5月1日現在）において実施されている。
- ・ マイナンバーの導入にあたり、住民基本台帳カードの機能を包括した新

たなＩＣカード（「個人番号カード」）を交付するとしているが、既存の住民基本台帳カードの取扱いや「個人番号カード」でコンビニ交付を引き続き利用するための手続方法などが示されておらず、**早期の広報による制度の周知徹底がなされないと、国民負担の増大や事務手続の混乱が予想される。**

- ・ さらに、大都市が運用する情報システムは、住民記録をはじめ社会保障や税関係等多岐にわたり、かつ大規模であることから、本制度の導入による新たなシステム構築や現行システムの改修には多額の経費を要することが見込まれていることに加え、コンビニ交付を実施している団体では、再度のシステム改修等が必要となることも予想される。
- ・ そもそも、この制度は、**国家的に個人番号を活用することにより、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るものであることから、制度の導入及び運用に関する経費は国が負担し、市町村に新たな経費負担が生じないようにするとともに、既にコンビニ交付を実施している市町村に対しては再度のシステム改修等に必要な経費についても確実な財政措置を行う必要**がある。

【参考】



平成25年度国の施策・予算に対する提案・要望

平成24年6月

発行 さいたま市政策局都市経営戦略室
〒330-9588
埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
048-829-1064（直通）



さいたま市PRキャラクター

つなが竜ヌウ

日本最大規模を誇る都心緑地空間“見沼田んぼ”の主の子孫。

生まれ育った見沼（ミヌマ）から「ヌウ」と名づけました。
ヌウ＝nuにはフランス語で「飾り気のない」「素」の意があります。

「つなが竜」には、さいたま市の魅力を伝え、人々の「つながり」を深める役割を担う意味がこめられています。



さいたま市